

石垣市地域防災計画

令和5年3月修正

石垣市防災会議

目 次

第1編 共通編

第1章 総則 (総務部及び各部)

第1節 目的	1-1
第2節 用語	1-1
第3節 防災計画の見直しと推進	1-2
第4節 石垣市の概況	1-3
第5節 災害の想定	1-5

第2章 基本方針等 (総務部及び各部)

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	1-15
第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要	1-17
第3節 本市の特殊性等を考慮した重要事項	1-20
第4節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-21
第5節 市民等の責務	1-24

第3章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等	1-26
第1款 災害予防計画の構成	1-26
第2款 災害予防計画の推進	1-26
第2節 災害に強いまちづくり	1-28
第1款 防災対策に係る土地利用の推進	1-28
第2款 都市基盤施設の整備	1-28
第3款 地盤・土木施設等の対策	1-34
第4款 建築物・構造物等の対策	1-39
第5款 ライフライン施設等の確保	1-41
第6款 危険物施設等の対策	1-45
第7款 不発弾等災害予防計画	1-47

第8款	気象観測施設・体制の整備	1-50
第3節	災害に強い人づくりのための訓練・教育等	1-50
第1款	防災訓練計画	1-50
第2款	防災知識の普及・啓発	1-52
第3款	自主防災組織の育成	1-55
第4款	企業防災の促進	1-57
第5款	消防力の強化等	1-57
第6款	地区防災計画の普及等	1-58
第4節	災害応急対策活動の準備	1-58
第1款	初動体制の強化	1-59
第2款	活動体制の確立	1-60
第3款	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	1-66
第4款	災害ボランティアの活動環境の整備	1-70
第5款	要配慮者の安全確保	1-70
第6款	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	1-73
第5節	避難体制等の整備	1-74
第6節	孤立化等に対する防災体制の強化	1-82
第7節	道路・航空機事故災害予防計画	1-84
第8節	海上災害予防計画	1-84

第2編 地震・津波編

第1章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	2-1
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画	2-6
第3節	災害通信計画	2-18
第4節	災害状況等の収集・伝達計画	2-20
第5節	災害広報計画	2-24
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	2-25

第7節 広域応援要請計画	2-29
第8節 避難計画	2-30
第1款 避難の原則	2-30
第2款 津波避難計画	2-37
第3款 広域一時滞在	2-38
第9節 観光客等対策計画	2-39
第10節 要配慮者対策計画	2-40
第11節 消防計画	2-43
第12節 救出計画	2-44
第13節 医療救護計画	2-45
第14節 交通輸送計画	2-48
第15節 治安警備計画	2-52
第16節 災害救助法適用計画	2-53
第17節 給水計画	2-58
第18節 食糧供給計画	2-59
第19節 生活必需品供給計画	2-60
第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	2-61
第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋火葬計画	2-64
第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画	2-66
第23節 住宅応急対策計画	2-67
第24節 二次災害の防止計画	2-68
第25節 教育・保育対策計画	2-69
第26節 危険物等災害応急対策計画	2-70
第27節 在港船舶対策計画	2-73
第28節 労務供給計画	2-76
第29節 民間団体の活用計画	2-79
第30節 ボランティア受入計画	2-79

第3 1 節	公共土木施設応急対策計画	2-81
第3 2 節	ライフライン等施設応急対策計画	2-82
第1 款	電力施設応急対策	2-82
第2 款	ガス施設応急対策	2-82
第3 款	液化石油ガス施設応急対策	2-83
第4 款	上水道施設応急対策	2-83
第5 款	下水道施設応急対策	2-83
第6 款	電気通信設備応急対策	2-84
第3 3 節	交通機関応急対策計画	2-84
第3 4 節	農林水産物応急対策計画	2-85
第2章 災害復旧・復興計画		
第1 節	公共施設災害復旧計画	2-86
第2 節	被災者生活への支援計画	2-87
第3 節	中小企業者等への支援計画	2-91
第4 節	復興の基本方針等	2-92
第3編 風水害編		
第1章 災害応急対策計画		
第1 節	組織計画	3-1
第2 節	気象警報等の伝達計画	3-6
第3 節	災害通信計画	3-16
第4 節	災害状況等の収集・伝達計画	3-16
第5 節	災害広報計画	3-17
第6 節	自衛隊災害派遣要請計画	3-17
第7 節	広域応援要請計画	3-17
第8 節	避難計画	3-17
第1 款	避難の原則	3-17

第2款 風水害避難計画	3-18
第3款 広域一時滞在	3-20
第9節 観光客等対策計画	3-20
第10節 要配慮者対策計画	3-20
第11節 水防計画	3-20
第12節 消防計画	3-21
第13節 救出計画	3-21
第14節 医療救護計画	3-22
第15節 交通輸送計画	3-22
第16節 治安警備計画	3-22
第17節 災害救助法適用計画	3-22
第18節 給水計画	3-22
第19節 食糧供給計画	3-22
第20節 生活必需品供給計画	3-22
第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	3-22
第22節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋火葬計画	3-23
第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画	3-23
第24節 住宅応急対策計画	3-23
第25節 二次災害の防止計画	3-23
第26節 教育対策計画	3-23
第27節 危険物等災害応急対策計画	3-23
第28節 海上災害応急対策計画	3-23
第29節 在港船舶対策計画	3-28
第30節 労務供給計画	3-28
第31節 民間団体の活用計画	3-28
第32節 ボランティア受入計画	3-28
第33節 公共土木施設応急対策計画	3-28

第34節 航空機事故災害応急対策計画	3-28
第1款 空港及び周辺地区での事故	3-28
第2款 空港及び周辺地区以外での事故	3-29
第35節 ライフライン等施設応急対策計画	3-30
第36節 農林水産物応急対策計画	3-30
第37節 道路事故災害応急対策計画	3-30
第38節 林野火災対策計画	3-31
第2章 台風災害応急対策計画	
第1節 目的	3-32
第2節 台風災害事前対策	3-32
第3節 暴風警報発表時の体制	3-35
第3章 災害復旧・復興計画	
第1節 公共施設災害復旧計画	3-38
第2節 被災者生活への支援計画	3-38
第3節 中小企業者等への支援計画	3-38
第4節 復興の基本方針等	3-38
資料編（巻末資料・巻末図表）	資料編目次参照

第 1 編 共通編

基本編は、本計画の総則と基本方針および災害予防計画である。

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び石垣市防災会議条例第 2 条（昭和 53 年条例第 16 号）の規定に基づき、石垣市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る災害対策に関し、おおむね次の事項を定め、防災体制の確立を図るとともに、関係機関及び住民の防災活動を含めた総合的かつ計画的な対策を定め、効果的な防災活動を実施することを目的とする。

- 1 石垣市の防災対策に関する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

(1) 基本編

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項

(2) 地震・津波編

地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

(3) 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画

(4) 資料編

各編に係る資料・様式

第 2 節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基 本 法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
- 2 救 助 法 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
- 3 市 防 災 計 画 石垣市地域防災計画をいう。
- 4 県 防 災 計 画 沖縄県地域防災計画をいう。
- 5 市 本 部 石垣市災害対策本部をいう。
- 6 現 地 本 部 石垣市現地災害対策本部をいう。
- 7 市 本 部 長 石垣市災害対策本部長をいう。
- 8 現 地 本 部 長 石垣市現地災害対策本部長をいう。

第3節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、県、本市、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1 防災計画の効果的推進

- (1) 県防災計画に基づき指定地方公共機関等は防災業務計画を、本市は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して市内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。本計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、市域の特性等に十分配慮する。
- (4) 市、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。
 - ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証
 - イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- (5) 市、県及び指定地方公共機関等は、本計画、防災業務計画及び県地域防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (6) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (7) 市、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。

また、市及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。
- (8) 本計画は、本市の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

石垣市防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。
- (9) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、男女共同参画の視点から女性の占める割合を高めるとともに、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

2 防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

市、県及び指定地方公共機関は、防災計画間の必要な調整、県から本市に対する助言等を通じて、本計画、防災業務計画、県地域防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、石垣市のしなやかな地域づくりのあり方を示す石垣市国土強靱化地域計画の指針を踏まえるとともに、その他の計画（石垣市総合計画、各種マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

(2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

なお、防災基本計画において、『津波の危険が予想される市町村は、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う』ことが定められている。市においては、総務省消防庁が策定した「市町村における津波避難計画策定指針」に基づき、それらを本計画で位置づけていることから、本計画を津波避難計画としても運用するものとする。

(3) 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）との整合

防災計画は、市の地域に係る災害対策に関して、総合的な計画事項である。

本計画に定めのない事項においては、別途実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）を作成し、基づくものとする。

第4節 石垣市の概況

【自然条件】

1 位置

本市は琉球弧及び日本列島の最南西端にあって、沖縄本島（那覇）から411km、東京から1,952km、隣国台湾（台北）までは277kmの地点に位置している。

2 面積

本市の面積は、229k㎡で石垣島と13の無人島からなり、県内で2番目に広い行政区となっている。

3 地勢・地質・森林・河川の状況

地形は、ほぼ長方形を基本に北東部並びに北西部に半島が突出しており、東西に走る於茂登連山を軸に、大小の河川、丘陵部、平野部が南東から南西に広がっている。

地質の構造は複雑であり、古生層、石灰岩、火成岩、洪積岩、沖積層及び海成砂礫などが多様に分布している。

本市における森林面積（沖縄の森林・林業。令和4年版による。）は、市土総面積22,915haの39%に相当する8,963haで、内訳は民有林8,963haとなっており、森林のもつ多面的役割はますます重要視されている。しかしながら、毎年襲来する台風、集中豪雨等により林地崩壊が多発し、多大な被害を及ぼしている。

地形は、ほぼ長方形を基本に北東部並びに北西部に半島が突出しており、東西に走る於茂登連山を軸に、大小の河川、丘陵部、平野部が南東から南西に広がっている。

また、位置的にも毎年襲来する台風の通過コースとなっているため、豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多い。

なお、県管理の2級河川として3水系5河川、石垣市管理の準用河川として6水系6河川が指定されている。

4 気候・気象の状況

本市の気候は、地理的には亜熱帯に属しているが、四面を海洋に囲まれ、その影響が大きいことから亜熱帯海洋性気候である。

そのため、年間の気温変化が少ない。また、年平均気温は約 24.5 度で湿度が高く、年平均降水量も約 2,100 mm と比較的多い。四季の区別は、はっきりしないが、毎年 10 月ともなると「新北風（ミーニシ）」が吹き北東からの季節風が強まるころ（2 月～3 月）東シナ海低気圧や前線等が近海に発生し、風向、風速の急変等により海難事故が多発しやすい。

春から夏に変わる時期には、梅雨前線の停滞により小満芒種（スーマンボースー）と呼ばれる沖縄独特の雨期（梅雨）がやってくる。梅雨が明けると「夏至南風（カーチバイ）」と呼ばれる夏の季節風が吹き、夏を迎えると同時に台風期に入る。台風は年平均 4 個接近し、農作物をはじめ住宅、公共施設等に多くの被害をもたらす。

石垣島における主な気象要素の平年値（年・月ごとの値 気象庁 HP より作成）

要素	気圧 (hPa)		降水量 (mm)	気温 (°C)			相対湿度 (%)	風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間)
	現地	海面		平均	最高	最低		平均	最多風向	
	平均	平均	合計				合計			合計
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1 月	1018.1	1019.9	130.0	18.9	21.5	16.7	72	5.3	北北東	84.7
2 月	1017.3	1019.0	124.0	19.4	22.0	17.2	73	5.4	北北東	91.3
3 月	1015.2	1016.9	134.4	20.9	23.7	18.6	74	5.2	北北東	118.1
4 月	1012.3	1014.0	146.9	23.4	26.0	21.3	77	4.9	北北東	130.3
5 月	1008.7	1010.4	190.7	25.9	28.7	23.9	79	4.5	南	164.3
6 月	1006.3	1008.0	208.2	28.4	30.9	26.6	81	5.3	南	212.9
7 月	1005.7	1007.4	142.3	29.6	32.2	27.7	77	5.9	南南西	261.0
8 月	1004.6	1006.3	249.8	29.4	32.0	27.3	78	5.6	南	232.9
9 月	1007.1	1008.8	259.7	28.2	31.0	26.0	76	5.3	北北東	189.9
10 月	1011.8	1013.5	211.2	26.0	28.8	23.9	73	5.8	北北東	157.6
11 月	1015.4	1017.2	138.1	23.6	26.2	21.5	73	5.5	北北東	115.3
12 月	1017.9	1019.7	155.2	20.5	23.0	18.4	71	5.6	北北東	89.3
年	1011.7	1013.4	2095.5	24.5	27.2	22.4	75	5.4	北北東	1852.5

【社会条件】

1 人口

平成 27 年の国勢調査の人口は、47,564 人であるが、令和 2 年の国勢調査による人口は、47,637 人であり、73 人の増となっている。なお、住民基本台帳によると、令和 5 年 1 月 31 日現在の人口は、49,514 人となっている。

2 居住状況

令和 2 年 1 月 1 日現在の本市における建物棟数（課税家屋）は、14,069 棟である。このうち木造家屋は 9.5%にあたる 1,344 棟である。（令和 2 年度「統計いしがき」より）

3 交通事情

国道 390 号、主要地方道をはじめとする県道 8 本で環状、東西、南北に幹線道路のネットワークを形成している。道路情勢調査によると、12 時間交通量が 10,000 台を超える路線はなく、最も混雑度が高い路線も富野大川線（石垣市登野城）で混雑度が 1 となっている。

また、市街地部の生活道路は道路幅員が狭く、緊急車両等が通行できない箇所もあるとともに、通過交通が増大しているため、改善策が求められている。

4 過去の災害履歴

〔資料編 過去の災害履歴 参照〕

第5節 災害の想定

本計画は、本市の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風第5号（ベラ）

襲来年月日 昭和52年7月29日～8月1日

最大風速 53.0 m/s

最大瞬間風速 70.2 m/s

降水量 301.5mm

死傷者・行方不明者 4名

住宅全半壊 227戸

(2) 台風第13号（サンサン）

襲来年月日 平成18年9月15日、16日

最大風速 48.2m/s

最大瞬間風速 67.0m/s

降水量 181.0mm

重軽傷者 57名

住宅全半壊 157戸

(3) 台風第15号（コーニー）

襲来年月日 平成27年8月22～24日

最大風速 47.9m/s

最大瞬間風速 71.0m/s

降水量 294.5mm

負傷者 5名

(4) 高潮（浸水想定）

沖縄県では来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域の予測を行っている。平成19年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

なお、高潮浸水想定結果の図をP1-12に示す。

高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
宮古・八重山諸島	①宮古島の真上を北上 ②宮古島の西側を北上 ③石垣島と西表島の間を北上 ④西表島の西側を北上 ⑤宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸や河川に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

(5) 土砂災害（危険箇所・区域）

本市にはがけ崩れ、土石流への警戒避難等が必要な箇所が88箇所存在する。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

市内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種 別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 (国土交通省、平成14年度)	0	5	0	5
山地災害危険地区 (林野庁、平成19年度)	11	72	0	83
農地地すべり危険箇所 (農林水産省農村振興局、平成10年度)	0	0	0	0

2 地震及び津波の被害想定

本市の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

沖縄県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、想定地震が設定されている。その中でも特に人的被害が大きい地震を以下に示す。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

H24 地震 No	H26 地震 No	想定地震	マグニ チュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備 考
①	①	八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	平成 23・ 24 年度津 波被害想 定調査よ り
②	②	八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
③	③	八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
⑥	⑧	石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が強い（6弱）	
⑦	⑨	石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が強い（6強）	
⑨	⑪	石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が強い（6強）	
⑭	—	沖縄本島南東沖地震 3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）	
⑮	⑯	八重山諸島南方沖地震 3連動	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）	平成 25 年 度に新規 設定
—	⑫	宮古島スラブ内地震	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い（6強）	
—	⑬	石垣島スラブ内地震	7.8	石垣島市街地において震度が強い（6強）	

ア 石垣島東方沖地震

建物被害は、全壊 4,680 棟、半壊 3,006 棟、人的被害は、死者 2,119 名、負傷者 9,049 名と想定される。

イ 八重山諸島南方沖地震 3 連動

建物被害は、全壊 5,750 棟、半壊 2,084 棟、人的被害は、死者 1,938 名、負傷者 9,073 名と想定される。

ウ 石垣島南方沖地震

建物被害は、全壊 3,556 棟、半壊 2,606 棟、人的被害は、死者 1,661 名、負傷者 7,465 名と想定される。

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、住民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとなっている。

(3) 予測結果の概要

死者数は、石垣島東方沖地震のケースが最も多く（2,119 人）、次いで八重山諸島南方沖地震 3 連動（1,938 人）となり、そのほとんどは津波によるものである。

建物被害（全壊）についても、八重山諸島南方沖地震 3 連動のケースが最も多く（5,750 棟）、次いで石垣島東方沖地震（4,680 棟）となり、その多くが津波によるものである。

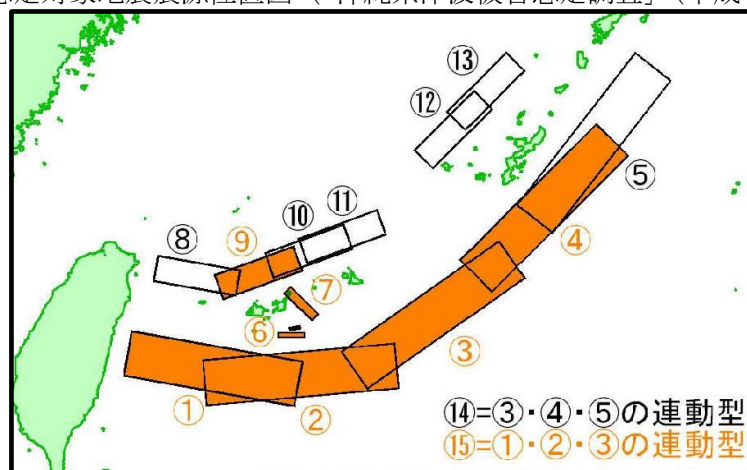
ライフラインについては八重山諸島南方沖地震 3 連動の被害が最も多く、断水人口は 17,817 人、停電軒数は 16,112 軒に上る。各想定地震の被害量は、次表のとおりである。

市内の地震・津波被害量予測一覧

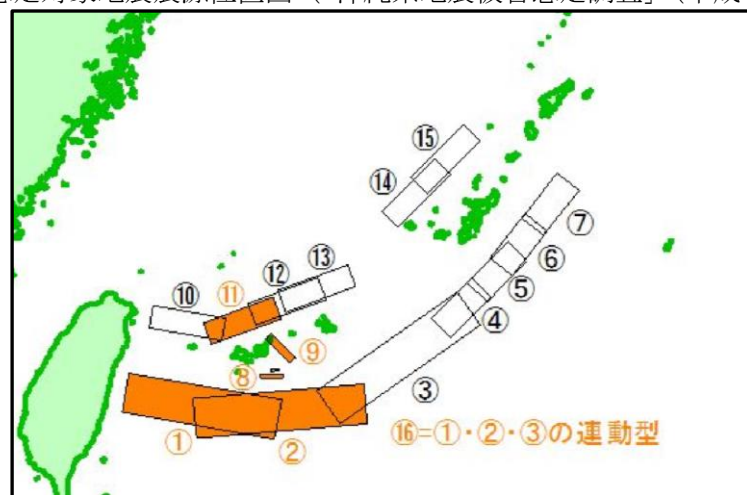
H24 地震 No	H26 地震 No	想定地震	死者 (津波) 〔人〕	負傷者 (津波) 〔人〕	避難者 直後 〔人〕	避難者 1週間 〔人〕	全壊 (津波) 〔棟〕	半壊 (津波) 〔棟〕	断水 〔人〕	都市 ガス 停止 〔戸〕	下水道 被害 〔人〕	停電 〔軒〕	通信 機能 障害 〔回線〕
①	①	八重山諸島南西沖地震	1 (0)	75 (0)	125	156	126 (0)	422 (0)	0	—	2,348	392	297
②	②	八重山諸島南方沖地震	1 (0)	89 (0)	143	179	142 (0)	493 (0)	0	—	2,353	474	357
③	③	八重山諸島南東沖地震	0 (0)	15 (0)	25	31	20 (0)	95 (0)	0	—	1,536	0	0
⑥	⑧	石垣島南方沖地震	1,661 (1,659)	7,465 (7,355)	7,214	1,468	3,556 (3,340)	2,606 (2,079)	11,121	—	6,074	11,086	10,419
⑦	⑨	石垣島東方沖地震	2,119 (2,115)	9,049 (8,838)	8,346	1,817	4,680 (4,201)	3,006 (2,132)	14,149	—	6,413	14,432	12,830
⑨	⑪	石垣島北方沖地震	120 (118)	1,818 (1,645)	2,394	439	457 (188)	1,804 (931)	671	—	2,661	2,576	2,105
⑭	—	沖縄本島南東沖地震 3連動	0 (0)	40 (0)	73	94	87 (0)	265 (0)	0	—	2,217	0	0
⑮	⑯	八重山諸島南方沖地震 3連動	1,938 (1,935)	9,073 (8,900)	8,441	2,081	5,750 (5,334)	2,084 (1,390)	17,817	—	6,630	16,112	14,231
—	⑫	宮古島スラブ内地震	0 (0)	13 (0)	24	30	21 (0)	89 (0)	0	—	1,535	0	0
—	⑬	石垣島スラブ内地震	15 (0)	571 (0)	811	1,025	1,026 (0)	2,294 (0)	371	—	3,030	5,097	3,864

注：(津波) の欄は津波による被害数である。

被害想定対象地震震源位置図（「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度））



被害想定対象地震震源位置図（「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度））



(4) 沖縄県内のうち本市の直下型地震について

(1)の想定地震は、本市において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。そこで、沖縄県により市の地震防災対策の基礎資料となるように、市の直下でマグニチュード6.9の地震を想定した震度、液状化、建物被害が予測されている。

3 津波の浸水想定

(1) 津波浸水想定

沖縄県内のうち本市の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

ア 切迫性の高い津波

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)において、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、沖縄県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等が予測されている。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)津波浸水想定モデル一覧

	波源位置 (モデル名)	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
⑨	石垣島東方沖1 (C06W)	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2 (NM11)	60km	30km	20m	7.8
⑪	石垣島南方沖 (IM00)	40km	20km	20m	7.7
		15km	10km	90m	(※2)

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

イ 最大クラスの津波

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)において、平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)	60km	30km	20m	8.0
⑨	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	3連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

ウ 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
⑧	石垣島南方沖地震（※2）		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	（※3）
⑨	石垣島東方沖地震（※2）		60km	30km	20m	8.0
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：⑧ ⑨は、1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：⑧下段は、地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

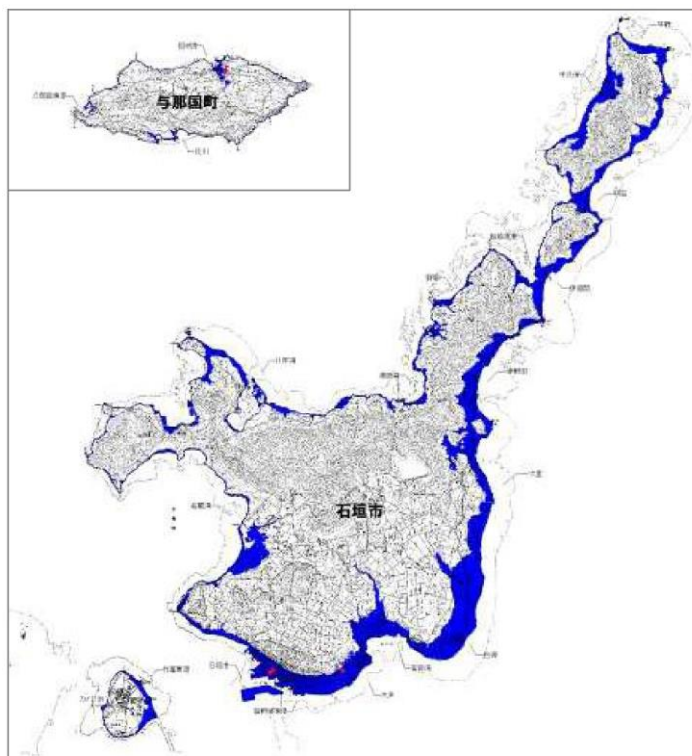
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

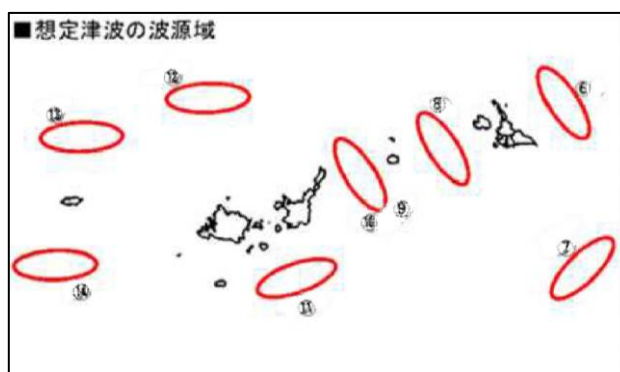
「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間

「津波到達時間」：津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

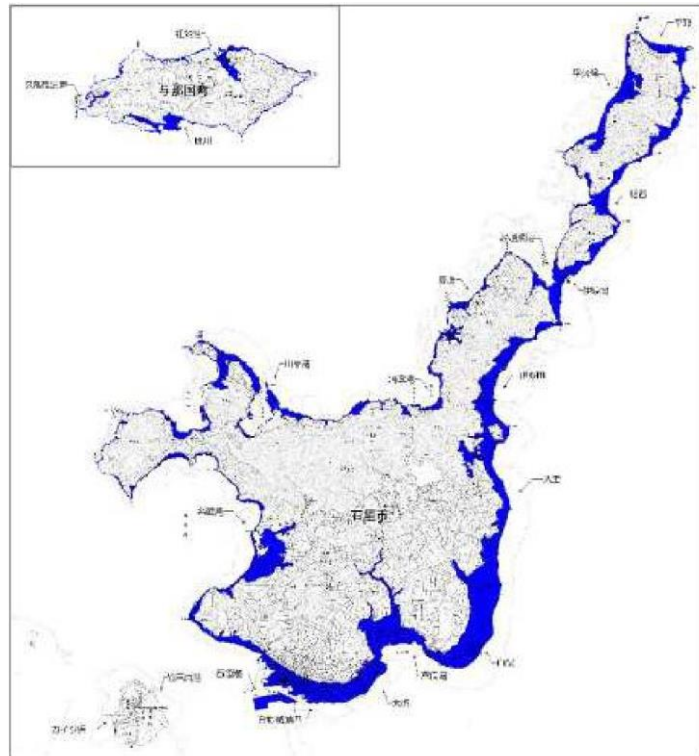
(平成 19 年度) 津波浸水想定結果



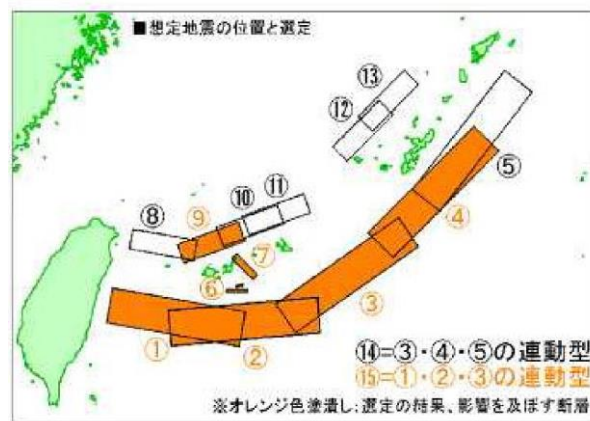
市町村名	No	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)
石垣市	1	平野	6.5	23.1	0	2
	2	平久保	5.3	14.5	0	5
	3	船越漁港	4.4	20.1	2	9
	4	野底	4.0	8.7	3	12
	5	浦底湾	3.9	11.6	3	17
	6	川平湾	3.0	10.3	2	12
	7	名蔵湾	3.2	4.1	5	26
	8	石垣港	5.6	14.9	12	12
	9	登野城漁港	12.6	19.0	5	7
	10	大浜	14.4	29.8	4	7
	11	宮良湾	10.0	22.0	5	8
	12	白保	13.5	24.0	2	7
	13	大里	11.6	33.5	1	10
	14	伊野田	18.5	33.3	2	13
	15	伊原間	11.5	27.9	1	10
	16	明石	8.4	17.9	1	7



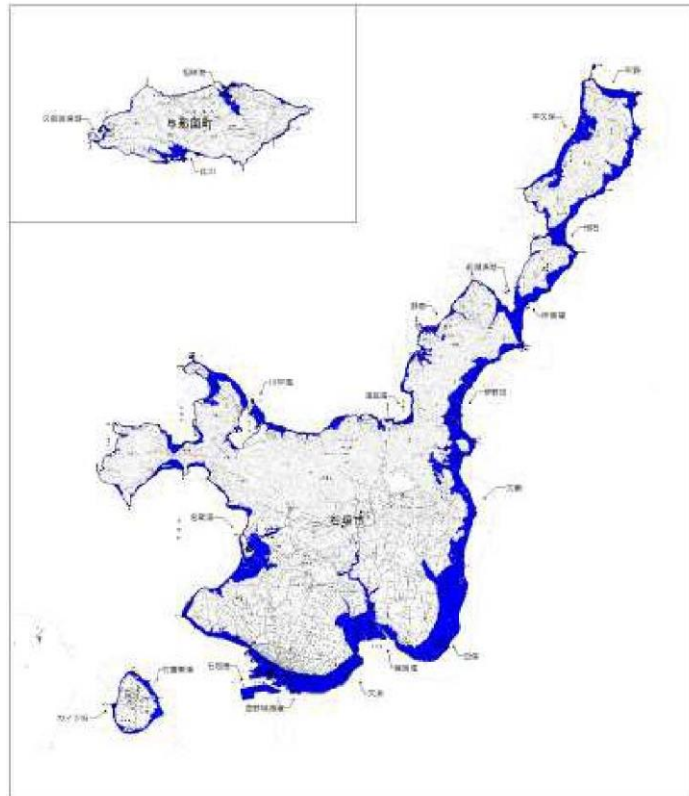
(平成 24 年度) 最大クラスの津波浸水想定結果



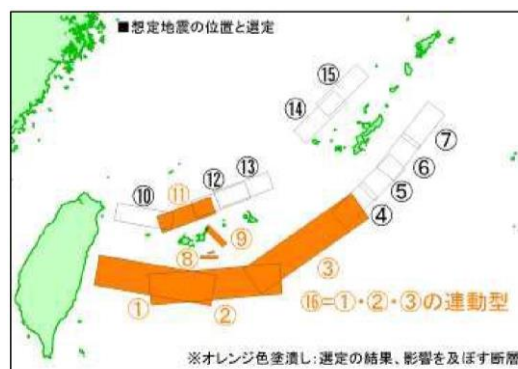
市町村名	No	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)
石垣市	1	平野	19.6	23.1	3	3
	2	平久保	9.8	14.5	2	6
	3	船越漁港	14.8	20.3	7	13
	4	野底	9.3	10.1	3	11
	5	浦底湾	12.3	16.1	6	17
	6	川平湾	13.9	14.6	10	16
	7	名蔵湾	6.7	7.4	10	27
	8	石垣港	15.7	14.8	11	12
	9	登野城漁港	20.4	19.4	6	8
	10	大浜	22.0	29.7	4	6
	11	宮良湾	17.8	23.8	6	8
	12	白保	20.8	23.3	6	8
	13	大里	28.3	34.9	9	10
	14	伊野田	25.8	34.7	12	14
	15	伊原間	21.1	28.2	9	11
	16	明石	18.9	21.0	7	10



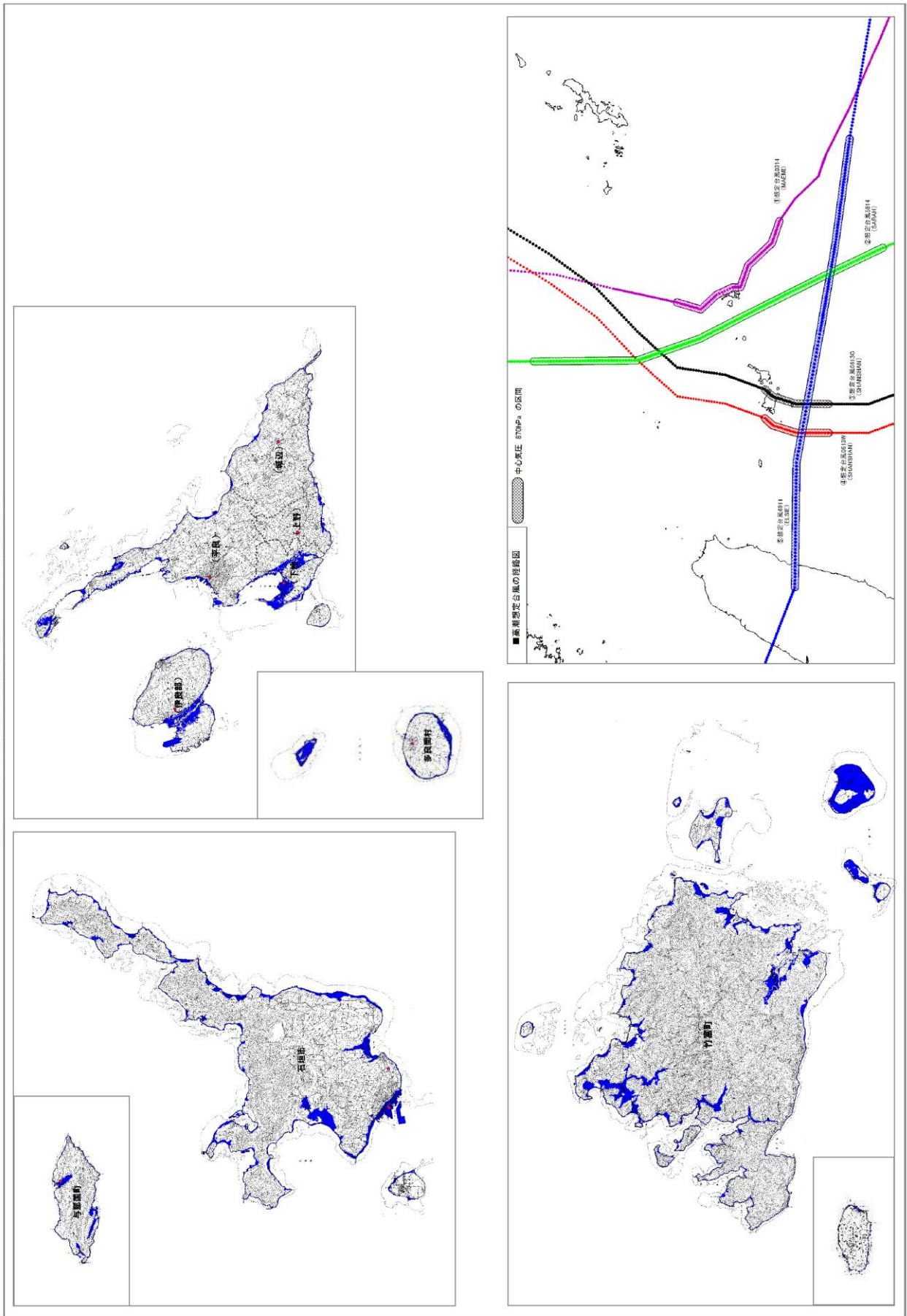
(平成 26 年度) 最大クラスの津波浸水想定結果 (津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)



市町村名	No	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)
石垣市	1	平野	23.0	24.5	3	5
	2	平久保	10.7	14.7	2	6
	3	船越漁港	14.7	19.4	7	14
	4	野底	11.1	10.7	4	11
	5	浦底湾	12.9	16.4	6	17
	6	川平湾	14.4	14.7	10	15
	7	名蔵湾	7.0	7.8	10	30
	8	石垣港	14.8	14.9	11	12
	9	登野城漁港	18.5	18.0	6	8
	10	大浜	21.5	26.6	4	7
	11	宮良湾	17.1	24.2	5	9
	12	白保	20.6	23.4	6	8
	13	大里	26.9	36.0	8	10
	14	伊野田	25.6	38.4	11	15
	15	伊原間	21.9	35.0	9	12
	16	明石	20.1	23.9	8	12



(平成 19 年度) 高潮浸水想定結果



4 その他

令和4年3月25日、政府の地震調査研究推進本部「日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（第二版）」より、南西諸島周辺及び与那国島周辺における将来の巨大地震発生の可能性が示唆された。同評価によると、具体的な震源域や発生頻度は特定できないものの、最大マグニチュード8.0程度の規模の地震発生が想定された。

第2章 基本方針等

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章第5節3(1)の「ア切迫性の高い津波」に示す地震・津波である。もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられ、第1章第5節3(1)「イ最大クラスの津波」に示す地震・津波である。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機等の大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直ししていく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 防災計画の方

市及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、長期滞在者、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

市、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 本市では人口が主に市街地に集中している。このことから、市街地では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(イ) 高齢者や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 新石垣空港開港やクルーズ船入港数の増加に伴い観光客や外国人が増加している。災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本市の経済力や観光産業の強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 観光地としての特性から、住民票を移さない長期滞在者の存在も配慮する必要がある。

(オ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(カ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(キ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大など、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市、県及び地方行政機関等の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した各業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。本市において発生の可能性のある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

我が国における急速な高齢化の到来は、高齢者や障がい者など、いわゆる要援護者と呼ばれる人々の増加をもたらしている。本来これらの人々を地域で支えていく住民意識が、近年変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題となっている。

このような状況のもと、離島であり、年間を通して多くの観光客等が訪れる本市の特性を踏まえた防災体制を確立するためには、行政や防災関係機関の危機管理体制の強化や広域市町村間の防災体制の確立に加え、住民の積極的な防災対策・防災活動への参加と協力が不可欠である。

また、1771年（明和8年）4月24日に発生した「明和の大津波」により未曾有の被害をもたらした地震災害の歴史的教訓及びその先人の伝承に基づき蓄積してきた知識を風化させることなく後代の市民に継承し、市民一人ひとりが災害についての防災意識を高めるとともに、災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりの推進のため定められた石垣市民防災の日（毎年4月24日）及び石垣市民防災週間（4月24日～4月30日）において、市民の防災知識の習得や防災力の向上を図る。

本計画は、こうした観点から住民・行政・防災関係機関が、それぞれの立場で防災活動を展開し、大規模な地震災害の軽減を図るための体制づくりとして、「自助」「共助」「公助」の精神が根ざした災害に強いまちづくりを目指し、その基本方針を定める。

1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

イ 台風などによる風雨災害、高潮等による浸水災害及び土砂災害に加え、予測可能な地震災害を想定するとともに、東日本大震災を踏まえ、地震のみならず、特に大津波について、現在の想定を超えるものが発生するおそれがあることも検討する。また、危険物による航空機事故災害などについても、他の計画と整合を考慮する。これにあわせて本市の実情に即した計画とするために、統一かつ実効性の高い施策により、住民の生命、身体及び財産の保護と被害の軽減を図る。

(2) 施策の概要

市では、国の法令や防災基本計画、沖縄県地域防災計画の指針を踏まえ、地域の基本目標を、「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害に強いシステムづくり」として、減災のまちづくりへの計画を策定する。

ア 災害に強いまちづくり

(ア) 災害に強いまちづくりの基本的な考え方としては、公共施設の耐震化等をはじめ、災害時の緊急輸送路・避難路並びに避難施設の体系的な配備など、災害に強いまちづくりを進める。

(イ) 河川状況等を的確に把握するための情報基盤を整備、治山治水対策、水害や土砂災害など地震災害以外の災害種に応じた防災基盤整備を進める。

(ウ) 心やすらぐスローライフを実践できるまちづくりへの基本的な防災施策の展開を進め、高齢者をはじめとする災害時に援護を必要とする人々が行動しやすい防災体制の確立に努める。

(エ) 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施

設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

イ 災害に強い人づくり

災害から生命・身体・財産を守るために、災害対策の中心となる市の職員はもとより、住民一人ひとりが防災能力を高めていくため、以下の点について留意し、災害に強い人づくりを展開する。

- (ア) 災害から自分自身を守り、家族や隣人の安全確保を支援する
- (イ) 地域を構成する一員としての責務を自覚し、防災活動に協力・従事する
- (ウ) 職員は防災担当従事者としての責任のもと、適切な防災対策を講ずる
- (エ) 地域コミュニティ活動等を支援し、「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という防災意識の啓発に努める

以上の4点を災害に強い人づくりへの基本姿勢と定め、住民への防災知識普及と意識の向上を図るとともに、相互支援の精神を涵養する。

こうした取り組みを通し、ねばり強く災害に対処できる人づくりを進めるとともに、市及び関係機関の連携強化によるバックアップ体制を整備する。

また、海岸や河川などの巡視員、パトロールカーの配備等による巡視体制を確保し、台風や高潮災害、土砂災害、地震・津波災害などを想定した災害予防、自主防災組織におけるリーダーの育成に努める。

ウ 災害に強いシステムづくり

災害発生時に素早く的確な対応を図るため、県、国及び研究機関と連携し、多様な情報収集・伝達体制をはじめ、災害予防、災害応急対応、災害復旧復興等の諸活動を円滑に推進するための仕組みを整える。

- (ア) 防災に関する調査研究及び観測などを推進するための基礎データの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する調査研究について県、国及び研究機関と連携し、防災施策への活用を努める。
- (イ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材などの整備・充実、食糧・飲料水などの備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施などに努める。

こうした体制づくりにより、被害の軽減に向けた実践的かつ弾力的な体制の整備充実を図り、災害に強いシステムづくりを進める。

災害に強いシステムづくりは、「自助」「共助」「公助」の防災に関する基本的な理念をふまえた本市の防災ネットワークを構築することを目的とし、民・業・官がそれぞれの使命のもとで、相互に連携した防災体制づくりへの基本として位置づける。

災害に強いシステムづくりは、住民避難に反映させるため各機関のネットワークや自主防災組織体制の充実、情報の収集、組織内での情報の共有化を図り、予見対策型危機管理体制づくりを目指した仕組みの構築を進める。

また、関係各機関や住民への情報伝達の仕組みを再度検討し、実践的な防災のまちづくりと、適切な判断基準の設定などにより、迅速かつ効果的な防災活動の展開を図る。

※自助：家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守る事をいう。

※共助：地域の人たちとの消火活動や避難行動要支援者の避難への協力等、周りの人たちと助け合う事をいう。

※公助：市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援の事をいう。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

(1) 基本理念

ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

- ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施
- コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止により快適な環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4 その他

本市、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は沖縄本島から離れており、防災上不利な地理的条件があるほか、年間約100万人以上の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会的条件を有する。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 離島の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。

このため、沖縄本島から本市への応援や、宮古島、本土から本市への応援が到着するまでの間を自力で乗り切れる防災資源やネットワークを充実・強化し、本市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

ア 消防広域化

イ 先遣隊の自主派遣体制、被災・非被災市町村間の応援体制の構築

ウ 浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保

エ 自衛隊等によるヘリコプター輸送体制の確保

オ 自衛隊、海上保安庁による船艇・航空機を使用した情報収集、輸送体制の確保

2 沖縄県における消防常備化率、消防団員数の水準

沖縄県では、消防常備化率（沖縄県70.7%、全国平均97.9%）、消防団員数の人口比率（沖縄県0.12%、全国平均0.68%）及び自主防災組織カバー率（沖縄県13.3%、全国平均77.9%）等が全国最低の水準にある。

本市では、消防常備化率100%、消防団員数の人口比率が0.18%、自主防災組織カバー率は令和5年1月末現在で91.9%となっている（5年後目標値は97.2%）。今後も、県と連携し、防災体制・対策の充実・強化に努める。

ア 消防団の拡充強化

イ 自主防災組織の組織化、資機材整備等

ウ 地区避難計画・ハザードマップ・要配慮者避難支援プラン（全体計画及び個別避難計画）等の作成支援・防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

※沖縄県の消防常備化率は全国消防便覧（総務省消防庁、平成26年3月）、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率は消防白書（平成25年版）による。

3 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本市の人口の大部分は海拔25m以下の低地帯の沿岸部に居住しているほか、津波の想定結果によると地震発生から数分で津波が到達する地区も存在する。

高い場所へ津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施

イ 市の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成

ウ 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備

エ 海拔高度図を活用した公共施設等への海拔や津波避難場所の標識設置

オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、市内（島内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、県、本市、観光交流協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、浸水想定区域外や高い場所等へ、津波到達時間内に避難できるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

第4節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び、本市の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 石垣市

- (1) 石垣市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置（避難指示、誘導）
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (13) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (14) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

2 指定地方行政機関

- (1) 沖縄総合事務局（石垣港湾事務所）
 - ア 所管に係る施設の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれの指導
- (2) 第十一管区海上保安本部（石垣海上保安部、石垣航空基地）
 - ア 警報等の伝達に関すること。
 - イ 情報の収集に関すること。
 - ウ 海難救助等に関すること。
 - エ 緊急輸送に関すること。
 - オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - キ 流出油等の防除に関すること。
 - ク 海上交通安全の確保に関すること。
 - ケ 警戒区域の設定に関すること。
 - コ 治安の維持に関すること。
 - サ 危険物の保安措置に関すること。

(3) 石垣島地方気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
- エ 石垣市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

3 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
- (2) 災害派遣の実施

4 沖縄県

- (1) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (2) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (3) 防災に関する施設及び設備の整備
- (4) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (5) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (6) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (7) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (8) 災害時における交通輸送の確保
- (9) 所管被災施設の災害復旧
- (10) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (11) 市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (12) 市内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び市外からの応援等の調整
- (13) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

5 沖縄県立八重山病院

- (1) 災害時における医療、助産、看護活動の実施
- (2) 被災者の応急対策

6 沖縄県警察

- (1) 災害警備計画に関すること。
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。
- (4) 交通規制・交通管制に関すること。
- (5) 死体の見分・検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

7 指定公共機関

- (1) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株) 電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株) 移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (3) 日本赤十字社（沖縄県支部）
 - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金の募集及び配分の協力に関すること。
 - エ 災害時における血液製剤の供給に関すること。

- (4) 日本放送協会（沖縄放送局）
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (5) 沖縄電力(株)（離島カンパニー八重山支店）
 - ア 電力施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における電力供給確保
- (6) 日本郵便(株)沖縄支社（八重山支店）
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
 - ウ 災害時における窓口業務の確保

8 指定地方公共機関

- (1) 八重山地区医師会
災害時における医療及び助産の実施
- (2) (公社)沖縄県看護協会（八重山地区）
災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力
- (3) (一社)沖縄県バス協会(東運輸株)
 - ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
 - イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運(株)（八重山支店）
災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
- (5) 日本トランスオーシャン航空(株)（八重山支店）
災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
- (6) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会
高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
- (7) 八重山地区薬剤師会
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
- (8) 石垣市社会福祉協議会
 - ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。
 - イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
 - ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
- (9) (公社)沖縄県トラック協会（八重山支部）
災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) (一社)八重山地区歯科医師会
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
- (2) 八重山建設産業団体連合会
 - ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。
 - イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。

- (3) 農業協同組合及び漁業協同組合
 - ア 農業・漁業関係者の安全の確保に関すること。
 - イ 農業・漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - ウ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。
 - エ 農業・漁業の災害応急・復旧対策に関すること。
 - オ 被災農業者・漁業者の再建支援に関すること。
- (4) 石垣市商工会
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。
 - ウ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (5) 危険物等取扱事業者
 - ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。
 - イ 災害時における石油等の供給に関すること。
- (6) 社会福祉施設管理者
 - 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
- (7) 病院管理者
 - ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。
 - イ 被災傷病者の救護に関すること。

第5節 市民等の責務

1 市民

「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立って、食糧等の備蓄や消火、救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の事前防止及び拡大防止に努め、基本的責務は次のとおりとする。

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

地域における災害対策は、消防団や公民館、宇会等組織のもとで地域住民が協力し、組織的に行動することが効果的である。

地域の実情に即して自主防災組織を結成し、自分達の地域は自分達で守るという連帯感を持って主体的に参画する防災体制の確立を図るものとし、基本的責務は次のとおりとする。

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プラン（個別避難計画）の作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 地域防災力強化を目的とした、男女共同参画の視点を取り入れた防災士及び自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力

- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力
- (11) 地区防災計画の作成

3 事業者

消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、風水害等災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもとより、地域の防災活動への積極的な協力を努め、基本的責務は次のとおりとする。

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第3章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して住民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」、「津波避難体制の整備」及び「孤立化に対する防災体制の強化」の5つに区分する。

第2款 災害予防計画の推進

1 減災目標

市は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

評価指標	現状	年度	減災目標	目標年
1. 自主防災組織カバー率	91.9%	R4	97.2%	R9
2. 人口1万人当たりの消防団員数	18.1人	R4	20.7人	R9
3. 住宅耐震化率	85.5%	R4	100%	R12
4. 特定建築物耐震化率	95%	R4	100%	R7
5. 基幹管路の耐震化率（上水道）	4.4%	H26	5.7%	5年後
6. 重要な幹線等の耐震化率（下水道）	99.6%	H27	100%	10年後

2 緊急防災事業の適用

他市に比べて地理的に不利な本市の特殊性を踏まえて、国等の防災事業を積極的に活用し、遅れている本市の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県防災計画及び市防災計画に定められた事項のうち、地2震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

市は、必要に応じ、県が毎年度行なう以下の事業意向調査で要求し事業の具体化を図る。

- ア 避難地の整備
- イ 避難路の整備
- ウ 消防用施設の整備
- エ 消防活動用道路の整備
- オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝の整備
- カ 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- キ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設の整備
- ク 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設の整備
- ケ 地域防災拠点施設の整備
- コ 防災行政無線施設の整備
- サ 飲料水確保施設、電源確保施設の整備
- シ 非常用食糧、救助用資機材等の備蓄倉庫の整備
- ス 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）の整備
- セ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策の整備
- ソ その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

(2) 石垣市国土強靱化地域計画に位置づけた各種事業の推進

市は、石垣市国土強靱化地域計画において、南ぬ浜町の第2架橋の整備など、災害に強くしなやかな地域づくりの観点から、国等による国土強靱化に資する各種交付金、補助金を活用し、様々な取り組みを位置づけている。今後、目標整備水準とともに整備進捗率を把握しながら、事業時期、箇所を明確化し、事業を推進していく。

(3) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、市及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進

市が実施しておくべき地震防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この計画の定めるところによる。

(1) 防災研究の推進

石垣市の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国及び県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災士等の育成要領、住民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

(2) 調査研究体制の確保等

国及び大学をはじめとする研究機関と連携をはかり、防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努めるものとする。

第2節 災害に強いまちづくり

国及び地方公共団体は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

第1款 防災対策に係る土地利用の推進

1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

(1) 防災上危険な市街地の解消

適切な事業の推進により、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

(1) 土地区画整理事業

既成市街地及び周辺地域において、住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備に努める。

また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により安全な市街地の形成を図る。

(2) 市街地再開発事業等

ア 市街地及び周辺地域において市街地再開発事業による建築物の共同化、不燃化を促進し避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することで、都市機能の更新及び地域の防災活動の拠点整備を図る。

イ 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。

(3) 新規開発に伴う指導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

第2款 都市基盤施設の整備

1 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地域については、道路・公園、河川・砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、防災対策を推進する。市及び県は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用

した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

2 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

(1) 防災拠点機能の確保

広域避難場所に指定している公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

また、市役所及び隣接地に予定されている防災公園や八重山病院、消防本部等は、災害応急活動の中心となる中枢防災活動拠点となるため、広域支援部隊等の活動拠点機能を強化するためヘリの臨時離着陸場を確保し、災害医療活動の支援機能、救援物資の中継・分配機能、備蓄拠点機能、情報の発信基地等の機能の強化に努める。特に、旧空港滑走路跡地に建設予定の防災公園を災害時における臨時離着陸場（ヘリポート）候補地として活用を検討する。

(2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

広域避難場所に指定している公園等を計画的に整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

(3) 防災上重要な道路の整備

ア 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

イ 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

(ア) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

(イ) 耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

ウ 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、広域避難場所等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

エ 広域的な防災拠点機能の確保

公園等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置付ける。

オ 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

カ 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結等に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して、定期的な実働訓練に取り組む。

(4) 港湾・漁港整備事業

ア 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないように、八重山圏域の拠点港である石垣港や漁港等において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

イ 応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

港湾管理者は、緊急輸送等に必要の航路などの機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者に対して防災上重要な施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。

(5) 空港施設整備事業

空港管理者は、地震・津波、風水害等に際して空港施設の被害を最小限にとどめるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を推進する。

ア 装備・資機材等の整備

(ア) 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び資機材の整備を図る。

(イ) 担架、医薬品等の救急用資機材の整備を図る。

イ 防災組織及び活動体制の整備

(ア) 空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

(イ) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

ウ 防災組織の普及・啓発

(ア) 航空に関する防災知識の普及を図る。

(イ) 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。

(ウ) 安全運航の徹底を図るための指導を行う。

3 地震に強いまちの形成

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消防活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により消防活動が困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

エ 地震に強い消防水利の確保

消防水利・貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

市営住宅等の公営住宅については、市街地特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。また、市営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図る。

ウ 消防施設等の整備促進

市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。あわせて、消防車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

エ 水防及び救助施設等の整備促進

水防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

(ア) 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

(イ) 流出危険物防除資機材

市、県、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- a 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- b 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- c 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- d 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等水防法の規定により、県及び水防管理団体は、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

4 林野火災予防計画

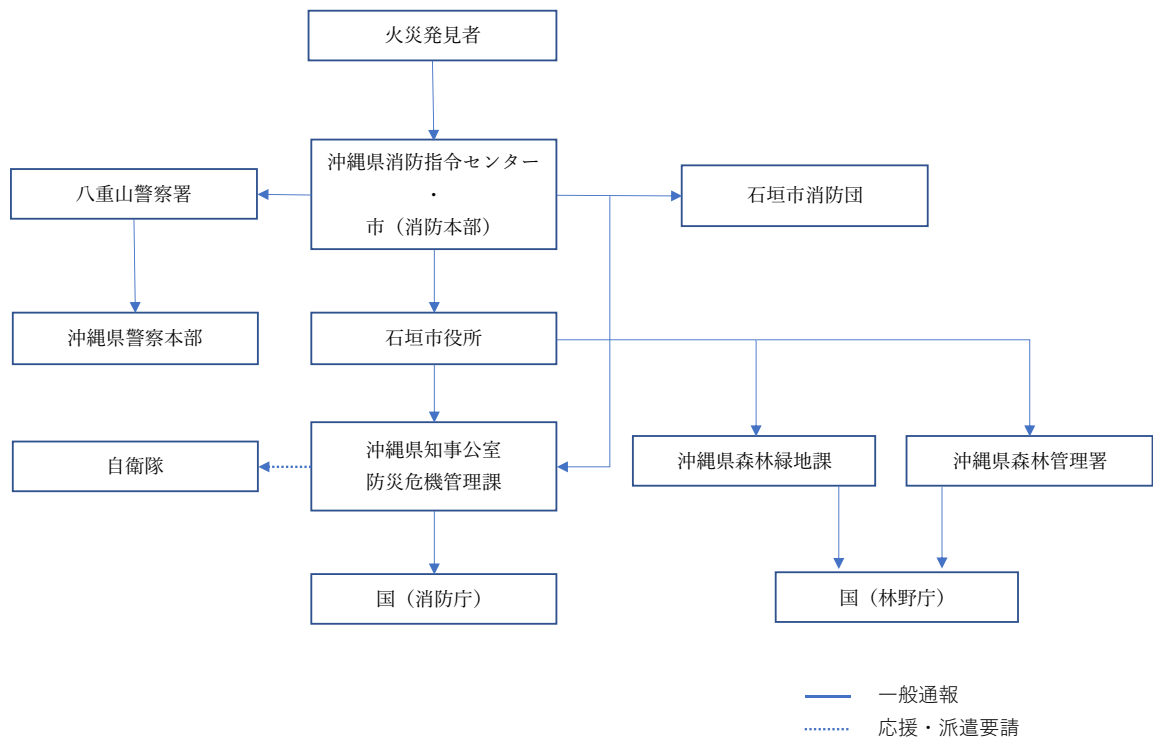
林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 林野火災対策の推進

市は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

(2) 通報連絡

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合において関係機関は、以下の連絡系統に従う。



(3) 林野巡視の強化

林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、森林保全巡視を強化する。

(4) 防火施設の整備

地域の実態に即した林野防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水等）の整備を推進し、被害の防止に努める。

(5) 林道網の整備

林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに、林野火災の消火作業の推進及び防火線としての役割も大きいことから、その整備を推進する。

(6) 出火防止対策

ア 市及び県は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努めるものとする。

イ さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の可能性に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。

ウ 市は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

エ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

(7) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

ア 国、県及び関係機関と調整しながら、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図るものとする。

イ 林野面積の多い地域を対象に、国、県及び関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

(8) 消防施設等の整備

※第2節 第2款 3(2)「ウ 消防施設等の整備促進」参照

5 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。
このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
- (2) 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、県が指定する津波災害警戒区域について周知を図り、警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。
ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
- (4) 地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- (9) 社会福祉施設や医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を促進するとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3款 地盤・土木施設等の対策

1 地盤災害防止

(1) 危険性

地盤災害の発生については、宮良川沿いや名蔵湾沿いの低地や埋立地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地における危険性の把握に努める。

(2) 対策

都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

ア 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に住民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

オ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落や液状化のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

(3) 液状化予想地域

大規模地震によって、臨港部で地盤の液状化による噴砂現象の発生が確認されており、液状化が原因と思われる地盤沈下や建物の不等沈下のため被害が発生することが予想されるため、これらのことを念頭におき、建築時の対策に活用する。

【液状化予想区域】

港湾、漁港、美崎町、新栄町、浜崎町、八島町、南ぬ浜町

2 土砂災害予防計画

(1) 砂防関係事業

ア 危険箇所

本市は、山地から海岸に至るまでの距離が短いために、急傾斜地や急勾配の溪流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所が88箇所ある。

急傾斜及び土石流による危険が予想される区域は、沖縄県水防計画のとおりである。

イ 対策

市は、県等と連携、協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域を指定し、防災対策を講じる。

また、土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用を推進する。

(ア) 砂防対策

土石流の発生による危険度の高い溪流から砂防施設の整備を促進し、下流への土砂流出の未然防止を図る。また、土石流危険溪流、土石流危険区域及び土石流に対処するために日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について地域住民へ周知を図る。

土石流危険箇所は、次のとおりである。

■土石流危険渓流（Ⅰ）

水系名	渓流名 (河川名)	所在地	渓流概況			保全対策	
			渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均渓床勾配 (度)	人家数	公共施設
バンネ沢		伊野田	1.23	0.36	4	5	国道390 : 0.09km

※所管土木事務所は八重山土木事務所、水防管理団体は石垣市
資料：令和3年度沖縄県水防計画

■土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）

水系名	渓流名 (河川名)	所在地	渓流概況			保全対策	
			渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均渓床勾配 (度)	人家数	公共施設
		吉原	1.60	0.53	10	—	—
	下田原川	大嵩	1.58	0.91	9	—	—
	佐久田良川	富野	1.70	0.90	12	—	—
		桴海	0.65	0.40	13	—	—

※所管土木事務所は八重山土木事務所、水防管理団体は石垣市
資料：令和3年度沖縄県水防計画

※ 土石流危険渓流の規定

a 土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する渓流。

b 土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。

c 土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

(イ) 地すべり対策

現在、地すべり危険予想区域は指定されていないが、平常時から発生が予想される区域について調査し、危険区域については、県と協力し、早急に危険区域の指定を促進し、行為の制限を行うとともに滑動状況及びその原因を調査研究して適切な地すべり対策工事の実施に努める。

※ 地すべり危険箇所の定義

地すべりとは、比較的緩やかな斜面において地中の粘土層などの滑りやすい面が地下水の影響などで、ゆっくりと動き出す現象をいう。地すべりを起こしている、あるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、道路、官公署等に大きな損害を与えるおそれのある箇所。

(ウ) 急傾斜地崩壊対策

現在、急傾斜地の崩壊による危険予想区域は指定されていないが、平常時から危険区

域について調査し、急傾斜地の崩落のおそれがある区域については、県と協力し、区域指定を促進し、急傾斜地崩壊防止対策事業の促進、警戒避難体制の整備等により急傾斜地における災害の未然防止に努める。

(2) 警戒避難体制の整備

ア 監視装置等の整備等

市は、県と連携して、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計及びワイヤーセンサー等の設置並びに流木・風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

イ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

(ア) 土砂災害警戒区域

- a 県は、市の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。
- b 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、災害対策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、住民等に周知を図るための措置を講ずる。

(イ) 土砂災害特別警戒区域

県は、市の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。

- a 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- d 勧告による移転者への融資及び資金の確保

(ウ) 土砂災害防止法第 8 条に基づくハザードマップ等の作成、配布

市は、土砂災害防止法第 8 条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

3 治山治水計画

(1) 治山事業

ア 危険区域

平成 19 年度の山腹崩壊危険地区は 11 箇所、崩壊土砂流出危険地区は 77 箇所、計 88 箇所となっている。(資料編参照)

イ 対策

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条第 1 項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。

- (ア) 保安林の浸食防止及び強化
- (イ) 森林の水源かん養機能の強化
- (ウ) 山地災害危険地対策
- (エ) 生活環境保全林の整備強化

(2) 治水事業

ア 危険区域

河川の氾濫等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で

危険と予想される区域（河川）」のとおりである。

■重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
	延長(km)	区域	延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
1 石垣新川	3.2	石垣市中央運動公園～河口	2.3	石垣市新川	溢水	677	39.0	2,990	692
2 宮良川	4.5	真栄里ダム～河口 底原橋上流0.2km	4.5	真栄里ダム～河口 底原橋上流0.2km	溢水	0	148	0	155
3 底原川	2.2	～宮良川合流点	2.2	～宮良川合流点	溢水	0	37	0	38

※所管土木事務所は八重山土木事務所、水防管理団体は石垣市

資料：令和3年度沖縄県水防計画

※4の名蔵川は、重要水防区域外

イ 対策

- (ア) 住宅密集地区に係る河川及びダムがある河川等については50年確率降雨量を、その他の河川については30年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。また、河川流域の自然状況や社会条件を総合的に判断し、ダムによる治水対策が有利な河川においては、総合的な治水対策を図り、住民の生命財産を災害から未然に防止する。
- (イ) 特に都市河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。
- (ウ) 慢性的浸水低地帯については雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないように対処する。

ウ 浸水想定区域の指定と周知

(ア) 市の役割

- a 市は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。
名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。
- b 市は、避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。
- c 市は水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。
- d 市は、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(イ) 施設管理者等の役割

要配慮者利用施設の所有者・管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項を定めた計画（避難確保計画）を作成する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について市に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

4 農地等災害の予防及び防災営農の確立

(1) 農地防災整備事業

ア 土砂崩壊防止工事

市及び県は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ ため池等整備事業

(ア) 土砂崩壊防止工事

市及び県は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(イ) 老朽ため池等整備工事

市及び県は、所在するかんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

(2) 防災営農の確立

ア 指導体制の確立

市及び県は、市農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、県及び関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(ア) 指導組織の統一及び指導力の強化

県は、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。市及び県は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(イ) 防災施設の拡充

市及び県は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

5 海岸保全施設対策

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。

(1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。

(2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。

(3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。

(4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。

(5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

6 高潮等対策計画

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の

対策を推進する。

(1) 高潮防災施設の整備

ア 現況

本市の海岸線の総延長は184 kmに及んでいるが、そのうち海岸保全区域として、平成27年4月現在までに31 kmが指定されている。

沿岸に位置する住宅地や産業地域では、海岸護岸は既成しているが、なかには防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

イ 危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。

■重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
区域	延長(m)	区域	延長(m)		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
伊野田、伊原間野底、大浜地区	7,668	伊野田、伊原間野底、大浜地区	5,434	越波	213	39.4	8.06

ウ 対策

- (ア) 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。(イ) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。
- (ウ) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- (エ) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- (オ) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- (カ) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

7 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

第4款 建築物・構造物等の対策

1 防災建築物・構造物の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った、防災建築物・構造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を

持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

- イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進

市は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

(3) 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

市及び県は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

また、市及び県所有の公共建築物のうち老朽化施設については、それぞれが所有する施設の建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

(4) ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本市の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

ア 調査及び改修指導

市は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ 指導及び普及啓発

県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

(5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査

市及び県は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(7) 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

市及び県は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

2 文化財災害の予防

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 市や県は文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
- (2) 市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から八重山警察署及び市（消防本部）と連携し、災害予防対策を実施する。
- (3) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
- (4) 市及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (5) 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (6) 県等が開催する講習会等を通して、適切な防災措置に関する防災知識の習得に努める。
- (7) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。
- (8) 市及び県は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導を行う。

第5款 ライフライン施設等の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから市や県、国及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、施設等の機能の確保)石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、第3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

1 上水道施設災害予防計画

自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

- (1) 施設の防災対策の強化
水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。
- (2) 広域応援体制の整備
災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の市内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検するとともに災害時の給水拠点を明確

にした応急給水計画の策定に努める。

2 下水道施設災害の予防

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに揚水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性・耐浪性、管渠の液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の新設・改築等に当たっては地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）及び下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）に基づき実施する。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な災害応援を実施するため、日本下水道事業団、日本下水道管路管理業協会との協定を締結し、広域応援体制の整備に努める。

3 高圧ガス施設の災害予防

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、(一社)日本コミュニティーガス協会は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」および「ガス事業法」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費者における保安対策

ア (一社)沖縄県高圧ガス保安協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

(4) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

4 電力施設災害の予防

「電力事業法」および「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力株式会社は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」に基づき、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国及び地方自治体の実施する防災訓練には積極的に参加することとする。

(2) 施設対策

沖縄電力株式会社は、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。発電所について、市は高台への移転を推進し、関係機関との調整を行う。

なお、以下のとおり施設毎に対策を講じる。

ア 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動や津波高などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 配電設備

(ア) 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

オ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

(3) 関係機関との連携

市及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

5 通信施設の災害予防

市、県及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 市及び県における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保

市及び県は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
 - ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化
- (ウ) 電源の確保
- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
 - ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策
- (エ) 確実な運用への準備
- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
 - ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
 - ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
 - ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
 - ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
 - ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）
 - ・通信遮断時を想定した県行政無線ネットワーク・消防無線・衛星電話等による通信手段の多重化
- (オ) その他の通信の充実等
- ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
 - ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備
- イ 情報通信機器等の充実
- 災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。
- (ア) 市は、市防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。
- ウ 通信設備等の不足時の備え
- 市は県と連携し、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
- エ 停電時の備え及び平常時の備え
- 市は県と連携し、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。
- (2) 各電気通信事業者における予防計画
- ア 電気通信設備等の予防計画
- 災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。
- (ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
- (イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。
- イ 伝送路の整備計画
- 局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- ウ 回線の非常措置計画災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。
- (ア) 回線の設置切替方法
- (イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- (ウ) 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- (エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- (オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保
- (3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保
- ア 通信手段の確保

市、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

市、県及び医療機関と連携しながら、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

(4) 関係機関との連携

市及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

6 放送施設災害の予防

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

7 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

(1) 優先利用の手続き

市は、県及び関係機関と連携し、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

第6款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

1 危険物災害予防計画

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておくものとする。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学消防機材の整備

市（消防本部）において、化学車等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2 毒物劇物災害予防計画

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定

ウ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施

エ 安全教育及び訓練の実施

オ 事故対策組織の確立

(2) 対策

県は、災害発生による毒物劇物の危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

ア 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

イ 災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。

ウ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導体制の確立を図る。

エ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。

オ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

3 火薬類災害予防計画

災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、国、県、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。

イ 県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発

ア 県は、火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

イ 県は、火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

(4) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第7款 不発弾等災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び住民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね以下によるものとする。

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、八重山警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。

ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

(ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 市長を本部長とし、副本部長を副市長、消防長、総務部長等とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者は、石垣海上保安部へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令(沖縄水中処分隊)に処理要請を行う。

イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫等へ搬入する。

エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

- (ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚え書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
- (イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立入りを規制する。
- (ウ) 市長を本部長とし、副本部長を副市長、消防長、総務部長等とする現地対策本部を設置する。

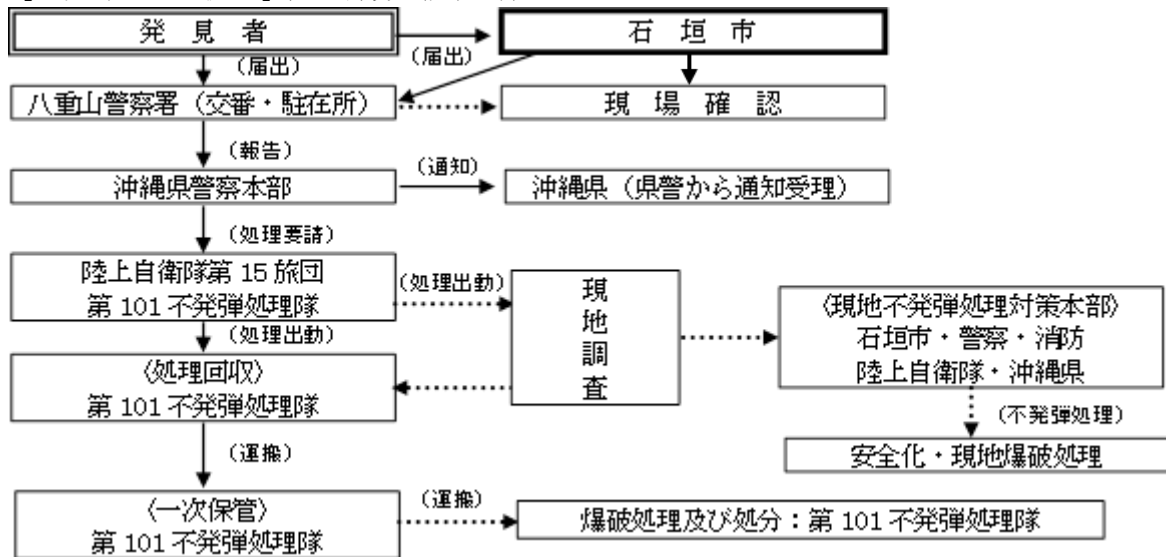
2 関係機関の協力体制の確立

国、県、市その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

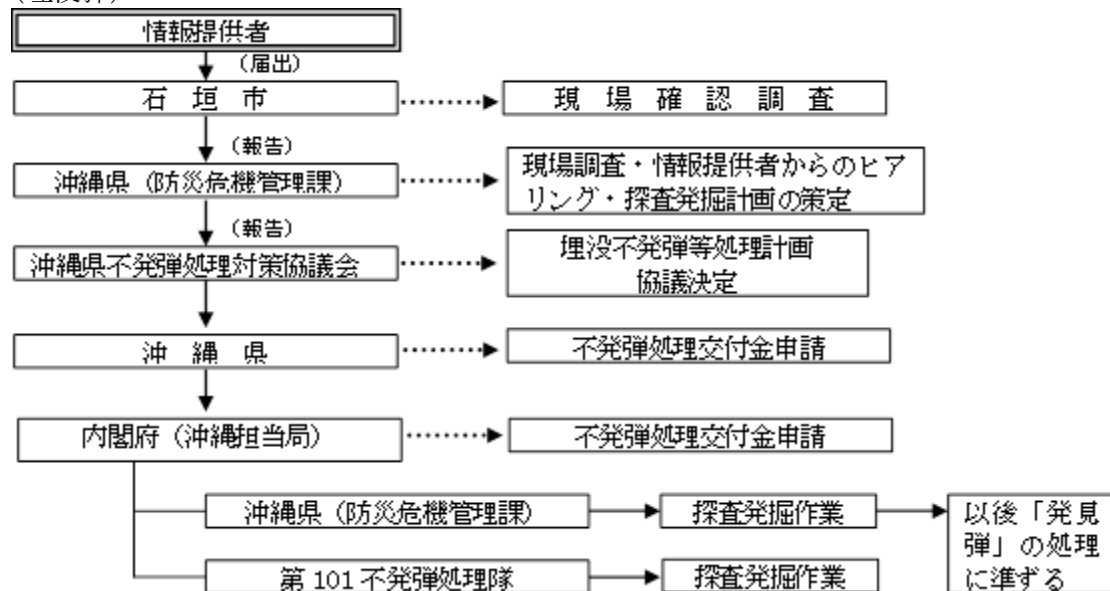
3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

- (1) 県等が開催する講習会や研修会等を通して、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識の習得に努める。
- (2) 住民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

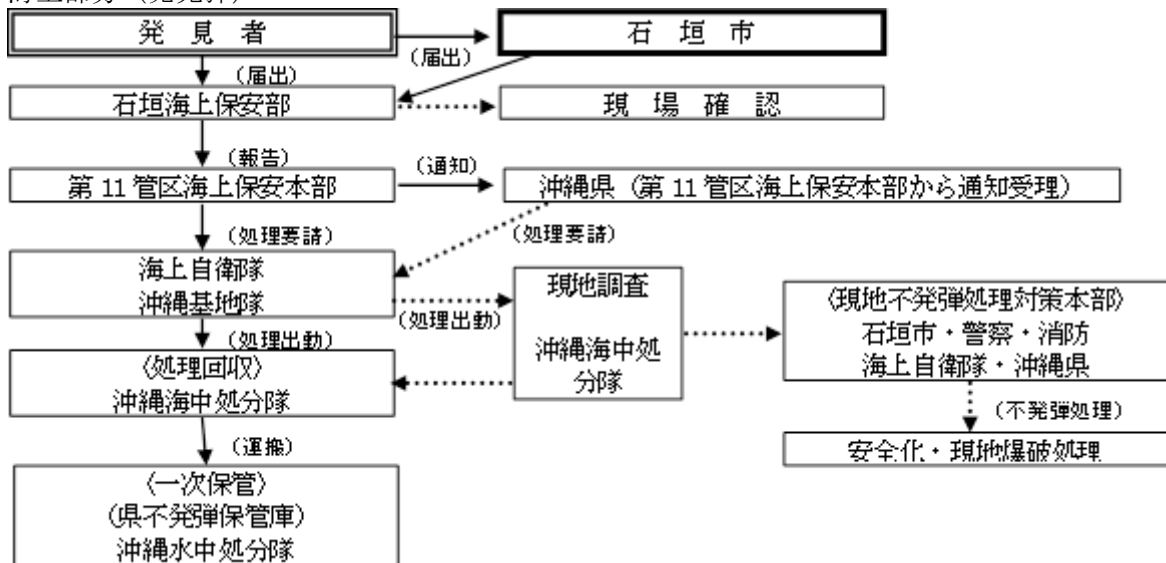
【不発弾処理の流れ】陸上部分（発見弾）



(埋没弾)



海上部分（発見弾）



第8款 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1 石垣島地方気象台における気象業務体制の整備

石垣島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実に努める。

(1) 観測施設の整備充実

石垣島地方気象台は、市の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 観測資料等のデータベースの構築

石垣島地方気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や住民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第3節 災害に強い人づくりのための訓練・教育等

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第1款 防災訓練計画

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

1771年(明和8年)4月24日に発生した「明和の大津波」により未曾有の被害をもたらした地震災害の歴史的教訓及びその先人の伝承に基づき蓄積してきた知識を風化することなく後代の市民に継承し、市民一人ひとりが災害についての防災意識を高めるとともに、災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、「石垣市民防災の日」条例を制定している。

市は、公的機関並びに事業社及び自主防災組織等と連携し、この条例に基づく市民防災訓練やその他防災訓練及び活動を実施し、市民の防災意識の高揚に努める。

なお、本市の防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練
訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を習得することを第一とする。
- (2) 地震・津波防災訓練等のシミュレーションの実施
様々な想定状況の下、生じうる問題点・課題を明確化し、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを目指してシミュレーションに基づく地震・津波防災訓練等を実施する。
- (3) 訓練内容の具体化
訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。
- (4) 防災訓練の成果の点検
訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて体制の改善を行う。
- (5) 多様な主体の参加
住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、市、県及び防災関係機関が連携して、多数の住民や事業所等が参加するように努める。
また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、防災士の会、観光交流協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 市民防災訓練

市民一人ひとりが災害についての防災意識を高めるとともに、災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりの推進のため定められた石垣市民防災の日（毎年4月24日）及び石垣市民防災週間（4月24日～4月30日）において、市民の防災知識の習得や防災力の向上を図るために、市民防災訓練を実施する。

なお、訓練実施の日程は充実した訓練となるよう、休日等多くの市民が参加可能となるよう調整の上決定する。

3 個別防災訓練の実施

市は、県及び防災機関と協力して、防災訓練の機会のあるごとに、訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。個別防災訓練の内容及び主な訓練目標の設定例は、以下のとおりである。

- ア 様々な地震発生時刻、規模の設定状況下での初動体制確立、通信連絡、組織間連携、被災現場派遣等のテーマ別訓練
- イ 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ウ 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- エ 避難所における生活支援訓練、物資集積拠点における配送訓練
- オ 民間企業・ボランティア等の活用訓練

4 総合防災訓練等

(1) 総合防災訓練

県は、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、県全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

市や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。また、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も積極的に実施する。

(2) 複合災害訓練

市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(3) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、市及び地区単位に総合演習及び消防ポンプ操法大会等を実施する。

(4) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(5) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

第2款 防災知識の普及・啓発

地震・津波、風水害等の災害を念頭においた市、県及び関係機関の職員並びに住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

1 防災知識の普及・啓発

住民は、市、地域及び自主防災組織等が行う防災訓練その他の防災活動に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、自らも災害に備え地域と連携し防災力の向上に努めるものとされている。

(1) 市の役割

ア 市は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 石垣島地方気象台の役割

ア 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うとともに、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

イ 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

ウ 地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

エ 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

- オ 土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識の普及を図る。
- カ 特別警報・警報・注意報発表時の住民のとりべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(3) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) 普及・啓発の方法等

ア 普及・啓発の時期や内容等

(7) 市、県及びその他防災機関は、「市民防災の日」「防災の日」、「防災とボランティアの日」等の防災等各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を住民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

- a 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
- b 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- c 災害時の家族内の連絡体制の確保
- d 緊急地震速報受信時の対応行動
- e 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(4) 市、県及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、住民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(5) 市、県及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

イ 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

2 各種防災教育の実施

防災関係機関は、住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

市及び県は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられることから、市、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する住民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本市に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育等を実施するなど、災害の教訓を風化させないことが重要である。また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、「市民防災の日」条例や防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

市及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(3) その他

消防団、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の意見等を含め多様な視点に十分配慮する。

3 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、市（消防本部）において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため市（消防本部）等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

ア 消防学校における消防教育は、消防職員教育、消防団員教育及びその他の教育とする。

イ 一般教育は、消防職員及び消防団員ごとに各所要の教育計画を定めて実施する。

ウ 防火管理者教育は消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、ホテル、大型スーパー、興行場、その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

なお、防火管理者教育における講習会は以下のとおり実施する。

(ア) 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

(イ) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(2) 防火知識の普及

住民等を対象に、防災教育の実施、防災コーナーの設置、PR資料の作成配布、防災教育用設備・資機材の貸し出し、講演会・研修会の開催、マスメディアの活用等を行い、震災・風水害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

防災知識の普及は、関係機関において次の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て行う。

ア 火災予防週間等における防災知識の普及

「火災予防週間」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図る。

イ 市広報誌、新聞、ラジオ等による普及

(ア) 広報いしがきによる普及

- (イ) 地元新聞による普及
- (ウ) 石垣 CATV 及びコミュニティ FM 等による普及
- ウ 河川愛護運動における防災知識の普及
- エ 学校教育及び社会教育における防災知識の普及
 - (ア) 学校教育
 - 児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。
 - (イ) 社会教育
 - 社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として研修、集会等の機会を通じ必要に応じて防災知識の普及に努める。
- オ その他
 - 消防団、自主防災組織等の組織や石垣市出前講座等を通じて防災知識の普及に努める。

4 地区の孤立対策

本市は、離島という地理的な条件により、台風時において航空機や船舶等が欠航し、島全体が孤立することがあるだけでなく、土砂災害などにより、市内における地区の孤立といった事態が想定され、食料、物資等の流通も停止することがある。

このため孤立の恐れのある地区では、台風接近に備え、住民や事業者等が、十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう普及・啓発を行う。

また、平時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、市内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服寝具等の生活必需品等について7日分以上の備蓄を促進する。

また、備蓄のローリングストックの考え方についても広く普及・啓発を図る。

5 災害教訓の伝承

本市では、1771年(明和8年)4月24日に発生した「明和の大津波」により未曾有の被害をもたらした地震災害の歴史的教訓及びその先人の伝承に基づき蓄積してきた知識を風化することなく後代の住民に継承する必要がある。このため、「市民防災の日」条例に基づく取り組みとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、市民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3款 自主防災組織の育成

災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市及び県は、住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

1 自主防災組織整備計画の策定

市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

3 組織の編成単位

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、市と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。

5 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

6 活動

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 防災資機材の備蓄及び管理
- エ 男女共同参画の視点を取り入れた防災士及び防災リーダーの育成
- オ 地区防災計画の作成

(2) 地震時の活動

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 責任者等による避難誘導
- ウ 出火防止
- エ 救出救護
- オ 給食給水

7 資機材の整備

市及び県は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

8 活動拠点整備等

市及び県は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

9 組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

市は、県が実施する自主防災リーダー養成研修や自主防災資機材の整備等の支援を受けて、自主防災組織の結成を促進し、育成に努める。

(2) 消防団との連携

市及び県は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加、日常的な訓練の実施を促進する。

- ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 企業防災の促進

1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、交通、宿泊業等の観光産業に従事する事業者においては、石垣市観光危機管理計画に基づき、事業者自身とともに乗客、宿泊客等、観光客を含む利用者の安全確保に努めるものとする。

なお、事業者は、豪雨や防風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会議所・商工会等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2 市・県の支援

市及び県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第5款 消防力の強化等

1 消防力・消防体制等の拡充強化

市及び県は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

※第2款「3 消防・防火教育」参照

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防施設・設備等の整備促進

※第2節 第2款 3(2)「ウ消防施設等の整備促進」参照

2 火災予防査察・防火診断

消防関係機関は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設

備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

(1) 特定防火対象物等

消防機関は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

また、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、消防職員数の確保に努める。

市は県と連携して、以下について検討を実施する。

- (1) 消防職員の適性数や増員の必要性の検討
- (2) 消防職員の充実による消防防災体制の強化の検討

4 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

市は県と連携して以下の対策を実施し、消防団員の充実に努める。

- (1) 地域に必要な消防団員数の検討
- (2) 住民への消防団活動の広報
- (3) 消防団の訓練、資機材の充実のための市への支援策の検討
- (4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- (5) 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

第6款 地区防災計画の普及等

1 地区防災計画の位置づけ

市の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市防災会議に提案した場合、市防災会議は市地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を市地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及

市及び県は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第4節 災害応急対策活動の準備

市、県、及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編及び第3編 風水害等編第1」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、市及び県は公

共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

第1款 初動体制の強化

突然発生する災害に、市、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

1 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、市内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に災害時優先電話回線を有した携帯電話等を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える。

(3) 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できるよう、災害時職員行動マニュアル等を整備する。

(4) 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部が設置される庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

(2) 災害対策本部（本庁）設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報収集・伝達体制の充実

市は、被害情報を迅速に把握し、適切な災害応急対策活動を実施するため、以下の対策を

推進する。

- (1) 市は、住民がいつでも、どこにいてもわかりやすい防災情報を容易に入手できるよう情報伝達手段の多重化、多様化を図るとともに被災状況の把握、迅速な情報収集を図るための整備を行う。また、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める
- (2) 防災行政無線拡声子局の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-アラート）の更新・強化を進める。またJアラートに加え、市役所、消防署放送卓等から職員が住民に直接情報提供ができる、緊急告知防災ラジオの普及促進を図る。
- (3) 学校等（幼稚園、保育所及び認定こども園を含む）への地震・津波等の情報発信を的確かつ迅速に行うための災害情報伝達設備の整備強化に取り組む。
- (4) 通信設備等の不足時の備え
災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
- (5) 連絡体制等の確保
各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
- (6) 情報収集要領の作成
市から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。
- (7) 広報車による緊急広報体制の確保
津波警報（大津波警報）等が発表された場合、短時間で迅速に広範囲へ広報車による避難誘導広報を実施する必要があることから、市役所各課で所有する広報車（広報機能付）すべてを有効に活用すべく、広報区域や広報内容をあらかじめ定めておく。

4 情報分析体制の充実

収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え

市及び県は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え

市、県、及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

多岐にわたる市や県の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

1 職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全部署に配付するとともに、庁内情報システム

(グループウェア)に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成及び人材の確保

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア 国、県等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

イ 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

ウ 防災担当専門職員を養成する。

エ 災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者など災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

(3) 大規模災害時等防災危機管理課補充強化要員の確保

大規模災害時に、災害対策本部の立上げ、住民への情報伝達・避難誘導等、多岐に渡る業務を迅速かつ的確に遂行するには、防災危機管理課要員だけでは、困難な状況が容易に推測される。

そのため、過去の経験から防災関係機器の取り扱いや災害対応業務に精通している市職員を、大規模災害時等防災危機管理課補充強化要員として指名し、災害対応能力の向上を図る。

(4) 民間等の人材確保

市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資などを調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の事前登録に努めるものとする。

さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民が身近に確保できるよう、自主防災組織の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 県の補助を活用した自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進

エ 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進

オ 市施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自主防災組織の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 県の補助を活用した自主防災組織用の消火用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

市は、県と協力し、医薬品・衛生材料の確保体制の充実に努めるとともに、必要があるときは業者の保有する医薬品等を、災害発生直前の価格で調達できる体制を整える。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、市及び県は地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

なお、災害対策用食料等の備蓄に関する計画及び現況は資料編に示す。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・飲料水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発
- イ 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品等の県備蓄品の市における適正な備蓄保管の推進
- ウ 市における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
 - ・非常用食糧として、平成25年度沖縄県地震被害想定調査被害想定結果によると、八重山諸島南方沖地震3連動において最も多くの避難者（発生直後8,441人）の発生が予想されており、同避難者数の3食×7日分（8,441人×3食×7日分=177,261食）以上を目標とし、備蓄に努める。
 - また、本市は、観光客や住民登録を有しない長期滞在者等が多くいることから、観光客等を対象とした非常用食糧を別に備蓄するよう努める。
 - ・衣料品及び寝具類等の生活必需品を災害による被害予測調査に基づき、必要とされる物資の備蓄に努める。
 - ・大規模な災害時には、一時的な断水が予想されるため、ペットボトル等の備蓄に努める
- エ 市及び県による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等
- オ 大手流通業者等（大型小売店舗等）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- カ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- キ 市等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進

(5) 輸送手段の確保

- ア 車両の確保
 - 市及び県は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。
 - また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。
- イ 船舶の確保
 - 第十一管区海上保安本部・石垣海上保安部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。
- ウ 航空機の調達
 - 一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県を通じて自

衛隊、第十一管区海上保安本部、緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておくものとする。

エ 燃料の調達

県は沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

3 応援・受援体制の強化

被害が甚大で市及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

(1) 他市町村との相互応援協力協定締結の推進

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえると、今後は、災害応急対策全般の市町村間の相互応援を確実にできる体制を強化する必要があるため、市は、県と協力し、近隣市町村間の相互応援協力協定の締結を促進する。

(2) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害時の連携が円滑に行えるように市内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実

市及び県は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 支援物資等の受入れ体制の充実

災害発生後に県・国等を通して大量に搬入される救援物資について、的確に収納・保管・分配を行うため、十分なスペースの確保を行う。またその際には、竹富町・与那国町への救援物資も本市を経由して配送されることを十分に考慮して実施する必要がある。

(7) 応援・受援の備え

市、県、及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努めるとともに、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順、

- ・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。

それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 緊急輸送道路啓開のための体制整備

災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握し、関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、孤立が予想される地区に1個所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、石垣航空基地と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第2編及び第3編「第1章災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(6) 災害交通規制の周知

県警察（八重山警察署）は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を住民に周知する。

(7) 運送事業者との連携確保

市及び県は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(8) 上記(2)を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、表示板の設置を進める。

5 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、市、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に市からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。そこで、市、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、小学校区・中学校区には原則、地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進する。

7 公的機関等の業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を作成し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

(1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

(2) 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ

細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

なお、市および県は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は、県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

オ 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるように、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 市（消防本部含む）、県、警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）

イ 自主防災組織への救出救助用資機材の補助及び貸与

(5) 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県と連携して以下の対策を推進する。

ア 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

- エ 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定予測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院、要配慮者に係る社会福祉等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
- カ 災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点を、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うSCUの機能整備、SCUの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのSCU設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。
 - ※SCU（エス・シー・ユー）：ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。
- キ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。
- ク 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）
- ケ 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

2 大規模停電への備え

- (1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (2) 市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。

3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

- (1) 学校の防災拠点化の推進
 - 以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。
 - ア 無線設備の整備
 - イ 教職員の役割の事前規定
 - ウ 調理場の調理機能の強化
 - エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
 - オ シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
 - カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
 - キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
 - ク 施設の耐震化及びバリアフリー化
- (2) 緊急避難場所・指定避難所の指定・整備
 - ア 緊急避難場所・指定避難所の指定
 - 市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。
 - また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。
 - イ 緊急避難場所・指定避難所の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに平常時から、指定緊急避難場所及び指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険区域に居住しているか確認を行うよう努める。また、市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

なお、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図る。特に、高齢者、観光客、妊婦等の避難者を考慮して、学校施設内における教室等の割り振りをあらかじめ計画しておくとともに、立ち入り禁止区域等についても指定する。

さらに、地震・津波対策だけでなく、基本法に基づき、他の災害種別でも使用可能であるかについて安全性を確認し、使用不可能である場合にはその旨を表示し、市民等に周知する。さらに、市民等にとっては自然災害だけでなく国民保護事案の際にも、生命や財産の保護の観点から、自然災害に関する災害対応の延長として避難等を位置づけることが明快と考えられることから、国民保護の観点からの堅牢性等国民保護機能の確保についても石垣市国民保護計画と整合の上で考慮していくものとする。

避難所においては、即座に避難所を開設し避難住民を受けられるよう、避難者名簿作成用紙や筆記用具等、避難所開設に必要な備品を収納した避難所開設ボックスを設置しておく必要がある。

(3) 福祉避難所のリストアップ

市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等の要配慮者を専用受け入れる介護保健施設、障がい者支援施設等、福祉避難所の指定に努める。また、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料・水・被服寝具等の生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の迅速な建設のための事前措置

市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(6) 物価の安定等のための事前措置

市及び県は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

市及び県は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- イ 時間外災害発生時の児童、生徒の被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(8) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

市及び県は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(9) 広域一時滞在等の事前措置

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、以下の事前措置の実施に努める。

- ア 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成
- ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の市及び県が把握する体制の整備
- オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(10) 家屋被害調査の迅速化

市は、県が行う家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を参加させるなど、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備による家屋被害調査の迅速化を図るとともに、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(11) 災害廃棄物処理計画の策定

市及び県は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

(12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

1 ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、市及び県は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じた取組

市、県及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2 ボランティアの育成等

(1) ボランティアの育成

市及び県は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 市及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」）という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

イ 市及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

市及び県は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策

(1) 市及び県は、市・県社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

(2) 市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

(3) 市及び市社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

(4) 市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

(5) 市、県および関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第5款 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プラン（個別避難計画）を策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園、保育所及び認定こども園等における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。

また、市は、災害発生時の要配慮者の避難対策等について施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法を定めておくものとする。

特に、津波浸水想定区域内の社会福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

(1) 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

(2) 周辺地域との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と周辺地域との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(3) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(4) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

2 在宅で介護を必要とする住民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プラン（個別避難計画）の策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（令和3年5月内閣府）に基づくものとする。

ア 避難支援プラン（個別避難計画）の作成にあたっては、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等の事態が生じた場合においても、避難支援プラン（個別避難計画）の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

イ 市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めるところにより、あらかじめ避難支援プラン（個別避難計画）を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ウ 避難支援プラン（個別避難計画）情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 避難支援プラン（個別避難計画）が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

オ 地区防災計画が定められている地区において、避難支援プラン（個別避難計画）を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

イ 住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

4 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 市長は、市に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならないものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所及び居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援を必要とする事由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めた事項

(3) 市長は、アの避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

- (4) 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、アの避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。
- (5) 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、八重山警察署、民生委員、児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
- (6) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、オの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。
- (7) 市長は、(5)又は(6)により名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な情報を講ずるよう努めなければならないものとする。
- (8) (5)又は(6)により名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

市、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、バス）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

安全確保体制の整備については、石垣市観光危機管理計画に基づき取り組むものとする。

1 観光客・旅行者等の安全確保

(1) 避難標識等の整備、普及

市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、バス）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

市及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保

市及び県は、国際化の進展に伴い、本市に居住・来訪する外国人が増加していることを踏

まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

3 観光危機管理体制の整備

(1) 観光危機管理の普及、対策の促進

市は県及び観光関連団体と連携して、観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

(2) 観光危機管理体制の整備

ア 石垣市観光危機管理プラットフォーム

観光危機管理においては、観光客の安否確認や滞在場所の確認・物資提供や帰宅支援等、様々な状況において、竹富町や与那国町、県や国、関係団体のほか、観光事業者（特に宿泊事業者、交通事業者）との連携が重要である。平常時より、石垣市観光文化課、(一社)石垣市観光交流協会を核とし、観光事業者や関係機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるよう、石垣市観光危機管理プラットフォームを構築している。

イ 石垣市の観光危機管理体制

石垣市観光危機管理計画において、石垣市災害対策本部や石垣市国民保護対策本部等の体制の下に、各対策本部長（市長）の指示の下、官民連携による石垣市観光危機対策ユニットを設置する。

ウ 観光危機管理計画の運用・更新

市は、上記の体制の整備の指針とするため石垣市観光危機管理計画を今後も継続的に充実・更新することで、観光危機による被害の最小化に努める。

(3) 観光危機情報提供体制の整備

市は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、観光客や交通手段などにも配慮しつつ、総合的かつ迅速に情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、市、県、(一社)石垣市観光交流協会、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、市、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 基本的事項

(1) 避難体制の整備

ア 市の役割

(ア) 避難所の選定

市は、住民等の生命、身体の安全を確保するため、避難所を選定・整備し、確保する。

避難所の位置等については、平素から広報等を活用し広く住民等に周知するとともに、避難誘導標識の設置等速やかに避難できる体制と環境の整備に努める。

また、要配慮者に配慮して、社会福祉施設、旅館やホテル等を避難所として借り上げ

る等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保のほか、男女のニーズ、障害の特性等の違いにも配慮する。

(イ) 避難所の開設及び運営方法の確立

避難所の開設運営については、あらかじめ避難所運営マニュアル等を作成し、実施する。

a 避難所運営における男女共同参画の視点を踏まえた留意点

- ・女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性等の確保等、女性や子育て家庭のニーズの配慮に努める。
- ・女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。
- ・警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ・避難所運営において、運営代表者の男女比に配慮し、男女双方の視点を踏まえた避難所運営が実現できる体制を構築できるよう努める。

b 避難所運営における感染症対策に関する留意点

- ・指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

(ウ) 避難所の安全確保

災害時において、市は避難所の安全を確保するために、施設の被災状況を確認するとともに、周辺地域における二次災害などの危険性の有無を確認し、避難所の安全性を精査した上で、避難誘導を図る。

(エ) 住民への周知

避難の指示を実施した者及び避難準備（要支援者避難）情報を出した者は、当該地域の住民等に対し、その内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に連絡する。

a 住民等への周知方法

- ・広報車により関係地域を巡回し周知する。
- ・災害現場へ派遣された職員により周知する。
- ・報道機関等の協力を得て、間接的な方法により周知する。
- ・消防対策部は必要に応じ、消防団員に要請し、協力を得て、関係地域に個別に周知する。
- ・防災行政無線の放送により周知する。
- ・インターネットを活用した一斉メール等により周知する。
- ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

b 避難場所への連絡

- ・避難の指示及び解除を行った者は、その旨を避難場所の管理者に対して、速やかに連絡し、現場での情報混乱を防止する。
- ・避難の必要がなくなった場合も速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知を期するとともに、情報の混乱を防止する。

c 県への連絡

避難の指示及び解除を行った場合は、市は、その旨を県に速やかに連絡し、今後の応援協力体制を整える。

d その他関係機関への連絡

避難の指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に速やかに連絡し、現場での情報混乱を防止する。

(2) 避難路の選定

市は、避難所の指定に合わせ、市街地や集落地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備し、確保する。沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域についても、避難路の選定・整備を図る。

また、住民に対し、自宅から避難路を経て避難場所へ到達する道のりを、住民自らの足で確認し、危険箇所や狭隘箇所がないか平素から確認しておくよう、防災訓練、広報紙等を通じて周知する。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

ア 避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有するもの

イ 避難路は、相互に交差しないもの

ウ 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないもの

エ 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定

オ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して検討

(3) 避難指示等の基準の習熟

ア 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備

市は、災害時において、防災関係機関及び自主防災組織などとの連携を図り、円滑かつ迅速な避難誘導體制の整備を図る。

避難指示は、次の基準に基づき実施する。

種別	基準	伝達内容	伝達方法
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○暴風警報が発表され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 ○土砂災害警戒情報の発表又は土砂キキクルで「危険（紫）」が出現し、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まり、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 ○洪水警報が発表されている状態で、さらに大雨が降り続き、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現し、浸水や道路の冠水が発生し生命及び身体に危険が差し迫ってきた場合 ○高潮警報の発表又は高潮特別警報が発表され、高潮による災害発生が差し迫ってきた場合 ○土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ○警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、危険が差し迫ってきた場合 ○津波警報や大津波警報等が発表され、避難すべき区域で津波により生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指示者 避難理由 避難対処地域 避難先 その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> 広報車 職員等による口頭 報道機関 防災行政無線 場合によってサイレン、警鐘等を併用

【避難を必要とする状況】

- (ア) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (イ) 危険物等の爆発のおそれがあるとき。
- (ウ) ガス、毒劇物等の流出拡散により周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時。
- (エ) がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が迫っているとき。
- (オ) 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険と認められるとき。
- (カ) 河川構造物等が被害を受け浸水の危険があるとき。
- (キ) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

【避難指示の対象者】

避難指示の対象者は、居住者、来訪者等を含めて、避難を要すると認められる区域にいる全ての者を対象とする。

避難指示の内容は、次の事柄を明示して実施する。

- (ア) 避難対象地域（地区名、町丁名、施設名等）
- (イ) 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称）

- (ウ) 避難指示の理由（避難要因、避難に要する時間等）
- (エ) その他必要な事項（携行品、要配慮者優先避難等）
- イ 避難の指示等の基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
 避難の指示を発する権限のあるものは、次のとおりとする。

実施責任者	指示を行う要件	根拠法
市長	・住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、指示を行う。	災害対策基本法第 60 条
警察官 海上保安官	・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。	災害対策基本法第 61 条、
警察官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官職務執行法第 4 条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第 94 条
消防職員	・消防長又は消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認められるとき。	消防法第 23 条の 2
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第 22 条

ウ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

エ 避難経路の点検及びマップの作成

避難経路及び避難場所については、ハザードマップの周知を図るとともに、防災訓練など日頃からの周知・点検対策を行い、必要に応じて避難施設や避難路の見直しを行い、市民防災マップを提供する。

オ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(4) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

ア 避難計画の作成

イ 避難誘導體制の整備

(5) 避難場所の整備等

ア 避難所の指定、整備

市は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- (ア) 避難所は、公立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。
- (イ) 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- (ウ) 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。
- (エ) 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を定しておくものとする。
- (オ) 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。
- (カ) 避難所の予定施設においては、高齢者、観光客、妊婦等の避難者を考慮して、学校施設内における教室等の割り振りをあらかじめ計画しておくとともに、立ち入り禁止区域等

についても指定するものとする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

- (ア) 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。
- (イ) 市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないものとする。
- (ウ) 市長は、住民等の円滑な避難のための立ち退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知されるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

2 津波避難体制等の整備

石垣市では、「八重山地震津波等（明和の大津波）」により未曾有の被害をもたらした歴史的教訓を風化させることなく、住民一人ひとりが津波災害についての防災意識を高めるとともに、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

(1) 津波避難計画の策定・推進

ア 市における対策

県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府（防災担当））に基づき、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項について定めた沖縄県津波避難計画策定指針を策定しており、本市においては、これらの指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海抜高度図等や「津波防災マニュアル」（平成25年3月八重山地方防災連絡会）を基に、本市の実情に応じた実践的な津波避難計画を速やかに策定するように努め、住民等への周知を図る。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

さらに、令和3年より避難勧告が廃止され、避難指示へと一本化されたことに伴い、上記津波防災マニュアルの改定を進めるものとする。

イ 津波避難計画の項目（案）

- (ア) 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- (イ) 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- (ウ) 避難困難地区・人口等
- (エ) 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- (オ) 職員の参集基準等の初動体制
- (カ) 避難指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- (キ) 津波対策の教育及び啓発
- (ク) 避難訓練
- (ケ) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項

ウ 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（空港、フェリー・バス等のターミナル等）、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

エ 避難計画の留意点

(ア) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

(イ) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員（水防団員）、警察官、市職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めるものとする。

(2) 津波危険に関する啓発

津波については、個々人の避難行動が重要であることから、市は、自らが調査あるいは保有している津波の危険性に関するデータを住民に公表し、関係機関の協力を得て、「石垣市民防災の日」条例に基づく防災意識の高揚の促進を図る。あわせて、津波の危険性及び津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等について、住民及び船舶等に対し、広く啓発するものとする。

ア 市における対策

(ア) 市は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- a 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- b 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- c 過去の津波災害事例や教訓（1771年「八重山地震津波（明和の大津波）等」）
- d 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）
- e 津波警報・避難指示等の意味合いや、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の意味

(イ) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- a 学校、幼稚園、保育所、認定こども園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- b 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- c 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- d 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- e 広報誌
- f 防災訓練
- g 津波警報時の等のビーチ等でのフラッグの掲揚に関する周知の促進
- h 防災マップ（津波ハザードマップ）
- i 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- j 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

イ 広報・教育・訓練の強化

(ア) 津波ハザードマップの普及促進

市の津波ハザードマップの普及を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

(イ) 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

(ウ) 津波防災教育の推進

市及び県は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会や「石垣市民防災の日」条例に基づく防災意識の高揚促進への取り組みを定期的に設け

るほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の津波防災への理解、向上に努める。

(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

ア 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

市及び県は、地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-アラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、IP告知放送、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）及び携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

イ 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備に努める。

ウ 避難ルート及び避難ビルの整備等

(ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故を発生させないように努める。

(イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、所在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(ウ) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

市は、所有者の協力を得て、津波危険予想区域内の建築物について、立地等を勘案し、津波発生時の一時避難ビルとして活用できるよう協定の締結の拡充を図る。

[資料編 3-5 津波避難ビル（一時避難）一覧 参照]

(エ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、原則海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、住民への周知と理解を促進する。なお、津波浸水域にあり5階以上を避難場所としている施設については、時間的猶予がある場合は、浸水区域外にある施設まで避難することを推奨する。

(オ) 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

エ その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

(4) 津波災害警戒区域の指定等

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について検討し、必要な措置を講ずる。

なお、津波災害警戒区域の県知事により指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

- ア 当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を定める。
- ウ 津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- エ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

3 津波防災マニュアルの修正

市は、「津波防災マニュアル」（平成25年3月八重山地方防災連絡会作成）について、関係機関と協力し、津波浸水予測等に検討を加え、修正を図る。

第6節 孤立化等に対する防災体制の強化

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、地域住民の生活に大きな影響を与える。

本市は、離島という地理的な条件により、台風の発生時において島全体が孤立することがあるだけでなく、地震・津波により生命線となる港湾、漁港、空港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想される。

また、大津波から避難できない事態も予想される。このような本市の地理的特性や防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

1 孤立化等に強い施設整備

(1) 港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

(2) 空港対策

空港管理者等は、空港について施設の耐震性や耐浪性等の確保を推進する。また、施設の応急復旧や消防活動等を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(3) 道路対策

道路管理者は、重要な港湾、空港及び漁港や中山間部の孤立予想地域と災害対策拠点（避

難所、救護所、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等)を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(4) 通信施設対策

市、県及び通信事業者は、孤立化が予想される地区について所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を推進する。

2 孤立化等に強い人づくり

(1) 孤立想定訓練

市は、孤立危険地域について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及

市は、孤立危険地域では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのご自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について7日分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成

孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織カバー率100%を目指す。

このため、市は県と連携して男女共同参画の視点を取り入れた自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を支援する。

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

(1) 離島への応援体制の強化

県は、地震・津波の被害想定による被災パターンを踏まえて、本島からの応援や離島相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

市及び県は、孤立地域等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、地域ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

孤立危険地域ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

4 津波避難体制の整備

(1) 津波に対する啓発

「石垣市民防災の日」条例に基づき、過去に本市に大被害をもたらした八重山地震津波（明和の大津波）等の教訓の伝承を推進する。

(2) 津波警戒避難体制・手段の整備

津波避難困難地区においては、津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。

第7節 道路・航空機事故災害予防計画

1 道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

2 航空機事故災害予防

(1) 対策資機材等の整備

空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。

(2) 協力・応援体制の整備

空港管理者、警察及び消防機関等は、航空機の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。

(3) 防災訓練

空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第8節 海上災害予防計画

1 航行の安全確保等

(1) 石垣海上保安部は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体 汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。

2 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

石垣海上保安部、県及び市は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

警察及び市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び市（消防本部）は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市及び県は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

石垣海上保安部等、沖縄総合事務局、県及び市等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第2編 地震・津波編

地震・津波編は、地震・津波対策に係る
応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織計画

1 石垣市災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、石垣市災害対策本部組織図のとおりとする。ただし、必要に応じてこれと異なった組織体制をとることができる。

- (1) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は副市長、総務部長、企画部長をもって充てる。
- (2) 市長が不在若しくは事故あるときは、副市長がこれを代行し本部長となる。また、副市長も不在若しくは事故あるときは、総務部長がこれを代行し本部長の職務を遂行する。
- (3) 本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長及び班員を置く。
部長及び班長は、巻末表-1に掲げる職にある者をもって充て、班員は当該班長の所属する課等の職員をもって充てる。
- (4) 本部に本部会議を置く。本部会議は市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長、企画部長、総務部長）、本部員（部長等）及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

2 市災害対策本部の設置

(1) 本部の設置

市災害対策本部は、以下の基準により設置する。

- ア 市の地域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき
- イ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市内の地域に重大な被害が発生したとき
- ウ 市内で震度4以上が観測されたとき
- エ 宮古島・八重山地方に津波注意報が発表されたとき
- オ 前各号のほか、市内に発生した災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施が必要なとき

(2) 石垣市災害対策本部会議の開催

市本部長（市長）は本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに対策本部に参集する。本部会議の開催場所、報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

ア 本部会議の開催場所

イ 報告・協議事項

- ・各部の配備態勢
- ・緊急措置事項
- ・被害状況に関すること
- ・応急対策に関すること
- ・本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること
- ・自衛隊、沖縄県、各市町村及び公共機関への応援要請に関すること
- ・避難の指示・警戒区域の指定に関すること

- ・災害救助法の適用に関すること
- ・激甚災害の指定に関すること
- ・住民むけ緊急声明の発表に関すること
- ・応急対策に要する予算及び資金に関すること
- ・国、県等への要望及び陳情等に関すること
- ・その他災害対策の重要事項に関すること

ウ 災害対策本部の組織編成及所掌事務は、参考資料の資料0のとおりとする。

「石垣市災害対策本部等」の車掌事務及び組織機構によるものとする。ただし、必要に応じてこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

(3) 本部設置に至らない場合の措置

石垣島地方気象台から大雨・洪水及び高潮の警報が発表される等、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、防災担当職員等による災害対策準備体制を講ずる。

3 市災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、市役所庁舎内に設置する。津波警報、大津波警報発表時や災害により市役所庁舎が使用できない場合は、石垣市総合体育館に設置する。また、竹富町や自衛隊等各防災関係機関によるリエゾン等の派遣が想定される場合は、必要なスペースを考慮して市役所2階大会議室に設置する。

4 市災害対策本部の解散

市災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれなくなり、市災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。

5 設置又は解散の報告

市災害対策本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び住民に対し、以下により通知公表する。

担当班	通知又は公表先	通知又は公表の方法
総務対策部本部連絡班	各対策部	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	沖縄県八重山事務所	電話その他迅速な方法
〃	関係機関	電話その他迅速な方法
企画対策部 企画政策班・DX班	報道機関	電話その他迅速な方法
消防対策部ほか	住民、その他	防災行政無線、ラジオ、広報車、その他迅速な方法

6 現地災害対策本部の設置

災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって、当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

7 市災害対策本部の組織

巻末図－1 参照

災害対策本部事務分掌

巻末表－1 参照

8 災害対策の動員

(1) 配備の指定及び区分

ア 配備の規模

本部長は、市災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

ただし、本部長の指定がない場合でも、その状況に応じて、各対策部長においてその配備を決定することができる。この場合、各対策部長は直ちに本部長に報告する。

(2) 配備基準

配備は、おおむね以下の基準により第1配備から第4配備までに区分する。

※毎年襲来する台風対策配備要員については、第3編風水害編第3章台風災害応急対策計画による。

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 災害対策準備体制	①気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	①防災担当課職員 ②一部職員 (市道、農道担当課)
第2配備 災害対策本部 (警戒体制)	①本市に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 ②市内で震度4が観測された場合 ③本市に津波注意報が発表された場合	①本部事務局員 ②各対策部長及び班長 ③一部職員 (各班情報連絡担当)
第3配備 災害対策本部 (救助体制)	①相当規模の災害の発生した場合 ②市内で震度5弱又は5強が観測された場合 ③津波警報が発表された場合	①本部事務局員 ②各対策部長及び班長 ③一部職員 (全職員の約半数)
第4配備 災害対策本部 (非常体制)	①災害により市全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 ②市内で震度6弱以上が観測された場合 ③大津波警報が発表された場合	①全職員が配置につく

(3) 配備人員及び指名

ア 災害対策準備体制

災害対策準備体制は、本部長と総務対策部長が協議し、配備する。

イ 配備の配備要員数

各対策部の第1配備、第2配備及び第3配備の配備要員数は、表-2のとおりとする。ただし、本部長は、災害の実情により所属の部長と協議し、配備要員を増減することができる。

(4) 各配備要員の構成

表-2の各配備要員は、各班長（課長等）が所属する課等の職員とし、配備要員数は班長を除く要員数とする。

(5) 配備の規模に応ずる配備要員の指名

各対策部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員を、あらかじめ指名しておく。

(6) 配備要員名簿の作成

ア 各対策部長は、配備要員数を目安にし、毎年4月1日現在で災害対策配備要員名簿を作成し、同月末日までに総務部長に提出する。

イ 各対策部長は配備要員に異動があった場合は、その都度修正のうえ総務部長に通知する。

9 動員方法

動員方法について、災害発災時から復旧・復興において職員が適切な判断が行えるよう、災害時職員行動マニュアルをあらかじめ作成するものとする。

- (1) 本部会議を招集
本部長は、気象予報、警報及び災害発生のおそれのある異常気象の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定する。
- (2) 招集に関する事務
本部会議の招集に関する事務は、総務対策部本部連絡班長が行う。
- (3) 各対策部長への通知
総務対策部長は本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各対策部長に通知する。
- (4) 各班長への通知
通知を受けた各対策部長は、各班長へその旨通知する。また各対策部長が災害の状況に応じてその配備を決定したときは、直ちに各班長に通知するとともにその人数を総務対策部長に報告する。
- (5) 配備要員への通知
通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。
- (6) 所定の配備
通知を受けた配備要員は、直ちに災害時職員行動マニュアル等に定める所定の配置につく。
- (7) 非常招集系統を確立
各対策部長はあらかじめ部内の非常招集系統を災害時職員行動マニュアル等に定め確立しておく。
- (8) 自主的な参集（配備）
各配備基準に定める震度の地震及び津波情報を確認したときは、該当する配備要員は、災害時職員行動マニュアルに定める動員指示がなくても直ちに参集する。
- (9) 災害応急対策上必要な意志決定又は指示
本部長（市長）は、夜間や休日等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したとき参集途上にあっても、適切な連絡手段により災害対策本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請及び県への応援要請等、災害応急対策上必要な意志決定又は指示を行う。
- (10) 配備の報告
各対策部において要員を配備し、応急活動を実施したときは、職員の配備状況を総務対策部長に報告する。
- (11) 参集場所
職員は、災害時職員行動マニュアルに等に定めた所属する勤務場所に参集することを基本とする。
- (12) 指定参集
各対策部の長よりあらかじめ各対策部の業務を遂行するため、災害時に参集する場所を指定された者は指定場所に参集する。
- (13) 職員の心構え
災害時職員行動マニュアルに基づき、市の職員としての責務を果たすものとする。
ア 職員は、予め定められた配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ等によって情報を得ると

ともに各対策部、班等への電話照会等によって災害の状況、配備命令等を知るように努める。

ウ 職員は参集途上においては可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに班長又は防災部署に報告する。

10 夜間及び休日等における配備

(1) 宿直等の配備

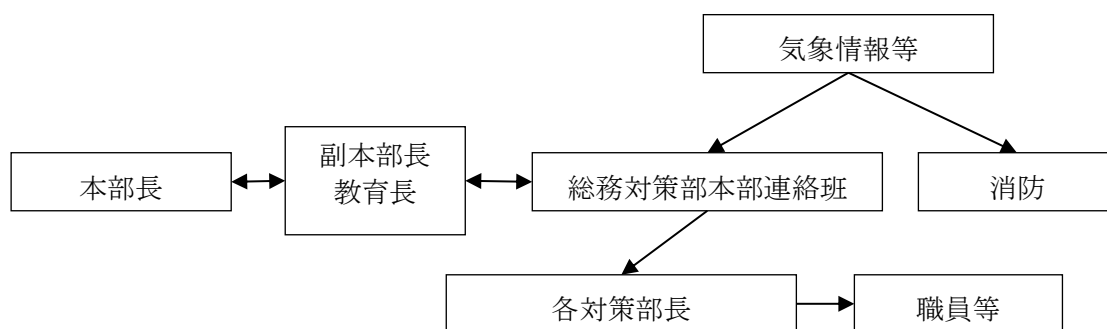
夜間及び休日等に発生する災害に対しては、宿直（警備員）及び消防が注意報等の受理を行い、その後早急に総務対策部本部連絡班長へ連絡を行う。

(2) 非常参集

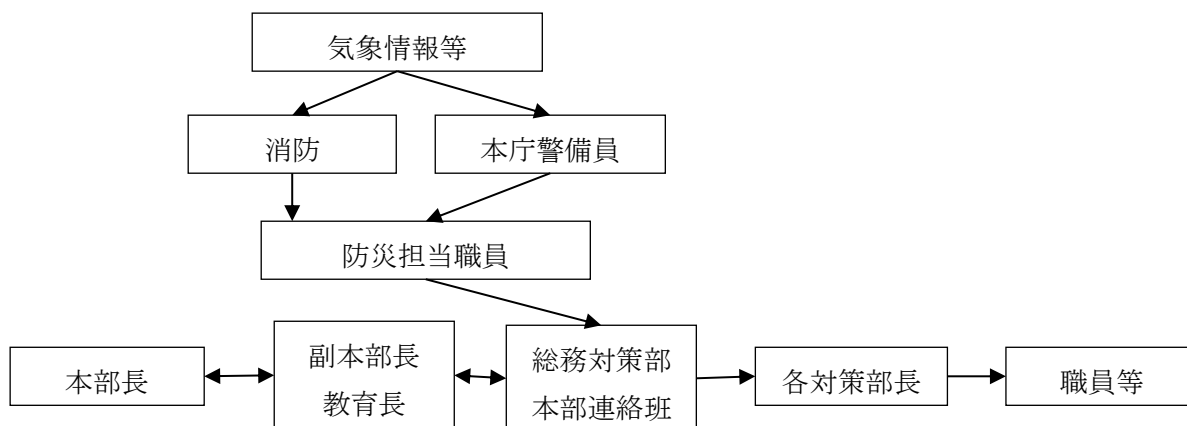
各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間、休日等勤務時間外において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各対策部班と連絡を取り、又は自らの判断で所属機関に参集する。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

■勤務時間内における動員体制



■勤務時間外における動員体制



11 意志決定事項

本部長（市長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意志決定をする場合においては、次の順位により、所定の決定権者に代わって意志決定を行う。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

市長 → ①副市長 → ②消防長 → ③総務部長

12 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

なお、対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、地震情報・津波警報等を迅速かつ的確に伝達するための措置について定める。

1 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動3が予想される地域に対し、(緊急地震速報で用いる区域) 緊急地震速報(警報)を公表する。また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上、長周期地震動階級1以上を予想したとき、緊急地震速報(予報)を公表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがあることに留意する必要がある。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる地区の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄県石垣島	石垣市

2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下の地震情報を発表する。地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付記して地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点毎ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

○地震解説資料

相当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や相当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

○管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料（週刊地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表している。

3 緊急地震速報の入手方法

緊急地震速報は、以下のいずれかにより入手するよう努める。

(1) 防災行政無線による放送

市は、消防庁による全国瞬時警報システム（J-ALERT）を受け、防災行政無線による放送を行う。

(2) テレビやラジオによる放送

NHK（日本放送協会）は、テレビやラジオにおいて、気象庁が一般向けの緊急地震速報（警報）を発表した際に、文字や音声等により放送する。

(3) 携帯電話による受信

携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われている。

なお、受信できる携帯電話のことや受信するための設定等の詳細については、携帯電話各社へ問い合わせが必要になる。

(4) 施設の館内放送

緊急地震速報の館内放送を行っている施設では、館内放送で緊急地震速報を知ることができる。

(5) 受信端末等を利用した情報の入手

緊急地震速報の受信端末や、表示ソフトをインストールしたパソコン等へ、緊急地震速報を提供する事業者もある。

4 緊急地震速報を入手した場合の行動

地震の強い揺れがくるまでの時間は、緊急地震速報を見聞きしてから数秒から数十秒しかないため、短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

そのため、緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、周りの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本となる。

具体的な行動は以下のとおりである。

(1) 屋内にいる場合

ア 家庭

- (ア) 頭を保護し、丈夫な机の下等安全な場所へ避難する。
- (イ) あわてて外に飛び出さない。
- (ウ) その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。
- (エ) 扉を開けて避難路を確保する。

イ 人が大勢いる施設

- (ア) 施設の係員の指示に従う。
- (イ) 落ち着いて行動し、あわてて出口・階段等に殺到しない。
- (ウ) 吊り下がっている照明等の下からは退避する。

(2) 乗り物に乗っている場合

ア 自動車運転中

- (ア) あわててスピードを落とさない。
- (イ) ハザードランプを点灯し、周りの車に注意を促す。
- (ウ) 急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす。
- (エ) 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。

イ エレベーター

最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

(3) 屋外にいる場合

ア 街中

- (ア) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (イ) 看板や割れたガラスの落下に注意する。
- (ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

イ 山やがけ付近

落石やがけ崩れに注意する。

■気象庁震度階級関連解説表

【使用にあたっての留意事項】

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に表れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(4) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(5) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(6) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(7) 地盤・斜面等の状況

震度	木造建物（住宅）	
階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(8) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間が掛かることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(9) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による長高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間が掛かることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

出典：上記(1)～(6)は、気象庁震度階級関連解説表による。

5 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度良く地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の高いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2≤高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。この

うち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※3）

（※1）この情報が発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

○沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

○最大波の観測値については、大津波警報又は津波情報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	発表基準	発表内容
大津波警報	1 m超 1 m以下	数値で発表 「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上 0.2 m未満	数値で発表 「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

○沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」

(沖合での観測値) または「推定中」(沿岸での推定値) の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸部で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超 3 m以下	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超 1 m以下	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - 津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - 津波の高さは、沖合での観測値に比べ沿岸ではさらに高くなる。
 - 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	発表内容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。

津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。
---	---

(4) 津波予報区

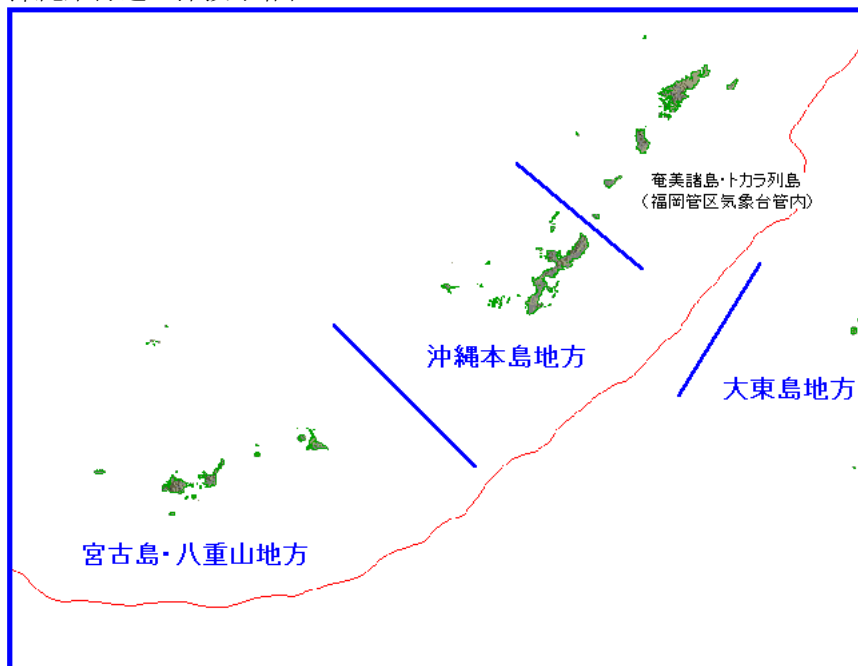
沖縄県には「沖縄本島地方」、「大東島地方」及び「宮古島・八重山地方」の3つの津波予報区があり、石垣市は「宮古島・八重山地方」に属している。

津波予報区

津波予報区	区 域
宮古島・八重山地方	沖縄県（石垣市、宮古島市、宮古郡及び、八重山郡に限る。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

沖縄県付近の津波予報区



津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備 考
大津波警報	(連点) ●●●●	(約3秒) ○△○ (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) ●● ●● ●● ●●	(約5秒) ○△○△ (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) ●●● ●● ●● ●●	(約10秒) ○△○△○ (約2秒)	
津波注意報及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) ●● ●● ●● ●●	(約10秒) (約1分) ○△○△ (約3秒)	

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

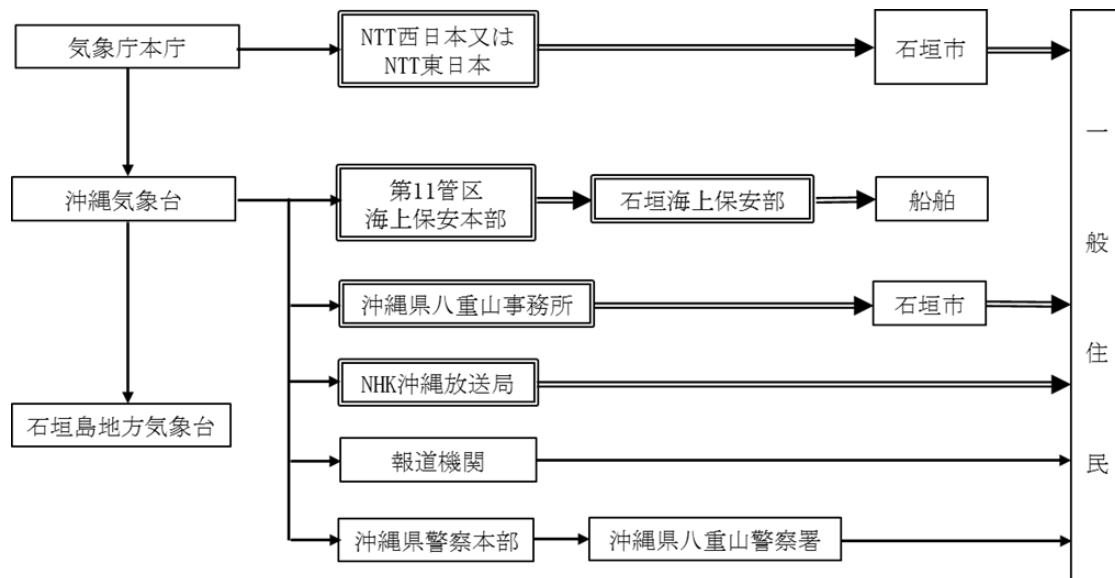
6 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。情報の発表を知り得た

市、防災関係機関、団体等は、あらかじめ避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する震度緊急地震速報（6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに住民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

地震情報及び津波警報等の伝達系統図

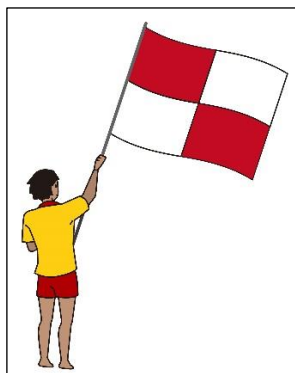


(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※また、上記の伝達方法以外に、海水浴場等の海岸においては、津波フラッグを用いて視覚的な方法により伝達する。

津波フラッグのイメージ図



7 近地地震津波に対する自衛処置

市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、八重山警察署、石垣海上保安部、及び消防機関等に連絡するとともに、市の防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう指示する。

また、八重山警察署、石垣海上保安部及び消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

なお、気象庁が発表する震度階級等については、「気象庁震度階級表」によるものとする。

第3節 災害通信計画

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 一般加入電話による通信

一時的には、加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、設備の被害その他により、その利用が制限される場合は、「非常通話電話」の取扱を受け、通話の優先利用を図る。

なお、臨時電話が設置できる状況にあっては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。

イ 非常扱いの通話

災害時における「非常電話」による優先利用を図るため、平常時より最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、非常電話（災害時優先指定電話）の指定を受けておく。非常電話を申し込むにあたっては、必ず「102」をもって呼び出し、非常電話であることを表明する。

なお、非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合において、次に掲げる事項の市外通話に対し、その取扱をする。

① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項他	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

ウ 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

ア 第十一管区海上保安本部通信設備

イ 警察通信設備

ウ 沖縄電力通信設備

市の消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防署又は消防無線車等を通じ、通信連絡する。

エ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

沖縄県総合行政情報通信ネットワークは〔資料編 1-13〕のとおり。

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

非常無線通信を利用できる時期は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、有線通信の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通信の目的を達成することができないときは、非常無線通信を利用して通信連絡する。

沖縄地方非常無線通信協議会の主な構成機関は、〔資料編 1-14〕のとおりである。

ア 非常無線通信の内容

非常通信を利用することができる通報の内容は、次のようなものである。

(ア) 人命救助に関するもの

(イ) 天災の予防（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象等の観測資料

(エ) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

(オ) 遭難者の救助に関するもの

(カ) 非常事態発生の場合における輸送機関に関するもの

(キ) 道路、電力設備及び電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のため資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの

(ク) 防災機関相互間において発受する災害救助その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの

(ケ) 災害救助法等の規定に基づき県知事から医療、土木、建築工事又は輸送の関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 利用できる機関

非常通報は無線局を開設している者から自ら発受するほか、以下に掲げる災害対策関係者から依頼に応じ発受することができる。

(ア) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

(イ) 各防災会議

(ウ) 日本赤十字社

(エ) 全国消防長会

(オ) 電力会社

(カ) その他、人命救助及び緊迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望する者

ウ 依頼事項

非常無線通信を利用する場合は、電報頼信紙その他適宜の用紙にカタカナで明記して、最寄りの無線局に依頼する。一通の通信文の字数は200字以内とする。

なお、無線電話を利用する場合は、本文を3分以内の内容にまとめる。

また、通報依頼に当たっては、次の事項を明記して行う。

(ア) あて名の住所氏名（電話番号がわかれば記入すること）

(イ) 本文

(ウ) 発信人の住所氏名（電話があれば番号を記入すること）

(エ) 余白に「非常」と必ず記入すること

エ 費用

非常通信無線は原則として無料扱いとなっているが、通報の取扱いに関して実費額の補償が必要となることもあることから、依頼する無線局とあらかじめ協議し、有事に備える。

3 市における措置

(1) 通信設備優先利用の協定

市は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 放送要請の依頼

市は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

1 実施責任者

(1) 市の役割

ア 市の地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

市（消防本部）は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2 災害状況の収集報告

災害対策本部における各対策部は、所管に係る災害情報、災害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務対策部に報告する。総務対策部長は、これを本部長及び関係機関に報告する。ただし被害状況の判定基準は、〔資料編 4-5〕による。

(1) 災害情報の種類

市及び県は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ・ 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・ 避難の指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数及び避難所の場所等に関する情報

- ・医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況
- ・農林水産物の被害及び応急対策の状況に関する情報

(2) 市による情報の収集

市は、以下の方法で情報収集を行う。

ア 航空機による情報

発災直後に自衛隊、第十一管区海上保安本部石垣航空基地等のヘリ及び航空機等により収集された情報を把握する。

イ 職員の参集途上による情報

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。

ウ 住民等からの通報

住民等からの通報、119 番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。特に、情報の空白期間においては、119 番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

エ 無人航空機及び防災定点カメラによる情報

発災直後に無人航空機（ドローン）及び防災定点カメラにより収集された情報（主に映像情報）を把握する。これに伴い、防災定点カメラの設置を推進する。

3 地震発生直後の第 1 次情報の報告

(1) 市の役割

ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。

イ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

ウ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 県の役割

ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告する。

イ 市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

(3) 八重山警察署の役割

八重山警察署は被害に関する情報を把握し、これを沖縄県警察本部に連絡する。

4 災害報告

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況即報
- ウ 災害確定報告
- エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。記入様式は、〔資料編 4-6〕による。

イ 被害状況即報

市は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。記入様式は、〔資料編 4-6〕による。なお、報告に当たっては、被害状況判定基準によるとともに、八重山警察署と密接な連絡を保つ。

ウ 災害確定報告

市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第1号〔資料編 4-7、4-8〕に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。報告に当たっては、八重山警察署と密接な連絡を保つ。

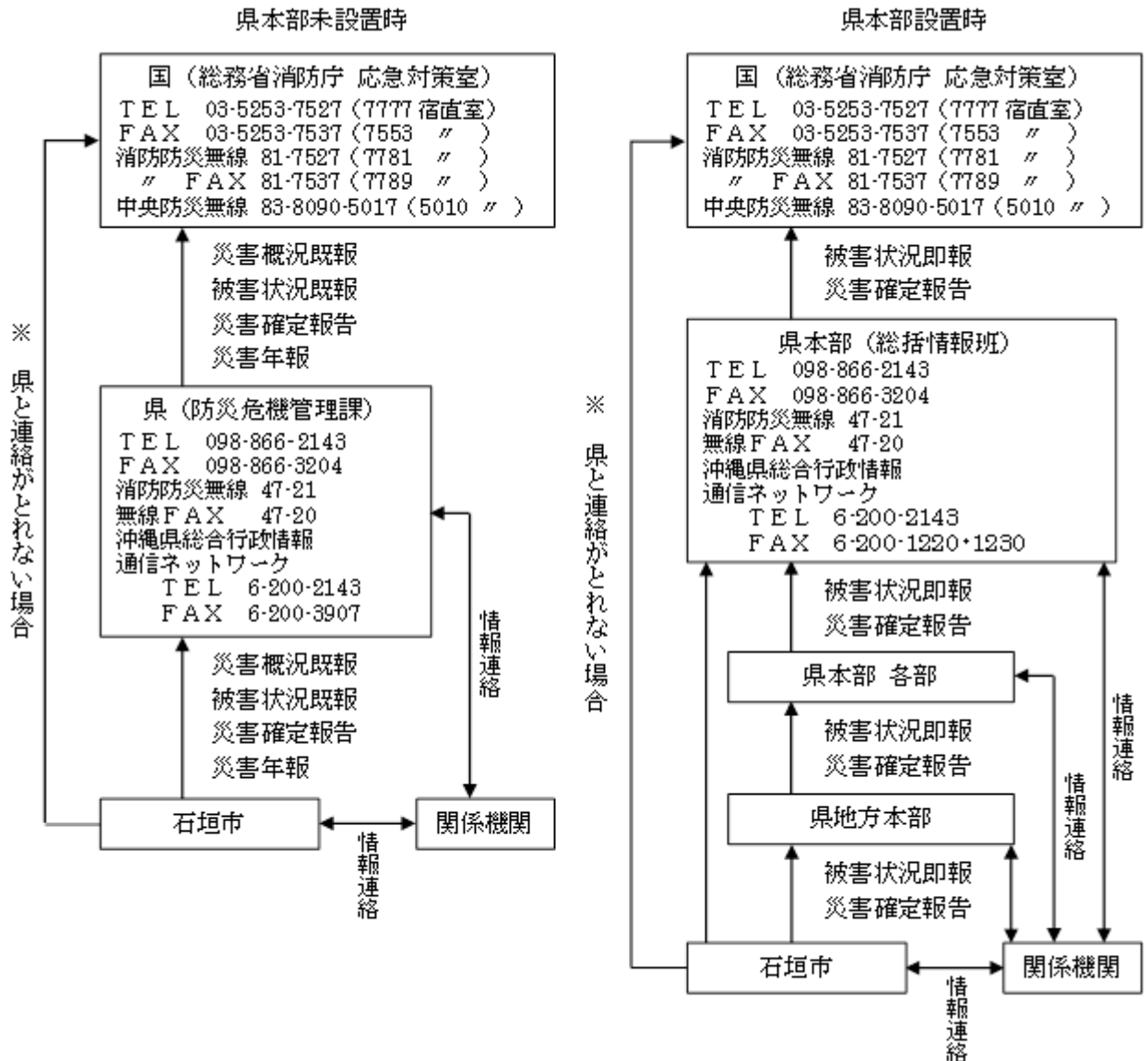
エ 災害年報

市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

オ 災害に対してとられた措置の報告

災害に対してとられた措置についての報告は〔資料編 4-7〕に基づき報告する。

■ 災害情報連絡系統図



5 住家の被災調査

市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、市の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

6 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する市から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

7 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置

に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害広報計画

1 実施機関

市、県及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、市及び県は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 広報活動

(1) 市の役割

市は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

ア 実施責任者

市長は市域における災害情報、被害状況その他災害に関する広報を行う。

担当は企画対策部秘書広報班とする。

イ 実施要領

(ア) 各対策部の広報

各対策部において広報を必要とする事態が生じたときは、企画政策班に原則として文書でもって通知する。

(イ) 広報体制

企画政策班は、総務対策部本部連絡班と連携し、各対策部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により、速やかに住民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

ウ 住民に対する広報の方法

収集した災害の情報及び応急対策等住民に通知すべき広報事項は、その内容に応じて次の方法により行う。

(ア) 広報の方法

- ① 石垣市防災行政無線により住民向け広報を実施
- ② 報道機関を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等により実施
- ③ 広報車により実施
- ④ 写真、ポスター等の掲示により実施
- ⑤ インターネット（ホームページ・メール・ソーシャルネットワークサービス等）により実施
- ⑥ 各自治公民館の放送施設により実施
- ⑦ 緊急告知防災ラジオによる告知

(イ) 住民等からの問い合わせに対する対応

- ① 来庁者に対する広報窓口を設置
- ② 専用電話を設置し、広報活動を実施

エ 報道機関に対する情報等の発表の方法

(ア) 発表体制

報道機関に対する情報等の発表は、すべて企画政策班において実施する。この場合、発表する内容については、おおむね次のとおりとし、総務対策部本部連絡班と連携し、正確な情報の収集に努める。

- ① 災害の種別（名称）及び発生年月日
- ② 災害発生場所又は被害激甚地域
- ③ 被害の状況
- ④ 市災害対策本部における応急対策の状況
- ⑤ その他必要な事項

(イ) 報道機関への要請

災害等の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能な限り市に情報連絡員を派遣する。

オ 報道機関を通じて行う住民に対する広報

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害対策本部への不要不急の電話の自粛
- (イ) 被災者の安否
- (ウ) 空き病院の情報
- (エ) 二次災害防止のためにとるべき措置
- (オ) 被害者状況、災害応急対策状況（交通、食糧、生活物資、ライフライン等）
- (カ) その他必要と認める事項

カ 報道機関一覧表

巻末表-2 参照

キ 被災者の安否に関する情報の提供

市長は、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について照会があったときは、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利権を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産の保護のため、市長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊の派遣を要請するためのものである。

1 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法に基づき、自衛隊の災害派遣要請の要求をする場合の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。

2 市長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

市長は、基本法第68条の2に基づき、市の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

市長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び市の区域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

(3) 要請方法

要請は、派遣命令者に対し次の事項を明確にして文書をもって要請する。ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。様式については、[資料編 4-9] のとおり。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸機材、駐車場等の有無）

3 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

4 派遣部隊との連絡調整

- (1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、市又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、市は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

5 市及び県の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、市及び県は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、市及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。

- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備するものとする。
- (5) 市及び県は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

6 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

（ア）避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）

（イ）土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

（ウ）緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

イ 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

（ア）警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（市長へ通知）

（イ）他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（市長へ通知）

（ウ）住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（市長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

イ 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

7 派遣部隊の撤収

- (1) 市長は派遣目的を達成した場合又はその必要がなくなった場合は、派遣要請の要領に準じて県知事に撤収を要請する。様式については、〔資料編4-10〕による。
- (2) 災害派遣命令者は派遣の目的を達成した場合又はその必要がなくなった場合は、撤収することができる。この際、撤収について市長、警察、消防機関等と密接に調整するとともにその旨を県知事に通知する。

8 経費の負担区分等

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、市及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。
 - ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
 - イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
 - ウ 岸壁使用料
- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

9 ヘリポートの準備

市は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時には、ヘリポートの被害状況を確認し、離着可能な場所を県に報告する。

(1) スペースの確保

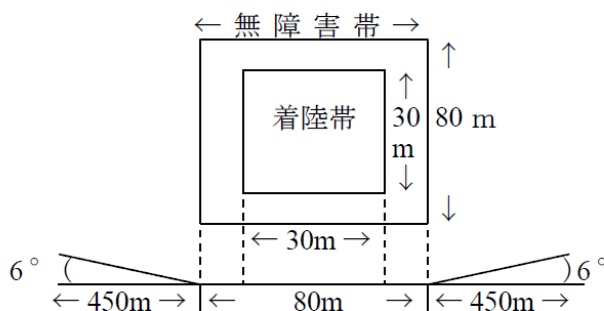
ヘリポートとして使用可能なスペースを極力確保する。

(2) 適地の選定

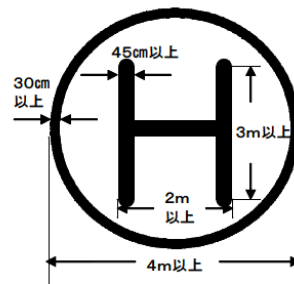
人命の救出（緊急患者空輸を含む）又は救助物資の空輸（血液、血清リレー含む）を円滑に実施するため、市において以下を考慮して地域ごとに適地を選定する。

ア ヘリポートの設置基準

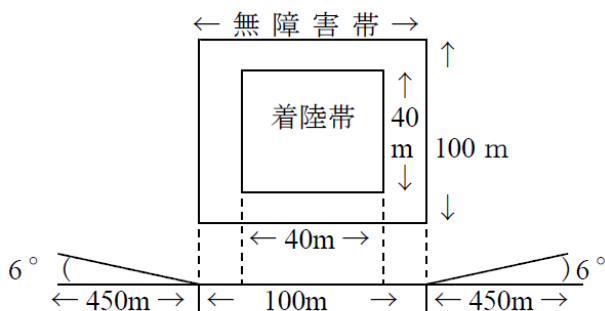
① 中型機（UH-60JA）の場合



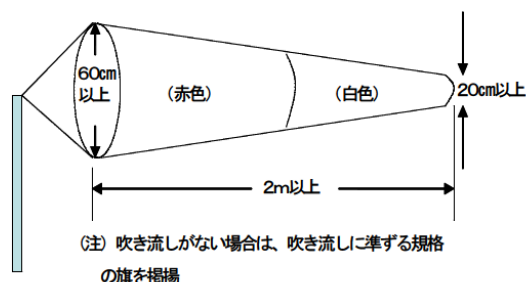
② ヘリポート表示基準



③ 大型機（V-107、CH-47J）の場合



④ 吹き流しの掲揚基準



イ 夜間照明設備等の整備

離島におけるヘリポートの管理者は、夜間における緊急患者空輸等に備え、夜間照明設備等を整備する。

(3) 受入れ時の準備

ア 吹き流しの掲揚

離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示（石灰等）するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

イ 風圧により巻き上げられるものの撤去

風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 散水の実施

砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。

エ 離発着についての広報

ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

オ 自衛隊との調整

物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 関係者以外の立入禁止

離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

キ 着陸帯の地盤

着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

10 自衛隊の自主派遣

自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

11 近傍災害派遣

自衛隊法第 83 条第 3 項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

第 7 節 広域応援要請計画

1 国等への応援要請

(1) 市の応援要請

ア 職員の派遣、あっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第 29 条及び 30 条に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

イ 他の市町村への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 67 条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

ウ 知事への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 68 条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

2 防災関係機関における応援要請

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、市は、消防組織法第 44 条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動

等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

3 海外からの支援の受入れ

市長は、県の対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合、支援の受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は、関係機関との連絡調整を図り、その受入れ体制を整える。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう努める。

4 市機能の支援

市の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、以下のように県が実施する支援と連携して行う。

(1) 県調査隊の派遣

本市に対しヘリコプター等により県職員の調査部隊が派遣された場合には、被害情報を把握するとともに、県等から支援について連絡調整を行う。

なお、県は市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

(2) 県職員等の派遣

被災市町村の機能をバックアップするために必要な市内のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して県を通じて支援を要請する。

(3) 応援職員の調整

市は、県に対して応援職員の派遣を要請するとともに、配置や輸送等の調整を県と連携して行う。

(4) 県による代行

県は、本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、以下の権限により実施すべき応急措置の全部または一部を代わって行うものとする。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するための高齢者等避難、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退き指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(1) 高齢者等避難

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

(2) 避難の指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべ	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があつたとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

(4) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の指示、避難準備情報の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(5) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は市長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市長が行うものとする。また、広域避難等において市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難指示等の運用

(1) 避難指示等の種類

避難指示等の種類は、以下のとおりである。

種類	内 容	根拠法
高齢者等 避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	なし
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法 第60条
警戒区域 の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法 第63条

(2) 避難指示等の基準

避難指示及び警戒区域の設定の基準は、災害の種類、地域等により異なるがおおむね次のとおりとする。

ア 高齢者等避難基準

種 類	基 準
暴 風	暴風警報の発表又は暴風警報発表を予告する旨が記述された強風注意報が発表され、短時間後に危険が予想される場合
大 雨	大雨警報（土砂災害）の発表又は土砂キキクルで「警戒（赤）」が出現し、短時間後に土砂災害の発生が予想される場合
洪 水	洪水警報の発表又は洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現し、短時間後に浸水災害の発生が予想される場合
津 波	宮古島・八重山地方に津波注意報が発表された場合
高 潮	高潮警報に切替える可能性が高い注意報が発表されるなど海岸の潮位が高くなり、高潮による災害が発生するおそれがある場合
土砂災害	・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合

イ 避難指示基準

種類	基準
暴風	暴風警報が発表され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合
大雨	土砂災害警戒情報の発表又は土砂キキクルで「危険（紫）」が出現し、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まり、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合
洪水	洪水警報が発表されている状況で、さらに大雨が降り続き、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現し、浸水や道路の冠水が発生し生命及び身体に危険が差し迫ってきた場合
津波	宮古島・八重山地方に津波警報が発表された場合あるいは強い地震（震度4以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合
高潮	高潮警報の発表又は高潮特別警報が発表され、高潮による災害発生が差し迫ってきた場合
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まった場合
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、危険が差し迫ってきた場合

(3) 避難指示の方法

避難指示者、警戒区域の設定者は、次の方法等によってその発した指示、警戒区域の設定を迅速に住民に徹底するよう努める。

ア 伝達方法

- (ア) 防災行政無線による伝達
- (イ) 市ホームページ、SNS等による伝達
- (ウ) 関係者による直接口頭又は拡声機による伝達
- (エ) 広報車等の呼びかけによる伝達
- (オ) 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達

イ 伝達事項

- (ア) 災害及び避難の理由
- (イ) 避難場所及び避難経路
- (ウ) 避難にあたっての注意事項
 - ・避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと
 - ・会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること
 - ・避難者は、7日分程度の食料、水、日用品及び衣類等を携行すること
 - ・避難者は、必要に応じ、防寒用雨具を携行すること

ウ 関係機関への通知

- (ア) 市長の措置・・・市長→県知事
- (イ) 知事の措置
 - ・災害対策基本法に基づく措置・・・県知事→市長
 - ・地すべり等防止法に基づく措置・・・県知事→八重山警察署長
- (ウ) 警察官の措置
 - ・災害対策基本法に基づく措置
警察官→八重山警察署長→市長→県知事
 - ・警察官職務執行法（職権）に基づく措置
警察官→八重山警察署長→県警察本部長→県知事→市長
- (エ) 自衛官の措置・・・自衛官→市長→県知事
- (オ) 水防管理者の措置・・・水防管理者→八重山警察署長

(6) 放送を活用した避難指示等情報の伝達

市及び県は、市長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートに

より、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(7) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）（内閣府）及び「風水害を対象とした避難勧告等判断伝達マニュアル」（平成26年11月）（沖縄県）を踏まえた「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努める。

3 避難の実施の方法

市は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、石垣市災害時要支援者登録制度に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4 避難所の開設及び収容保護

(1) 避難所の設置

避難所の設置は、市民保健対策部、建設対策部、福祉対策部及び教育対策部において、集団的に収容できる既存の建物を利用し、炊き出し施設その他の条件を考慮し、避難所として適切な施設を利用する。ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に建物を仮設し、又はテント等を設営する。

ア 技術者を雇い上げ

避難所開設のための作業はできる限り労力奉仕によるが、屋外仮設、便所仮設のために特別な技術者を要する場合は、技術者を雇い上げる。

イ 避難所を変更した場合の周知

災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

(2) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施

設管理者と避難収容について調整を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

市長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

5 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第 14 節交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

6 避難所の運営管理

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 避難収容の対象者

避難所に収容し得る者は、災害により現に被害を受けている住民、又は受けるおそれのある住民とする。

(2) 費用

避難所設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗機材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。

(3) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生から原則、7日以内とする。

(4) 指定避難所

地域別の指定避難所は、〔資料編 3-1～3-3〕のとおりとする。

なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更又は新たに設置する。また、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。この場合、その旨住民に周知を図る。大規模な災害により避難所が不足する場合は、県管理に所属する施設又は大型船舶等の一時使用を県に要請するほか、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

(5) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

(6) 避難者に係る情報の把握

ア 避難者情報の早期把握

避難所ごとにそこに収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

イ 避難者カードを記入

避難所を開設した際には、世帯単位の避難者カードを記入させ避難者名簿を作成する。様式は、〔資料編 4-11、4-12〕による。

ウ 避難者のニーズを的確に把握

食糧や飲料水及び生活必需品等避難者のニーズを的確に把握するとともに、その供給に迅速に対処する。

(7) 避難所の環境

市は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

- イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- カ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- キ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- ク 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。
- ケ 避難所においては、高齢者、観光客、妊婦等の避難者を考慮して、学校施設内における教室等の割り振りを行い、立ち入り禁止区域等についても指定する。

7 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(1) 学校

教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定める。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難先
- エ 避難誘導者及び補助者
- オ 避難誘導の要領
- カ 避難後の処置
- キ 事故発生に対する処置
- ク その他必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定める。

8 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の対象者や期間及び経費等については、災害救助法施行規則による。

9 避難長期化への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

10 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

11 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

12 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、第1款の「2避難指示等の運用」のとおりとする。

市は、津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、FMいしがき、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。
なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- (3) 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送及び携帯電話等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所

避難先は、津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台等とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

※避難所一覧は「資料編3-2」のとおりとする。

4 避難誘導

(1) 住民等の避難誘導

市は、沖縄県津波避難計画方針に基づき、石垣市津波避難計画を速やかに策定するよう努める。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

5 船舶等の避難

石垣海上保安本部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等

(1) 他市町村への協議

市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に直接協議する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する際には、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 県知事への報告

市長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 公示及び報告

市長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(4) 広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞在の協議等

(1) 協議の要求

市長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

県知事は、市から要求があったときは、被災住民の受け入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

(3) 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(4) 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、市長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(5) 広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

3 県外広域一時滞在の受入れ

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

県から協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

4 知事による代行及び特例

知事は、本市が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、県は市が実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、被災市町村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

5 知事等の助言

知事は、市長から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞りに関する事項について助言する。

また、知事は、内閣総理大臣に助言を求めることができる。

第9節 観光客等対策計画

1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第8節避難計画」のとおりである。また、避難を含めた観光危機全般への対応については、石垣市観光危機管理計画に基づき、適切に実施するものとする。

2 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 市の役割

市は、津波情報や避難指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル、空港施設及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容

(1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

(2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅困難者対策

(1) 情報の提供

市及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

県は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第10節 要配慮者対策計画

1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び市とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した石垣市災害時要援護者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。特に高齢者、障がい者等については、自力で避難できない人々が多いため、事前の避難マニュアルの策定等、特に配慮するとともに、避難場所での医療行為、介護、健康管理に対応できるよう体制を整えるとともに、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

3 在宅で介護を必要とする住民の安全確保

心身に障害を有する者、あるいは長期臥床又は認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

(1) 災害時要支援者避難支援計画

市は、在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者等の災害時に支援を要する人々の情報収集・共有に取り組み、平常時から福祉サービス活動を通じて、個別の避難支援計画の策定や避難支援者への情報伝達方法についてもきめ細かく把握しておく必要がある。

このため、「災害時要支援者登録制度」を活用し、要支援者（入院又は入所している者を除く。）の個人情報の保護に配慮しつつ、要支援者台帳を作成し、近隣の避難支援者、民生委員、自治公民館、自主防災組織、社会福祉協議会等の支援体制を構築し、自力での避難が容易でない要支援者の避難支援体制に努める。

名簿の作成にあたっては、下記の項目に留意し作成する。

- ・避難支援など関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- ・要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

ア 避難行動要支援者情報の収集・共有

在宅の要支援者を把握するため、下記方式を活用し、情報・収集に努め、個別の避難支援プラン（個別避難計画）の策定及び避難支援体制の整備に努める。

(ア) 手上げ方式

市が要支援者登録制度を広報誌等を通じて広く住民に周知し、自ら要支援者名簿への登録を希望する者の情報を収集する手上げ方式

(イ) 同意方式

市の福祉担当部局と民生委員が、直接、要支援者本人に働きかけ、必要な情報を収集する方式

(ウ) 関係機関共有方式

個人情報保護条例において、目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用し、要支援者の同意を得ずとも本人の利益になると認める場合に、関係機関で共有する方式

イ 要支援者の個別避難プラン・支援体制

要支援者登録台帳に基づき、要支援者個別の避難支援プラン（個別避難計画）を作成し、近隣の支援者や民生委員、自治公民館、自主防災組織、社会福祉協議会等の支援団体との情報共有を図り、平常時からの見守り活動や防災意識の啓発をはじめ、災害時における避難誘導や救助活動など支援体制を構築する。

(2) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、避難行動要支援者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要支援者及びその家族に対する指導

(ア) 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃から対策を講じておくこと。

(イ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する指導

(ア) 地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。

(イ) 災害発生時には、災害時要援護者の安全確保に協力すること。

ウ 緊急通報システムの整備

災害時に避難行動要支援者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

4 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、保育所、認定こども園には、寝たきり高齢者や身体の不自由な高齢者、身体障がい者、知的障がい及び精神障がい者の児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所しているため、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

- (1) 避難マニュアル等の策定
施設の管理者は、災害発生時に遅滞なく対応するため、要配慮者への対応を記載した避難マニュアル等の策定に努める。
- (2) 施設、設備等の安全点検
施設の管理者は、災害発生時に、施設の崩壊や、火災が発生することのないよう施設や附属施設等の常時点検に努める。
- (3) 地域社会との連携
災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であり、常に地域との連携を密にし、地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。
- (4) 緊急連絡体制の整備
災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡体制を整備する。
- (5) 災害用食糧の備蓄の推進
乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食糧等の確保に努める。

5 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設には、災害時要援護者が多く出入りしていることから、安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

- (1) 施設設備等の整備
施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に施設等から避難できるよう施設や附属設備等の整備に努める。
- (2) 施設、設備等の安全点検及び避難体制の整備
施設の管理者は、災害発生時に施設の崩壊や、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の常時点検とともに避難行動要支援者に配慮した避難体制の整備に努める。

6 避難生活への支援

- (1) 避難時の支援
市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。
避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- (2) 応急仮設住宅への入居
市及び県は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。
また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。
- (3) 福祉サービスの持続的支援
市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。
- (4) 沖縄県災害派遣福祉チーム（DWAT おきなわ）の派遣要請・連携
また、市は必要に応じ、県に災害派遣福祉チーム（DWAT おきなわ）の派遣を依頼・連携することで、要配慮者に必要な支援の把握（スクリーニング）や要配慮者への円滑な対応に努める。

7 外国人への支援

市及び県は、本市に居住、来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語、文化、生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

なお、総務省は、市等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

外国語の防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等により、外国人に対し防災知識の普及を図る。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

市及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

1 実施責任者

市は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

2 消防組織及び施設の整備拡充

(1) 消防組織

消防本部
消防署
消防団

(2) 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため年次計画をたて、器具、機材の整備等のほか、人員を整備充実する。

3 火災の警戒

(1) 勤務体制

消防署は3交替制24時間勤務とし、常に当該区域内の火災発生時に備えて、いつでも出動できるように待機の態勢を保つ。

(2) 警報が発令された場合

火災又はその他の災害が予測される警報が発令された場合、非番員は直ちに現場又は定められた署に出動し勤務に就かなければならない。

(3) 定期訓練

消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる態勢をとる。これらの出動は、電話およびEメール等をもって伝達する。

4 市長の発する火災警報

市長は、消防法第22条に基づき、石垣島地方気象台が発表した火災気象通報を沖縄県知事から受けたときに発する火災警報と、気象の状況からみて火災の予防上危険であると認めたとときに発する火災警報を行うことができる。

火災の予防上危険であると認めたとときに発する火災警報は、次の基準による。ただし、

管内の気象状況から判断して発令しないこともある。

- (1) 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が50%を下り、最大風速が7メートル以上をこえる見込みのとき。
- (2) 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

5 火災延焼拡大時の対応

火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈するときは、沖縄県消防相互応援協定に基づき、沖縄県に応援を要請する。

6 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査等の結果は、消防長から市長に報告する。

7 石垣市消防計画

石垣市消防計画はおおむね次の事項について定める。

- | |
|--------------|
| 第1 総則 |
| 第2 組織計画 |
| 第3 消防力の整備計画 |
| 第4 調査計画 |
| 第5 教育訓練計画 |
| 第6 災害予防計画 |
| 第7 警報等発令伝達計画 |
| 第8 情報計画 |
| 第9 火災警防計画 |
| 第10 風水害等警防計画 |
| 第11 避難計画 |
| 第12 救急・救助計画 |
| 第13 応援協力計画 |

8 相互応援計画

(1) 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、県内他市町村と相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施については万全を期す。

(2) 消防の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、沖縄県消防相互応援協定に基づく応援要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

第12節 救出計画

1 実施責任者

市をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法

被災者の救出は、市においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 市の役割

ア 市は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ 市は、市のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 八重山警察署の役割

八重山警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、市への応援を必要と認めた場合、又は、市から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

(4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4 惨事ストレス対策

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護は次のとおりである。

1 実施責任者

市は、医療救護を行う。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

2 応急医療の方法

(1) 情報の収集

市、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

(2) 医療班等の出動要請

ア 医療及び助産救護は、市民保健対策部健康福祉班により行うが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、八重山地区医師会その他医療関係機関の協力を得て救護班を編成して行う。

イ 医療班の構成は、医師 1 人、看護師（准看護師を含む） 3 人、事務担当者 1 人及び運転手 1 人計 6 人を基準とする。

(3) 応急救護所の設置

救護班は被災者の収容所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、市内の病院及び診療所等の施設（助産所に関しては助産施設のある施設）を利用して臨時救護所を設ける。ただし、必要に応じて巡回救護を行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、以下に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。

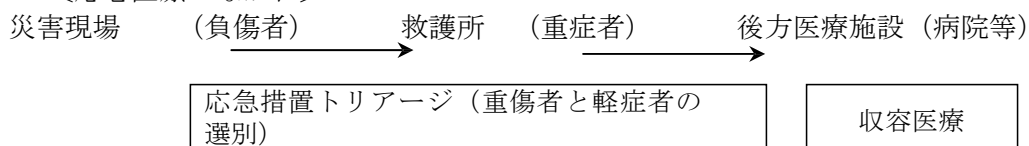
ア 救助法適用市の区域内の病院又は診療所における入院治療施設

資料 3-7 「市内医療機関一覧」のとおりとする。

3 後方医療施設

県は、医療班による応急手当の後、治療を要する傷病者のために、災害拠点病院等の収容状況を把握し、調整を行う。

〔応急医療のながれ〕



4 救急搬送

傷病者の搬送は、原則として市及び消防署の救急車両等により行う。

市は、道路の不通によりヘリコプターでの搬送が必要な場合において、県を通じて、自衛隊、第十一管区海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請する。

5 助産体制

(1) 実施責任者

市は、助産を行う。

また、災害救助法が適用された場合の県が行い、市長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

(2) 助産の方法

ア 医療班等による助産

(ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの対応可能な助産師によって行うことも差し支えないものとする。

(イ) 医療班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記 2 における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、委託助産機関において救護を行うものとする。

6 医療及び助産の対象者

災害のために医療の途を失った者及び災害発生の日前後 1 週間以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。

7 医療及び助産の範囲

(1) 医療

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

8 医療、助産の費用及び期間

(1) 医療

- ア 医療のため支出する費用
医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は、社会保険の診察報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料の額以内とする。
- イ 期間
医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

- ア 助産のための費用
助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。
- イ 期間
助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

9 医薬品、衛生材料の確保

医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該医療班の手持品を使用する。
ただし、手持品がなく、又は不足したときは当該医療班によって調達する。また、市内において確保が困難なときは県に対して要請する。

10 血液製剤の確保

輸血用血液が必要な場合は、県を通じて日本赤十字社沖縄県支部（県赤十字血液センター）に供給を依頼し、必要に応じて住民への献血を呼びかける。

11 船舶の利用

市は、大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合、県を通じて第十一管区海上保安本部及び海上自衛隊等に対し所有船舶の供用を要請するものとする。

12 被災者の健康管理とこころのケア

(1) 被災者の健康状態の把握

市は、被災者の避難生活が長期にわたる場合は、県との連携のもとに避難所内に救護所を設置し、医療班による医療救護活動を行う。
医療班は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民の健康状態の把握と対応を決定する。

(2) こころのケア

市は、速やかに相談窓口を設置し、避難生活によるストレス、PTSD、うつ病、アルコール依存症、総合失調症等の被災者に対し“こころのケア”を行う。また、長期的に渡る事が予想される場合は、県と連携を図りながら八重山保健所やその他施設に相談窓口を

設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等によるこころのケア対策を実施する。

また、子供への健康支援としては、学校における健康診断やカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う体制を構築するとともに、市は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

(3) 継続的治療への支援

市は、人口透析等継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県（八重山保健所）に対応を要請する。

第 14 節 交通輸送計画

1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとし、緊急輸送道路及び緊急輸送港湾は以下のとおりとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

- ア 道路法に基づく規制 道路の管理者
- イ 道路交通法に基づく規制 県公安委員会
- ウ 災害対策基本法に基づく規制 県公安委員会

(2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第 31 節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

道 路 名	管 理 者	起 終 点
国道（指外） 国道 390 号	沖 縄 県	沖縄県石垣市
一般県道 石垣空港線	沖 縄 県	沖縄県石垣市
市町村道 美崎町新栄通り	石 垣 市	沖縄県石垣市

(3) 緊急輸送港湾

緊急輸送上、重要な港湾は以下のとおりである。

港 湾 名	管 理 者	施 設 名
重要港湾 石垣港	石 垣 市	岸壁(-9.0m)耐震：1バース

2 交通の規制

(1) 規制の種別

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制（道路法第 46 条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第 4 条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 緊急輸送のための規制

(ア) 基本法に基づく規制（基本法第 76 条）

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 危険箇所における規制

市、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をするものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

市又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

ア 使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ 証明書等の交付

市又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

様式1

資料編4-18参照

様式2

資料編4-18参照

様式3

資料編4-18参照

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等という。」）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(10) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を

管轄する警察署長に通知しなければならない。

(11) 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 緊急輸送

(1) 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

ア 第1段階

- (ア) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料及び水等の生命維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(2) 輸送の方法

ア 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- (ア) 道路輸送
- (イ) 海上輸送
- (ウ) 空中輸送
- (エ) 人力による輸送

イ 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

(3) 道路輸送

ア 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という）の確保は、おおむね以下の順位によるものとする。

- (ア) 応急対策を実施する機関に属する車両等
- (イ) 公共的団体に属する車両
- (ウ) 営業用の車両等
- (エ) 自家用の車両等

(4) 市有車両の確保

災害輸送のための市有車両の確保は、次の方法により行う。

ア 市有車両の掌握管理は、総務対策部契約管財班において行う。

イ 各班長は、車両を必要とするときは、契約管財班長に次の事項を明示して配車を要請する。

- (ア) 輸送日時及び輸送区間

- (イ) 輸送対象の人数、品名及び数量
- (ウ) その他必要な事項

ウ 契約管財班長は、各班長から要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

エ 市有車両の保有状況

市有車両の保有状況は〔資料編 3-15〕のとおりである。

(5) 市有車両以外の車両の確保

ア 市有輸送力のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認める場合は、市長は、県及び関係機関に対し、車両の調達を要請する。なお、要請に際しては、本節 2-(1)-イに定める事項及び必要車両を明示する。

イ 輸送業者に輸送を委託し、又は輸送業者の車両を借り上げる。

(6) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送又は車両の借上げは、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

(7) 燃料の確保

市又は県において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(8) 海上輸送

ア 海上輸送における県有船舶や第十一管区海上保安本部所属船舶を必要とするときは、県知事へ要請する。また、民間船舶を必要とするときは、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼する。

(9) 空中輸送

ア 空中輸送におけるヘリコプターを必要とするときは、第 7 節自衛隊災害派遣要請計画に定めるところにより県知事に要請する

人力輸送にあたっては、地域住民の協力を要請して行い、市は安全かつ効率的な輸送経路について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努める。

イ ヘリポートの整備

市は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、第 6 節自衛隊災害派遣要請計画の定めるところによる。

4 広域輸送拠点の確保

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第 15 節 治安警備計画

(1) 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本市に関係のある事項は、沖縄県地域防災計画及び沖縄県警察災害警備実施要綱、「沖縄県警察大規模地震災害実施要領」並びに八重山警察署災害警備実施要領による。

(2) 市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは八重山警察署長に連絡を行うものとし、両者が緊密に協力する。

(3) 市長が警察官の協力を求める場合は、原則として八重山警察署長に要請する。

- (4) 市長が警察官の出動を求める場合は、八重山警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第 16 節 災害救助法適用計画

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市長は、県が行う救助を補助するものとする。

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋火葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、市長が実施するものとする。

2 救助法の適用基準

知事は、災害が発生する恐れがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受ける恐れがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、市の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市町村毎に行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が、市の区域内で 60 世帯以上であること
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内市町村の合計が 1,500 世帯以上であって、市の世帯数が 30 世帯[(1)の 1/2 世帯]以上であること
- (3) 被害世帯数が、(1)又は(2)の基準に達しないが、県内市町の合計が 7,000 世帯以上であって、市においても多数の住家が滅失した場合であること
- (4) 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき
 - ア 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情（災害が隔絶した地域に発生したものである等）がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
 - イ 多数の生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じた場合

厚生労働省令に定める特別の事情

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、厚生労働省令で定める基準に該当すること

厚生労働省令で定める基準

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること
- ②災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること

滅失世帯数の算定方法

- 住家の全壊、全焼又は流出は、1世帯を滅失1世帯とする
- 住家が半壊、半焼の場合は、2世帯で滅失1世帯に換算する
- 住家の床上浸水3世帯をもって、滅失1世帯に換算する

○災害救助法適用報告

被害状況調 (年 月 現在)

被害の状況			市町名	
人的被害	死者			
	行方不明			
	負傷	重傷		
		軽傷		
		小計		
計				
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失		
		半壊及び半焼		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
世帯数及び人員	全壊、全焼及び流失	世帯		
		人員		
	半壊及び半焼	世帯		
		人員		
	一部破損	世帯		
		人員		
	床上浸水	世帯		
		人員		
	床下浸水	世帯		
		人員		
	災害発生年月日			

(注) 棟(むね)とは一つの建築物をいうものであること。

なお、主屋に主屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は1棟とし、渡り廊下の場合等、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属物とみなすものであること。

また、決定報告書には、り災者調を添付すること。

3 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等は災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

(災害救助法施行例第一条第二項別表第三)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15
5,000 人以上 15,000 人未満	20
15,000 人以上 30,000 人未満	25
30,000 人以上 50,000 人未満	30
50,000 人以上 100,000 人未満	40
100,000 人以上 300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

4 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1世帯」として取扱う。

※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

災害の被害認定基準について

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

出典：平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）から警察庁警備局長消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて通知に基づく

5 救助法の適用手続き

(1) 県知事への報告

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- ア 災害発生の日時
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする機関
- オ 既に行った救助措置及び今後行おうとする救助措置
- カ その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が緊迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

6 災害救助法による救助の実施

災害救助法に基づく救助として、参考資料「災害救助法による救助の程度と期間」に掲げる内容について実施する。

7 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。この場合に市長は県知事が行う救助を補助する。ただし、次に掲げる救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、その権限の属する救助を市長が行うことができる。

なお、災害救助法の適用外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施する。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与並びに飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋火葬
- (10) 死体の捜索
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

8 災害救助法による災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく「災害報告」には災害発生の時間的経過に伴い、「発生報告」・「中間報告」・「決定報告」の3段階があり、その都度、県知事に報告する。

また、各救助種目の実施状況を初期活動から救助活動が完了するまで毎日記録し、県知事に報告する。

※ 災害救助法が適用された場合

災害のため被害をうけ、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者に対する避難所の供与は、以下のとおり実施する。

1 対象者

(1) 災害によって被害を受けた者

ア 住家が全壊（焼）流失、半壊（焼）、床上浸水など（破壊消防による全半壊を含む）の被害をうけ、日常起居する場所を失った者

イ 自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し速やかに避難しなければならない者

(2) 災害によって被害を受けるおそれがある者

ア 避難指示を受け避難しなければならない者

イ 避難指示は受けないが緊急に避難することが必要である者

2 費用及び期間

(1) 避難所設置

設置のために支出できる対象経費と費用の限度額は、次のとおりである。

ア 対象経費

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費

イ 費用の限度額

1人・1日当たり 330円以内

(2) 開設期間

災害発生の日から7日以内とする。

第17節 給水計画

(注) この救助は他の救助と異なり、家屋、家財等の被害はなくとも、その地区においてどうしても自力では飲料水を確保することができない者であり、り災者等においても自力で近隣より飲料水を確保できれば供給の必要はない。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

なお、飲料水の供給は水道対策部が担当し、消防対策部の協力を得て行う。

2 供給の方法

(1) 給水

給水のための飲料水の供給は、消火栓又は補給施設等から行う。

[資料編 3-19 水源施設 参照]

(2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

(3) 消毒等

飲料水が汚染されているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行う。

(4) 供給

被災地への供給は、給水タンク車及び容器による搬送給水等、現地の実情に応じて適当な方法によって行う。

(5) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

ア ろ水器によるろ過給水

(ア) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。

(イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

イ 容器による搬送給水

(ア) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。

(イ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

(6) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

(7) 広報

給水に際しては、防災行政無線、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

3 給水量

被災者に対する給水量は1人1日20リットルとするが、補給施設等の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況に応じ、給水量を増減する。

4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて八重山電気・管工事協会八重山部会や石垣管工事事業協同組合との協定に基づく応援を求める。

5 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

第18節 食料供給計画

1 実施責任者

災害時における食料の調達及び供給は、市が実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が実施する。

2 食料の調達

(1) あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

ア 主食（米穀）

米穀については、市長は、知事に米穀の応急買受申請を行い、これに基づき知事が農林水産省生産局長に引き渡し申請を行い調達する。

イ その他主食（パン、その他）、副食及び調味料等

市内の販売業者より調達する。ただし、市内調達が困難で、緊急調達の必要がある場合は、県及び他市町村に応援を要請する。

3 応急配給及び炊き出しの方法

(1) 応急配給を行う場合

災害が発生し、又は災害のおそれがある場合における応急配給は、次の場合に、市長が必要と認めたときに行う。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により卸売、小売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通じないで給食を行う必要がある場合

ウ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して配給を行う必要がある場合

(2) 応急配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン又は麦製品とする。

(3) 応急配給の数量

一人当たりの配給数量は、次のとおりとする。

ア (1) のアの場合 1日あたり精米 300グラム

イ (1) のイの場合 1日あたり精米 300グラム

ウ (1) のウの場合 1日あたり精米 200グラム

(4) 炊き出しの実施

炊き出し（乳幼児のミルクを含む）は、各避難所において市民保健対策部が行い、必要に応じ婦人会及び自治公民館等の協力を得て行う。

4 炊出等の食品の給与

(1) 対象者

炊き出し、その他による食糧の給与は避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事のできない者及び被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者また旅行者、一般家庭の来訪者、汽船の旅客等であって食糧品の持ち合わせがなく調達できない者に対して行う。

(2) 費用

炊き出し、その他による食糧の給与のため支出できる費用は、主食費、副食費及び燃料費等とする。

- (3) 期間
炊き出し、その他による食糧の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、住家の被害により被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給する。
- (4) 要配慮者に配慮した食糧の備蓄
要配慮者に配慮した食糧の備蓄に努める。
- (5) 個人備蓄の推進
インスタント、レトルト等の応急食品及び飲料水を7日以上、個人において準備しておくよう、住民に広報する。
- 5 要配慮者等に配慮した食料の給与
市は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

第19節 生活必需品供給計画

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品の調達、給与及び貸与は市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。
なお、物資の調達、給与及び貸与は市民保健対策部が担当する。

2 給与又は貸与の方法

(1) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営む事が困難な者に対して行う。

3 給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。

（品目例）寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

給与又は貸与する衣料物資は、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 被服、寝具及び身の周り品（毛布、外衣、肌着、タオル、紙おむつ等）
- イ 炊事用具及び食器（鍋、釜、包丁、コンロ等）
- ウ 日用品及び光熱材料（石鹼、ちり紙、歯ブラシ、マッチ、ろうそく等）

(1) 費用

被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたりの費用を算出した範囲内とする。

(2) 期間

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

4 物資の配給方法

市民保健対策部は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、迅速確実に配給する。

5 個人備蓄の推進

災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持ち出し品として個人で準備しておくことを住民に広報していく。

6 義援物資及び金品の保管及び配分

本市に送付された義援物資及び金品は、市民保健対策部市民生活班及び総務対策部会計班において受け入れ、保管し、配分計画に基づき被災者に支給する。

7 物資の調達

(1) 市の役割

あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、市及び県に対し応援を要請する。

8 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ

市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

市で救援物資の受入れができない場合は、県が市のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

(3) 救援物資の受入れ方法・体制

県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。

ア 市のニーズを明確にし、必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。

イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。

ウ 広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。

エ 市は、空港、港湾等の被害状況をふまえて、ヘリコプター又は船舶等の適切な手段での輸送を県に要請し、迅速に輸送する。

オ 救援物資の受入れ場所

救援物資の受入れは、十分なスペースの確保が必要であることから、運動公園屋内練習場にて行う。

第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

1 感染症対策

(1) 実施責任者

市は、県（八重山保健所）の指示に従って、感染症対策上必要な措置を行う。

この計画は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）に基づき防疫の万全を期する。

2 感染症対策班の編成

市民保健対策部は、感染症対策班（1班3名程度）を編成し、感染症対策の実施にあたる。八重山保健所は、疫学調査班を編成する。災害地域が広範におよぶときは、必要に応じて班を増すとともに、八重山地区薬剤師会の協力を得て行う。

3 感染症対策の実施

(1) 県の役割

ア 疫学調査

疫学調査班は、調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。実施に当たっては、市組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

イ 健康診断

疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新感染症、

指定感染症への罹患を疑わしめる合理的な理由がある者（保護者を含む。）に対し、法に基づく健康診断の勧告を行う。

ウ 臨時予防接種

県は感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定して予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施するものとする。

エ 患者等に対する措置

県は、災害地に発生した一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第46条の規定により指定医療機関への入院を勧告する。また、勧告に従わない場合は入院させることができ、法第21条又は第47条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとする。

災害の状況によって指定医療機関に移送困難なときは、適当と定める病院又は診療所に移送するものとする。

オ 消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除

県は、必要と認めた場合には、法に基づく消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除について、当該職員に指示を行う。

(2) 市の役割

ア 清潔方法

市は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう管理を行う。

イ 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条による。

ウ ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条による。

エ 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給を開始する。

オ 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫に万全を期する。なお、防疫の重点事項はおおむね次のとおりとする。

(ア) 疫学調査

(イ) 清潔の保持及び消毒の実施

(ウ) 集団給食

(エ) 飲料水の管理

(オ) 健康診断

カ 感染症薬剤の調達

感染症薬剤は、市民保健対策部環境班において緊急に調達するが、それが不可能な場合は八重山保健所に調達斡旋の要請を行う。

キ 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。

実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らい、定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。

4 保健衛生

市及び八重山保健所は、以下により被災者の健康管理を行う。

(1) 被災者の健康管理

ア 良好な衛生状態の維持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

イ 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に実施する。

ウ 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

5 し尿の処理

(1) 実施責任者

市は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し、対応するものとする。

ただし、被害が甚大なため市において実施できない有害化学物質等が漏出した場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

(2) し尿の収集

市は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

(3) 仮設便所等のし尿処理

市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

(4) 清掃用薬剤の調達

市は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

6 食品衛生監視

(1) 実施責任者

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは食品衛生監視班を編成し、被災地における食品衛生監視活動を実施するものとする。

(2) 活動内容

食品衛生監視班は、以下の活動を行う。

ア 救護食品の監視指導及び試験検査

イ 飲料水の簡易検査

ウ その他食品に起因する危害発生の防止

7 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

(1) 実施責任者

ア 犬及び負傷動物対策

市及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、市犬取締条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）保護及び収容を行う。

イ 特定動物（危険動物）対策

県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

県より要請があった場合、市及び民間団体は、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供に応じ、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力する

イ 危険動物対策

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、市、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 県は、所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。

イ 県は、危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。

8 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

また、県や関係機関と連携し、災害におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省平成25年6月）に基づく体制の整備に努めるとする。

(1) 動物救済本部の設置

ア 県は、関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

(2) 避難所での取扱い

市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋火葬計画

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容、処理及び埋火葬等の措置は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

なお、行方不明者の搜索は、消防本部、警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して行い、遺体の収容、処理及び埋火葬等は市民保健対策部が担当する。

2 行方不明者の搜索

(1) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため必要に応じ、消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び捜査範囲等の状況を考慮し、消防対策部を中心に各班員をもって編成する。

(2) 搜索の方法

捜索に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行う。

3 行方不明者発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十一管区海上保安本部から救護を要する者の引渡を受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 遺体の収容・安置

ア 市は、遺体を収容、一時安置するための公園及び学校等の施設を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

イ 市は、発見された遺体を所管警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。

ウ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、市が遺体を一時安置所に収容し、埋火葬の処置を行うまで保管管理を行う。

(3) 医療機関との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように救護及び医療機関等と事前の連絡をとる。

4 遺体の処理

(1) 遺体の処理

発見された遺体については、海上保安庁死体取扱規則及び死体取扱規則の規定により、海上保安官及び警察官は所要の事変死亡報告書を作成したのち、遺体及び所持品引取り書をもって遺族又は市長に引渡すものとし、市長はその後において必要に応じ、遺体の処理を行う。

(2) 実施方法

ア 遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

イ 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄及び縫合並びに消毒等を実施する。

ウ 市は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配慮に努めるものとする。

5 遺体の埋火葬等

身元の判明しない遺体の埋葬又は火葬は、市長が実施し、それに要する経費は県が負担する。また、納骨は遺族が行うが遺族のない者については、市長が実施する。

6 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

(1) 災害にかかった者の救出

ア 対象者

災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者又は生死不明者の状態にある者を捜索し、救出するものである。

イ 費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、該当地域における通常の実費とする。

ウ 救出の期間

災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(2) 遺体の捜索

ア 対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 費用

死体捜索のために支出できる費用は、舟艇その他捜索のため機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

死体の捜索は、災害発生の日から10日以内とする。

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

1 実施責任者

(1) 障害物の除去

住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は所有者及び管理者が行う。ただし、市長が必要と認めたときは、市長が行う。

※災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

(2) その他の場所に流入したとき

障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行う。

2 障害物の除去

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア 対象者

障害物の除去の対象数は、住家が半壊及び床上浸水（土砂の堆積等により一時的に住居することができない状態になったものを含む。）した世帯とする。

イ 除去の方法

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行う。

障害物の除去は居室、炊事場等日常生活に欠かすことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

ウ 費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び人夫賃とする。

エ 期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 倒壊住宅

市は、解体後建築廃材等については、処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾・漁港関係障害物

河川管理者及び港湾・漁港管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。第十一管区海上保安本部、石垣海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

3 災害廃棄物の処理

- (1) 震災廃棄物処理体制の確保
市は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」又はこれに基づきあらかじめ策定した震災廃棄物処理計画を踏まえて処理体制を速やかに確保する。
県は、廃棄物処理が市のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。
- (2) 仮置場、最終処分地の確保
障害物の集積所は、公園、広場等を利用する。
なお、障害物の最終処分地は市内において確保することを原則とするが、それが困難な場合には、県に他市町村での確保について、広域的な調整を要請する。
- (3) リサイクルの徹底
がれき等の処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限り再利用に努めるものとし、県には再利用の技術面の指導、業者斡旋等を要請する。
- (4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理
障害物の除去にあたっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

第 23 節 住宅応急対策計画

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の設置並びに住家の応急修理は、市長が必要と認めるときは、市長が行う。

なお、応急仮設住宅並びに住家の応急修理は建設対策部都市建設班が担当とする。

※災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

2 応急仮設住宅の設置

(1) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

(2) 設置の方法

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は市において必要資材の調達を行う。

(3) 設置戸数

設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の 3 割以内とする。

(4) 設置場所

設置場所は、原則として公有地とし、やむを得ない場合に限り私有地を借り上げる。

(5) 規模及び費用

応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7 m² (9 坪) を基準とし、構造は 1 戸建て、長屋建て又はアパート式建築のいずれでもよい。その設置費用は、整地費、建築費、附帯工事費、人夫賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて一戸当たり平均 2,468,000 円以内とする。

(6) 着工及び供与期間

応急仮設住宅の建設工事は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期限内（最高 2 年以内）とする。

(7) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(8) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先する。

(9) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 修理の方法

住宅の応急修理は市長が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は市において必要資材の調達を行う。

(3) 戸数

住家が半壊（焼）した世帯数の 3 割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶ。

(4) 規模及び費用

応急修理の部分は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度とし、修理のため支出できる費用の限度は、一戸当たり 525,000 円以内（修理用の原材料費、労務費、材料等の輸送費及び工事事務費一切の経費を含む）とする。

(5) 期間

住家の応急修理は、災害発生の日から 1 ヶ月以内の完成を目標とする。

第 24 節 二次災害の防止計画

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市が実施する。県は、市に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を

実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定

市は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第 25 節 教育・保育対策計画

1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任者は、次のとおりとする。

- (1) 市立小中学校児童生徒及び市立幼稚園児に関する応急教育は、各学校長及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長が行う。
- (3) 市立小中学校及び市立幼稚園、その他市立文教施設の災害応急復旧は、市長が行う。
なお、担当は教育対策部とする。

2 応急教育対策

(1) 休校（休園）措置

ア 大災害が発生し、又は発生が予測される場合、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校（休園）措置をとる。

イ 休校（休園）措置が登校（登園）前に決定したときは、直ちにその旨を放送（ラジオ等）その他確実な方法により児童生徒及び園児に周知を図る。

ウ 休校（休園）措置が登校（登園）後に決定し、児童生徒及び園児を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校（降園）、学校職員による誘導等を行う。

(2) 教育施設の確保

学校（園）施設が災害によりその一部が破損し、使用不可能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急処置又は補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校（休園）をできる限り避ける。

なお災害のため学校施設が利用できない場合は、次の場所を予定する。

ア 隣接校

イ 公民館等の公共施設

ウ 前掲施設を使用できない場合は、応急仮設校舎（園舎）の建設を検討

(3) 教科書及び学用品の給与

ア 給与対象者

住家の全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損した児童生徒で、災害救助法に準じて定める。

イ 給与の品目、費用、期間

(ア) 品目

学用品の給与は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を支給する。

- (イ) 教科書及び教材
- (ウ) 文房具
- (エ) 通学用品
- ウ 費用
 - (ア) 教科書代実費
 - (イ) 文房具及び通学用品代
- エ 期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1ヵ月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(4) 教職員の確保

- ア 県教育委員会は、市教育委員会と連携し、教員の被災等により通常の授業が行えないときには、代替職員を確保し、授業に支障をきたさないようにする。また、必要に応じては、一時的に教員組織の編成替え等を行う。
- イ 県教育委員会は、市教育委員会と連携し、教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

(5) 被災児童等の転校、編入

被災児童等の転校、編入については、教育長が別に定める。

3 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施する。

4 社会教育施設等の対策

公民館等施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被害施設の応急修理を速やかに実施する。

5 被災児童生徒及び園児の保健管理

被災児童生徒及び園児の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市指定の文化財は、市教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

第26節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害において、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 石油類

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関（119番）等及び関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止す

- るとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
 - ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

(3) 八重山警察署の役割

八重山警察署は、施設の責任者、市（消防本部）等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(4) 石垣海上保安部は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市（消防本部）等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限、緊急に実施する必要がある場合の防除活動等災害拡大防止措置を行うものとする。

2 高圧ガス類

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関（119番）等及び関係機関に通報するものとする。

- ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 市の役割

市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、以下の保安措置を行う。

- ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。
- イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 八重山警察署警察

八重山警察署は、施設の責任者、市（消防本部）等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 石垣海上保安部は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市（消防本部）等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

3 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関（119番）等及び関係機関に通報するものとする。

- ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、次の保安措置を実施する。

ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 八重山警察署の役割

八重山警察署は、施設の責任者、市（消防本部）等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 石垣海上保安部は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市（消防本部）等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関（119番）等及び八重山保健所、八重山警察署に通報するものとする。

ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

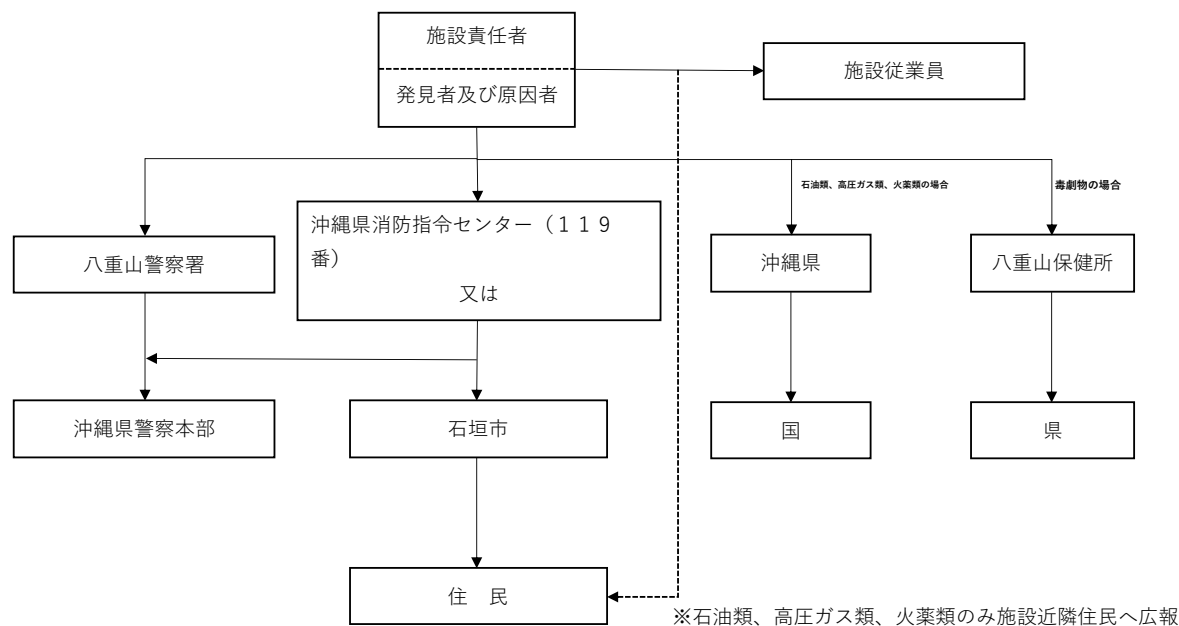
県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して八重山警察署、市（消防本部）等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

(4) 八重山警察署の役割

八重山警察署は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 石垣海上保安部は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市（消防本部）等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

■ 通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類、毒物劇物）



第 27 節 在港船舶対策計画

1 在港船対策

石垣海上保安部、石垣港湾事務所、八重山警察署、石垣市及び八重山漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずる。

(1) 船舶の被害防止対策

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図る他、次の措置を講ずる。

ア 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。

イ 岸壁係留船舶は、離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときは、係留方法について指導する。

ウ 荷役中の船舶は、速やかに荷役を終了又は中止させる。

エ 航行中の船舶は、早めに安全な海域に避難するよう勧告する。

オ 災害により港内又は港の境界付近に船舶の交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物体の除去等について指導する。

2 津波に対する船舶避難の望ましい対応

津波発生時における船舶の船型、状況別の船舶への影響と望ましい対応は、を以下に示す。

船舶の望ましい対応

		船舶の望ましい対応
大型船、中型船 (漁船を含む)	港内着岸船	<p>船舶の望ましい対応</p> <p>① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、積役・作業を中止し、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。</p> <p>② 大津波警報、津波警報が発せられ、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外避難を基本とすることが望ましい。 ただし、津波警報の場合は、船舶の大きさと津波予想高さを勘案して、係留避泊することも考えられる。</p> <p>③ 大津波警報、津波警報が発せられ、港外退避する時間的余裕がない場合は、係留索の増し取り又は増し締めによる係留強化により、係留避泊することが望ましい。 なお、大津波警報が発せられ、在泊することが危険と判断し陸上の高所に避難する時間的余裕がある場合は、陸上避難することが望ましい。</p> <p>④ 津波注意報が発せられた場合は、船舶の大きさと津波予想高さを勘案して、係留避泊又は港外退避することが望ましい。</p>
	危険物積載船舶	<p>① 積荷の危険物による二次災害防止のため、大津波警報、津波警報が発せられた場合は、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避を基本とすることが望ましい。</p> <p>② ①以外の対応については、一般船舶（作業船を含む）の避難対応に同じ。</p>
	錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)	<p>① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、作業を中止し、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。</p> <p>② 大津波警報、津波警報が発せられ、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、揚錨又は係留索を解らんして港外避難をとすることが望ましい。</p> <p>③ 大津波警報、津波警報が発せられ、港外退避する時間的余裕がない場合は、港内避泊することが望ましい。</p> <p>④ 津波注意報が発せられた場合は、港内避泊とし、場合によっては港外退避することが望ましい。</p>
	航行船	<p>① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。</p> <p>② 大津波警報、津波警報が発せられ、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、直ちに港外避難とすることが望ましい。</p> <p>③ 大津波警報、津波警報が発せられ、港外退避する時間的余裕がない場合は、港内避泊することが望ましい。</p> <p>④ 津波注意報が発せられた場合は、港外退避することが望ましい。</p>
小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	港内着岸船	<p>① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。</p> <p>② 大津波警報、津波警報が発せられた場合は、人命の安全第一として陸上避難を基本とすることが望ましい。 ただし、小型船舶でも、十分津波に対応できる海域が港外に存在し、避難する時間的余裕のある場合は、港外退避も可能と考えられる。</p> <p>③ 陸上避難する場合は、陸揚げ固縛又は係留強化することが望ましい。</p>
	航行船、錨泊船	<p>① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。</p> <p>② 大津波警報、津波警報が発せられ、時間的余裕がある場合は、直ちに着岸して陸揚げ固縛若しくは係留強化し陸上避難するか又は港外避難とすることが望ましい。</p> <p>③ 大津波警報、津波警報が発せられ、陸揚げ固縛又は係留強化の時間的余裕がない場合は、着岸後直ちに陸上避難するか又は港内避泊することが望ましい。</p> <p>④ 津波注意報が発せられた場合は、直ちに着岸して陸揚げ固縛若しくは係留強化し陸上避難するか又は港外退避することが望ましい。</p>

船舶への影響等

		船舶への影響等
大型船、 中型船 (漁船を含む)	港内着岸船 一般船舶 (作業船を含む) 危険物積載船舶	① 地震動により船体動揺が生じ係留索の伸び、切断が生じる場合がある。 ② 地震による電源喪失により荷役装置の切り離し、収納ができない場合がある。 ③ 津波の水位変動による船舶の浮上や、強い流圧により、係留索が伸び、係留索力が増大をもたらす。 ④ 津波による船舶の浮上や、移動量が大きいときは係留索が切断し、船舶が岸壁から離れて漂流を始め、衝突、座礁等に発展する場合がある。 ⑤ 津波の岸壁越流により船体が岸壁に打ち上げられる場合がある。 ⑥ オイルフェンスの収納が困難となる場合がある。
	船 (作業船を含む) 錨泊船、浮標係留	① 一般に船舶が錨泊する港湾等は、外海に比して開口部が狭まっており、津波の流速が増し、錨泊船は走錨の可能性が高い。 ② 津波の押し引きにより流向が反転し、錨鎖の把駐力を失う場合がある。 ③ 津波に圧流され浅瀬への座礁や岸壁等に衝突する場合がある。
	航行船	① 湾内や港内を航行している船舶は、水深の変化により舵効きに影響を受けるなど、操船上の影響を受ける可能性が高い。 ② 港内では、津波の強い流れにより、主機全速による推力でも圧流され前進できない場合がある。 ③ 港内における津波による水流の方向・大きさは複雑であり、特に港口付近では大きな渦を生じることがあり、津波襲来時に港内を航行することは、座礁、衝突等の危険を伴う。 ④ 大型船舶では、津波に流圧によりタグボートやスラスターによる船体制御が困難となる場合がある。
小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等)	港内着岸船	① 小型船舶は船首索及び船尾索各 1 本のみで係留している場合が多く、津波により、係留索は容易に切断され流出する可能性が高い。 ② 水位上昇による係留索緊張や船底の岸壁接触により、容易に浸水、転覆が発生する。 ③ 津波の岸壁越流や防波堤越流により、小型船舶及び係留施設全体が水没する場合がある。
	航行船、 錨泊船	① 浅水域を航行する機会の多い小型船舶の場合、津波による水位変化による底触の危険性が大型船に比して大きい。 ② 水深の変化により舵効きに影響を受け、操船・保針が困難になる可能性が高い。 ③ 津波の巻き波により、操縦の自由が失われ横倒し沈没するなどの危険性がある。 ④ 港内における津波による水流の方向・大きさは複雑であり、特に港口付近では大きな渦を生じることがあり、津波襲来時に港内を航行することは、座礁、衝突等の危険を伴う。

第 28 節 労務供給計画

1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。

ただし実施機関において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行うものとする。

2 労務者の供給の方法

労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

3 救助法による賃金職員等の雇上げ

市が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならぬ患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

カ 遺体搜索賃金職員等

遺体の搜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 遺体の処理（埋火葬を除く）賃金職員等

遺体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋火葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇い上げる必要がある場合、市は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

- (ウ) 雇上げを要する期間
- (エ) 賃金職員等雇上げの理由
- イ 県は市から要請を受け、その必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令、協力命令

- (1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

[従事命令等の種類と執行者]

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官(市長の職権を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官(警察官がその場にいない場合)
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

〔命令対象者〕

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）事	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
命令区分（作業対象）	対象者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

市又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。（基本法第 82 条第 1 項）

(3) 実費の弁償

市及び県は従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、基本法施行令第 35 条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。（基本法第 82 条第 2 項）
また、救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 11 条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。（救助法第 24 条第 5 項）

(4) 傷害等に対する補償

ア 県の役割

県は、従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し又は協力した者がそのため死亡し負傷し若しくは疾病となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 2 項）

イ 市の役割

市は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、市は基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 1 項）

第 29 節 民間団体の活用計画

1 実施責任者

民間団体の活用は、市内の民間団体の協力を求めて行うものとする。

民間団体に対する要請は、市長が行う。

なお、民間団体への要請は企画対策部が担当し、各対策部の協力を得て行う。

2 協力要請対象団体

- (1) 各自治公民館
- (2) 婦人連合会
- (3) 各青年会
- (4) 各種団体

3 協力要請

(1) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請する。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要な事項

(2) 協力を要請する作業内容

- ア 災害現場における応急措置と被災者の搬出、危険個所の発見及び連絡等の奉仕活動
- イ 救護所の設置に必要な準備、救護所における被災者の世話等の奉仕活動
- ウ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕活動
- エ 警察官の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕活動
- オ 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕活動
- カ その他危険の伴わない災害応急措置の応援活動

第 30 節 ボランティア受入計画

1 ボランティアの受入れ

市は、市社会福祉協議会、県、日本赤十字社、その他関係機関と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるよう受け入れ体制を整備する。また、受け入れに際しては老人介護や、外国人との会話力等、ボランティアの技能支援が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努める。

2 協力の要請

(1) 協力要請内容

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して要請する。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ その他必要とする事項

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）

- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

4 ボランティアの活動支援

市、県及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

ア ボランティア本部—市庁舎、石垣市健康福祉センター又は他の公共施設本部の役割

- (ア) ボランティアの活動方針の検討
- (イ) 全体の活動状況の把握
- (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
- (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
- (オ) 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
- (カ) ボランティア活動支援金の募集、配分
- (キ) 市災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援

イ 地区活動拠点—市庁舎、石垣市健康福祉センター、市総合運動公園、公民館、その他の公共施設

地区活動拠点の役割

- (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
- (イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
- (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- (エ) ボランティアの紹介
- (オ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション
- (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

市及び県は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

市及び県は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

市及び県は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第 31 節 公共土木施設応急対策計画

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、石垣市の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

2 施設の防護

(1) 道路施設

ア 市道

市道の管理者である市における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 市長は、道路に被害が発生した場合は、直ちに以下の事項を県道路管理課及び八重山土木事務所長に報告する。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害の内容及び程度
- ・迂回道路の有無

(イ) 市は、自動車の運転者及び地区の住民等が、決壊崩土及び橋りょう流失等の災害を発見した場合は直ちに市長に報告するよう、常時指導啓発する。

(2) 港湾・漁港施設

ア 市における措置

市長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、管轄する防災機関と調整を図り、速やかに以下の事項を八重山土木事務所長等に報告する。

- (ア) 被害の発生した日時及び場所
- (イ) 被害内容及び程度
- (ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

- (ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- (イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・ 排土作業又は盛土作業
- ・ 仮舗装作業
- ・ 障害物の除去
- ・ 路面及び橋梁段差の修正
- ・ 仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾・漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第 32 節 ライフライン等施設応急対策計画

第 1 款 電力施設応急対策

地域における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

1 実施方針

沖縄電力(株)における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、沖縄県があらかじめリスト化する重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、県災害対策本部(総括情報班)と協議して措置するものとする。

第 2 款 ガス施設応急対策

市内における災害時のガスの供給のための応急対策は、次によるものとする。

1 実施方針

ガス供給事業者における応急対策は、同事業者が定める防災計画により実施するものとする。

2 関係機関の協力体制

被害地に対するガス供給を確保するための応急対策をとる場合、ガス供給事業者は、警察、消防をはじめ関係機関に十分連絡の上、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて市災害対策本部等と協議して措置するものとする。

なお、漏洩事故における対策には、以下の事項に重点をおいて処置するものとする。

- (1) 警察、消防機関等への通報
- (2) ガス漏れ応急処置

- (3) 火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
- (4) 住民の避難、救出

第3款 液化石油ガス施設応急対策

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生
の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するととも
に、応急措置を行う。

第4款 上水道施設応急対策

1 上水道の応急対策

水道事業者は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調
整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的
に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など
速やかに緊急給水を実施する。

ア 復旧実施

(ア) 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた
順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用
状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

(イ) 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

(ウ) 一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者からの修繕申し込みがあったものについ
て実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を
要する変電所等は優先して実施する。

(エ) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期につい
て広報に努める。

2 広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係
団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整
を行う。その際、簡易水道等の小規模水道事業の応急復旧に対する支援に配慮する。

また、水道部は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図
面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

第5款 下水道施設応急対策

市は、下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧作業を図るものとし、
処理場、ポンプ場、重要な幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝幹線管渠汚水柵、取り
付け管等の復旧を行う。

1 処理場・ポンプ場の復旧

処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電
機等により揚水機能を確保する。

2 管渠施設等の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホール
を利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

第6款 電気通信設備応急対策

電気通信関係機関は、市地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の

定める防災業務計画に基づき実施する。

第 33 節 交通機関応急対策計画

1 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

2 フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

3 航空機等

空港施設の管理・運営管理者及び航空会社は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、空港ターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等から空港ビル内での待機又は最寄りの高台への誘導などを適切に判断する。

また、応急対策における傷病者や救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすため、可能な限り機能の早期回復措置を講ずる。

新石垣空港及び空港周辺における航空機事故、火災、その他の災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合の空港災害対策及び緊急対策は、次により実施する。

ア 空港災害緊急対策本部の設置

新石垣空港及び空港周辺における航空機事故に対する捜索、消火救難活動及び空港基本施設等の災害復旧応急対策を実施するため、新石垣空港管理事務所内に本部を設置する。

イ 空港災害応急対策の目的

空港災害応急対策の目的は主として、航空機火災が発生するおそれがある場合、又は航空機火災が発生した場合に人命救助を目的として航空機火災を制御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施する。

ウ 事故処理要領

事故処理にあたっては、迅速かつ適切に対処するため、石垣空港消火救難隊業務要領及び石垣市消防本部消防計画第 4 8 条及び同救助救急計画に基づき、効果的な事故処理を実施する。

エ 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

新石垣空港における組織体制及び緊急時連絡系統図は、次のとおりである。

[空港における組織体制及び緊急連絡系統図]

班 名	機 関 名
通報連絡班	・大阪航空局石垣空港出張所 ・石垣空港管理事務所
消火救難班	・石垣市消防本部空港出張所 ・石垣市消防本部 ・県立八重山病院 ・日本トランスオーシャン航空(株)石垣空港所
警 備 班	・八重山警察署 ・石垣空港管理事務所

第34節 農林水産物応急対策計画

1 農林水産物の対策

市は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、ただちに対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、市は、県に対し、報告するものとする。

2 農産物応急対策

(1) 種苗対策

ア 災害により農作物のまきかえ及び植え替えを必要とする場合は、関係の農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

(2) 病虫害防除対策

災害による病虫害の異常発生が予想される場合は、農作物の被害の軽減を図るため県及び農業協同組合等と一体となって対策を検討したうえで、被災農家に対し具体的な防除の実施について指示指導する。

3 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、市においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県は市の協力を得て、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導するものとする。

診断の必要な家畜は、市長の要請により家畜診療所及び家畜保健所の獣医師等を災害地域へ派遣するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に対して市に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県に対し必要量の麦類、ふすまの放出を要請するほか、流通粗飼料については沖縄県農業協同組合に対し必要数量の確保を要請し、供給についてあっせんを行うものとする。

4 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、市は県に対し確保要請を行う。

(2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、又は発生まん延防止のため市長の要請があった場合は、県は水産試験研究機関に対し、防除対策について指導を行わせるものとする。

(3) 漁船漁具応急対策

台風、津波等の災害が予想される時は、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法等についてあらかじめ計画を立てておくものとする。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 //
- ウ 道路 //
- エ 砂防 //
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 市及び県における措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合において、市又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市又は県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

市又は県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

八重山警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案して、迅速な復旧を図る。

第2節 被災者生活への支援計画

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

1 災害相談

(1) 市民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問合せに対処するため、国、県及びその他関係機関と連携して市民サポートセンター（仮称）を開設する。センター開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努める。

(2) 相談内容

市民サポートセンター（仮称）における相談内容（例）は、次のとおりとする。

- ア 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- イ 倒壊家屋の解体、撤去
- ウ 各種資格証の再発行等（年金証書、健康保険証等）
- エ リ災証明の発行手続き
- オ 仮設住宅の入居
- カ 住宅金融公庫関係（返済、支払方法等）
- キ 事業再開の融資
- ク 災害救護資金
- ケ 被災に伴う税金の減免措置
- コ 借地、借家
- サ 医療、保健（精神保健を含む）
- シ 労働相談
- セ その他必要な事項

(3) 設置場所

市民サポートセンター（仮称）は、市役所に設置する。

2 罹災証明書等の発行

市は、被災者に対して、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付するものとする。

なお、住家などの被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

3 住宅の復旧

(1) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅資金

市は、県と連携協力して、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

イ 個人住宅（特別貸付）建設資金

市は、地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、市は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

市及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

4 生業資金の貸付

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(1) 実施主体	市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請																				
(2) 対象災害	自然災害であり、災害救助法が適用された場合の災害とする。																				
(3) 貸付対象	(2) により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者																				
(4) 貸付限度額	<p>350 万円</p> <p>被害の種類、程度により区分する</p> <table border="1"> <tr> <td>①世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>150万円</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">250万円</td> <td rowspan="5">}</td> <td rowspan="5">270万円 (350)</td> </tr> <tr> <td>②家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③住居の半壊</td> <td>170万円(250)</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">250万円(350)</td> </tr> <tr> <td>④住居の全壊</td> <td>250万円(350)</td> </tr> <tr> <td>⑤住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>350万円</td> <td></td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は () 内の額</p>		①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	}	250万円	}	270万円 (350)	②家財の1/3以上の損害	150万円	③住居の半壊	170万円(250)	}	250万円(350)	④住居の全壊	250万円(350)	⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円			350万円
①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	}	250万円	}					270万円 (350)												
②家財の1/3以上の損害	150万円																				
③住居の半壊	170万円(250)	}	250万円(350)																		
④住居の全壊	250万円(350)																				
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円				350万円																
(5) 所得制限	<table border="1"> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市民税における前年の総所得金額</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。</td> </tr> </table>		世帯人員	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。						
世帯人員	市民税における前年の総所得金額																				
1人	220万円																				
2人	430万円																				
3人	620万円																				
4人	730万円																				
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																				
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。																					
(6) 利率	年3% (据置期間中は無利子)																				
(7) 据置期間	3年 (特別の場合5年)																				
(8) 償還期間	10年 (据置期間を含む)																				
(9) 償還方法	年賦又は半年賦又は月賦																				

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

- ア 貸付限度 1,500,000円
- イ 据置期間 貸付の日から1年以内
- ウ 償還期限 7年以内
- エ 貸付利率 3%

(3) 母子寡婦福祉資金

市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

5 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

市は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

7 災害義援物資、義援金の募集及び配分

救援物資・義援金品の募集及び配分は、市災害対策本部が配分計画を立てて行う。

ただし、被害が他市町村にわたる場合は、県が次の機関からなる協議会を編成し、各機関が共同又は協力して災害義援金金品の募集、輸送、配分を行う。

(構成機関) 日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄県婦人連合会、その他県単位の各種団体。

(1) 救援物資・義援物資

ア 救援・義援物資の受け入れ

市は、救援・義援物資の受付記録を作成し、必要があれば寄託者に受領書(別紙様式)を作成する。

イ 救援・義援物資の保管・仕分け・輸送

市は、救援・義援物資の保管・仕分けを行い、輸送についてはボランティア等の協力を得て行うものとする。

ウ 救援・義援物資の配布

救援・義援物資の配布は、市災害対策本部が協議の上決定し、被災者に対し迅速かつ適

正に配布する。特に、食糧品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

(2) 義援金

ア 義援金の受け入れ

市は、義援金の受け入れに際して受付記録を作成し、保管の手続きを行うとともに寄託者に受領証（別紙様式）を発行する。

イ 義援金の保管

市は、義援金の保管に際して、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し、管理・保管する。

ウ 義援金の配分・配布

義援金の配分・配布、市災害対策本部が協議の上決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配分し、被災者へ配布する。

8 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 地方税の特別措置

県、市は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

市及び県は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、この徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

市及び県は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

9 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市と連携して以下の措置を講じる。

(1) 被災者のために臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

10 被災者生活再建支援

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。

対象は、市の認定する全壊、半壊、大規模半壊及び中規模半壊と認定された世帯を原則とする。

市は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

11 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市、県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画

1 農業者への融資対策

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。沖縄振興開発金融公庫の農業関係資金のうち災害復旧事業を対象とするものに農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（共同利用施設資金及び主務大臣指定資金）、自作農維持資金がある。

なお、天災融資法を適用されない災害に対しては、県単の「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付要綱」を適用した低利の資金融通を促進する。

2 林業者への融資対策

被災林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を促進するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を促進し、早期復旧に努める。

3 漁業者への融資対策

被災漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を促進し、被害者の安定を図るよう努める。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備及び業船資金等の活用を促進するとともに、漁業協同組合（同連合会）の系統金融の活用を促進に努める。

4 中小企業者への融資対策

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

市は、県と連携協力し、必要に応じて関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

(2) 金融相談の実施

市は、県と連携協力し、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

(3) 被災中小企業者に対する融資

市は、県と連携協力し、中小企業向け融資制度の活用を促進するとともに、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫等政府系統金融機関の資金の活用を図るよう指導促進に努める。

第4節 復興の基本方針等

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1 復興計画の作成

市及び県は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理

市、県及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり

市及び県は、防災まちづくりにあたり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、適切な事業の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

(1) 市の措置

市は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、沖縄総合事務局長に対して職員の派遣を要請する。

第3編 風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害等に対する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画である。

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第1章「第1節組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

1 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、石垣市災害対策本部組織図のとおりとする。ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができる。

- (1) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 市長が不在若しくは事故あるときは、副市長がこれを代行し本部長となる。また、副市長も不在若しくは事故あるときは、総務部長がこれを代行し本部長の職務を遂行する。
- (3) 本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長及び班員を置く。
部長及び班長は、巻末表-1に掲げる職にある者をもって充て、班員は当該班長の所属する課等の職員をもって充てる。
- (4) 本部に本部会議を置く。本部会議は市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長、消防長、総務部長）、本部員（部長等）及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

2 市災害対策本部の設置

(1) 本部の設置

市災害対策本部は、以下の基準により設置する。

- ア 市の地域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき
- イ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市内の地域に重大な被害が発生したとき
- ウ 市内で震度4以上が観測されたとき
- エ 宮古島・八重山地方に津波注意報が発表されたとき
- オ 前各号のほか、市内に発生した災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施が必要なとき

(2) 本部設置に至らない場合の措置

石垣島地方気象台から大雨・洪水及び高潮の警報が発表される等、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、防災担当職員等による災害対策準備体制を講ずる。

3 市災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、市役所庁舎内に設置する。災害により市役所庁舎が使用できない場合は、石垣市総合体育館に設置する。

4 市災害対策本部の解散

市災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、市災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。

5 設置又は解散の報告

市災害対策本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び住民に対し、以下により通知公表する。

担当班	通知又は公表先	通知又は公表の方法
総務対策部本部連絡班	各対策部	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	沖縄県八重山事務所	電話その他迅速な方法
〃	関係機関	電話その他迅速な方法
企画対策部企画政策班	報道機関	電話その他迅速な方法
消防対策部ほか	住民、その他	防災行政無線、ラジオ、広報車、その他迅速な方法

6 現地災害対策本部の設置

災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって、当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

7 市災害対策本部の組織

巻末図－1 参照

災害対策本部事務分掌

巻末表－1 参照

8 災害対策の動員

(1) 配備の指定及び区分

ア 配備の規模

本部長は、市災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

ただし、本部長の指定がない場合でも、その状況に応じて、各対策部長においてその配備を決定することができる。この場合、各対策部長は直ちに本部長に報告する。

(2) 配備基準

配備は、おおむね以下の基準により第1配備から第4配備までに区分する。

※毎年襲来する台風対策配備要員については、第3編風水害編第3章台風災害応急対策計画による。

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 災害対策準備体制	①気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	①防災担当課職員 ②一部職員 (市道、農道担当課)
第2配備 災害対策本部 (警戒体制)	①本市に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 ②市内で震度4が観測された場合 ③本市に津波注意報が発表された場合	①本部事務局員 ②各対策部長及び班長 ③一部職員 (各班情報連絡担当)
第3配備 災害対策本部 (救助体制)	①相当規模の災害の発生した場合 ②市内で震度5弱又は5強が観測された場合 ③津波警報が発表された場合	①本部事務局員 ②各対策部長及び班長 ③一部職員 (全職員の約半数)
第4配備 災害対策本部 (非常体制)	①災害により市全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 ②市内で震度6弱以上が観測された場合 ③大津波警報が発表された場合	①全職員が配置につく

(3) 配備人員及び指名

ア 災害対策準備体制

災害対策準備体制は、本部長と総務対策部長が協議し、配備する。

イ 配備の配備要員数

各対策部の第1配備、第2配備及び第3配備の配備要員数は、表-2のとおりとする。ただし、本部長は、災害の実情により所属の部長と協議し、配備要員を増減することができる。

(4) 各配備要員の構成

表-2の各配備要員は、各班長（課長等）が所属する課等の職員とし、配備要員数は班長を除く要員数とする。

(5) 配備の規模に応ずる配備要員の指名

各対策部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員を、あらかじめ指名しておく。

(6) 配備要員名簿の作成

ア 各対策部長は、配備要員数を目安にし、毎年4月1日現在で災害対策配備要員名簿を作成し、同月末日までに総務部長に提出する。

イ 各対策部長は配備要員に異動があった場合は、その都度修正のうえ総務部長に通知する。

9 動員方法

動員方法について、災害発災時から復旧・復興において職員が適切な判断が行えるよう、災害時職員行動マニュアルをあらかじめ作成するものとする。

(1) 本部会議を招集

本部長は、気象予報、警報及び災害発生のおそれのある異常気象の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定する。

(2) 招集に関する事務

本部会議の招集に関する事務は、総務対策部本部連絡班長が行う。

- (3) 各対策部長への通知
総務対策部長は本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各対策部長に通知する。
- (4) 各班長への通知
通知を受けた各対策部長は、各班長へその旨通知する。また各対策部長が災害の状況に応じてその配備を決定したときは、直ちに各班長に通知するとともにその人数を総務対策部長に報告する。
- (5) 配備要員への通知
通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。
- (6) 所定の配備
通知を受けた配備要員は、直ちに災害時職員行動マニュアルに等に定める所定の配置につく。
- (7) 非常招集系統を確立
各対策部長はあらかじめ部内の非常招集系統を災害時職員行動マニュアル等に定め確立しておく。
- (8) 自主的な参集（配備）
各配備基準に定める震度の地震及び津波情報を確認したときは、該当する配備要員は、災害時職員行動マニュアルに定める動員指示がなくても直ちに参集する。
- (9) 災害応急対策上必要な意志決定又は指示
本部長（市長）は、夜間や休日等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したとき参集途上にあっても、適切な連絡手段により災害対策本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請及び県への応援要請等、災害応急対策上必要な意志決定又は指示を行う。
- (10) 配備の報告
各対策部において要員を配備し、応急活動を実施したときは、職員の配備状況を総務対策部長に報告する。
- (11) 参集場所
職員は、災害時職員行動マニュアルに定める所属する勤務場所に参集することを基本とする。
- (12) 指定参集
各対策部の長よりあらかじめ各対策部の業務を遂行するため、災害時に参集する場所を指定された者は指定場所に参集する。
- (13) 職員の心構え
災害時職員行動マニュアルに定める市の職員としての責務を果たすものとする。
 - ア 職員は、予め定められた配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
 - イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ等によって情報を得るとともに各対策部、班等への電話照会等によって災害の状況、配備命令等を知るように努める。
 - ウ 職員は参集途上においては可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに班長に報告する。

10 夜間及び休日等における配備

(1) 宿直等の配備

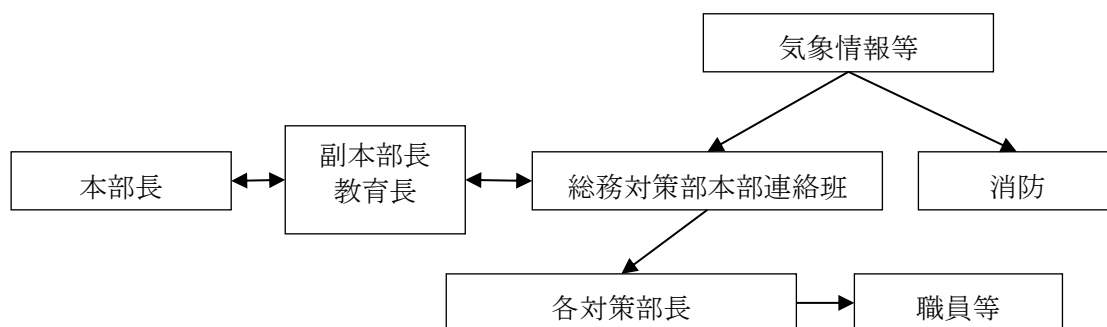
夜間及び休日等に発生する災害に対しては、宿直（警備員）及び消防が注意報等の受理を行い、その後早急に総務対策部本部連絡班長へ連絡を行う。

(2) 非常参集

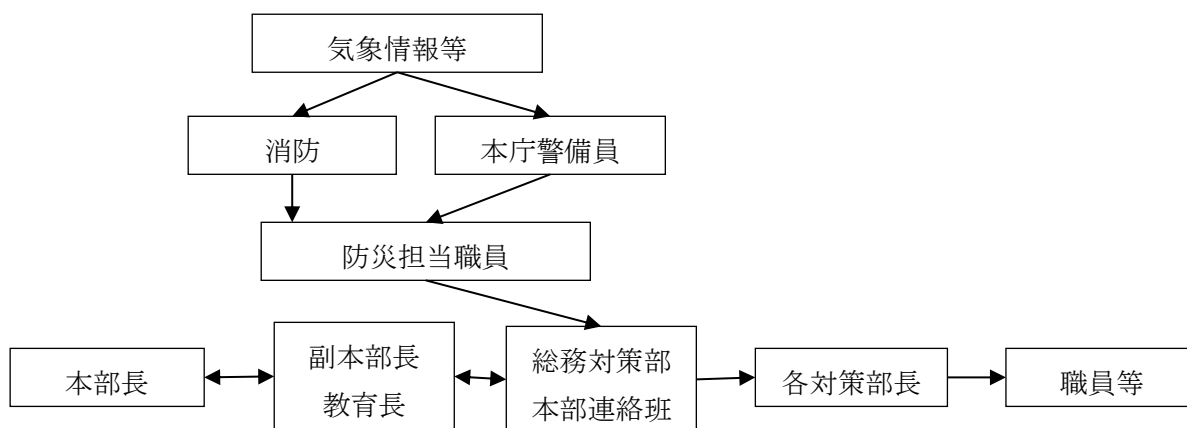
各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間、休日等勤務時間外において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各対策部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

■勤務時間内における動員体制



■勤務時間外における動員体制



11 意志決定事項

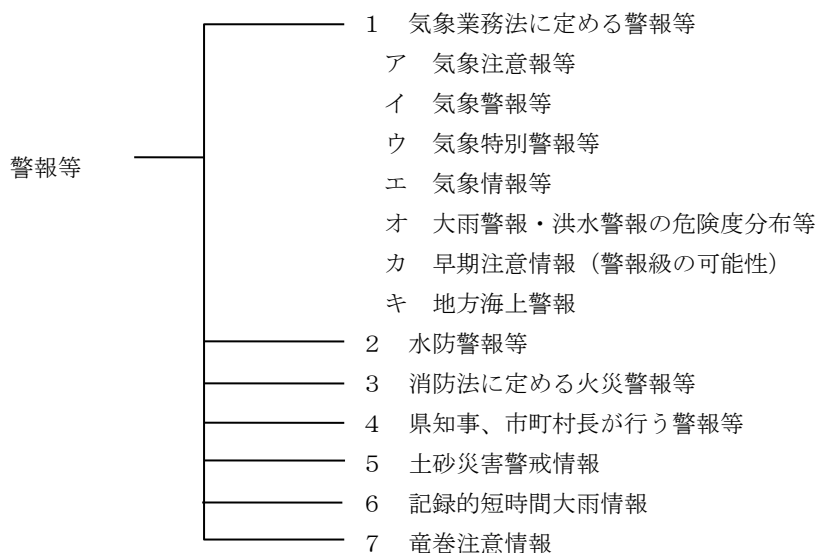
本部長（市長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意志決定をする場合においては、次の順位により、所定の決定権者に代わって意志決定を行う。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

市長 → ①副市長 → ②消防長 → ③総務部長

第2節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象特別警報・気象警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報等の種類と概要、本市における発表基準は、以下のとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。	

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

石垣市における警報・注意報の発表基準

石垣市	府県予報区		八重山地方	
	一次細分区域		石垣島地方	
	市町村等をまとめた地域		石垣市	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	163
	洪水		流域雨量指数基準	宮良川流域=10.3, 磯部川流域=6.2, 名蔵川流域=9.4, 新川川流域=7
			複合基準※ ¹	新川川流域= (8, 6)
			指定河川洪水予報による基準	—
		暴風	平均風速	25m/s
		波浪	有義波高	6.0m
		高潮	潮位	2.0m
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	114
	洪水		流域雨量指数基準	宮良川流域=8.2, 磯部川流域=4.9, 名蔵川流域=7.5, 新川川流域=5.6
			複合基準※ ¹	新川川流域= (5, 5.4)
			指定河川洪水予報による基準	—
		強風	平均風速	15m/s
		波浪	有義波高	2.5m
		高潮	潮位	1.3m
		雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
		乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%	
		低温	最低気温 5℃以下	
	霜	最低気温 5℃以下		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

イ 台風その他気象情報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は、以下のとおりである。

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル (危険度分布) で色分けして表示される。例えば土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分

布)では、特に「災害切迫(黒)」が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫又はすでに発生している可能性が高い状況である。

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域に避難指示等を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では、高齢者等避難の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警報の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられている。なお、キキクル(危険度分布)等の概要は次のとおりである。

キキクル(危険度分布)等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ

	下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
--	---

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石垣島地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（八重山地方など）で発表される。

オ 潮位に関する情報

潮位の変動による被害が発生するおそれがある場合や潮位の状態について解説等を行うことが有効である場合に発表する。

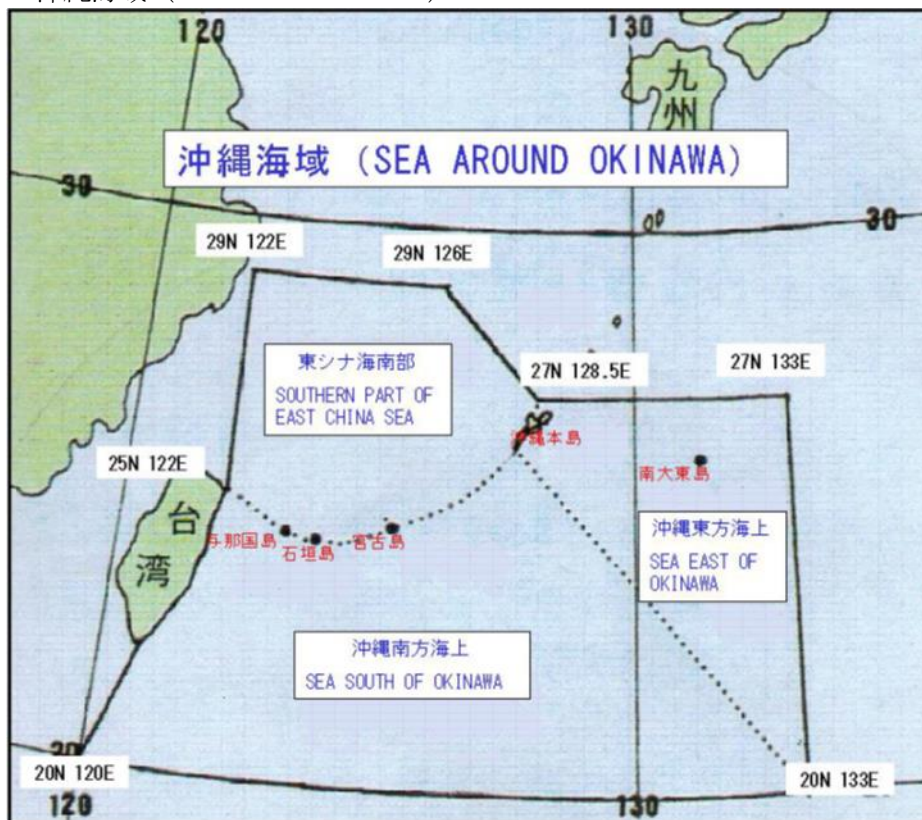
カ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄气象台が発表する。

(7) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄气象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- ・ 細分名称
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

《 沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA） 》



(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
	警報をする現象が予想されない場合又は継続

海上警報なし (英文 NO WARNING)	中の警報を解除する場合
海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3カイリ未満)
海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9~17.2m/s (28ノット以上 34ノット未満)
海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2~24.5m/s (34ノット以上 48ノット未満)
海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5~32.7m/s (48ノット以上 64ノット未満)
海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 (64ノット以上)

(2) 水防法に定める警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のアに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

イ 水防警報

水防警報とは、洪水波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

ウ 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。また、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

市長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

本市における火災警報基準は下記のとおりである。

- (7) 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が50%を下り、最大風速が7メートル以上をこえる見込みのとき。
- (イ) 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

イ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、石垣島地方気象台は石垣市に火災気象通報を発表する。

(4) 市長が行う警報等

市長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、当該予報、警報又は通知に係

る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 県と石垣島地方気象台が共同で発表する情報（土砂災害警戒情報）

県と石垣島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市に土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。

また、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

(6) 記録的短時間大雨情報

石垣島地方気象台は、市内で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したときに発表する。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるため、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）で「危険」（紫）が出現している場合に発表するもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記している。

石垣市の発表基準は、1時間120ミリ以上を観測又は解析したときである。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(8) 災害時気象支援資料

石垣島地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

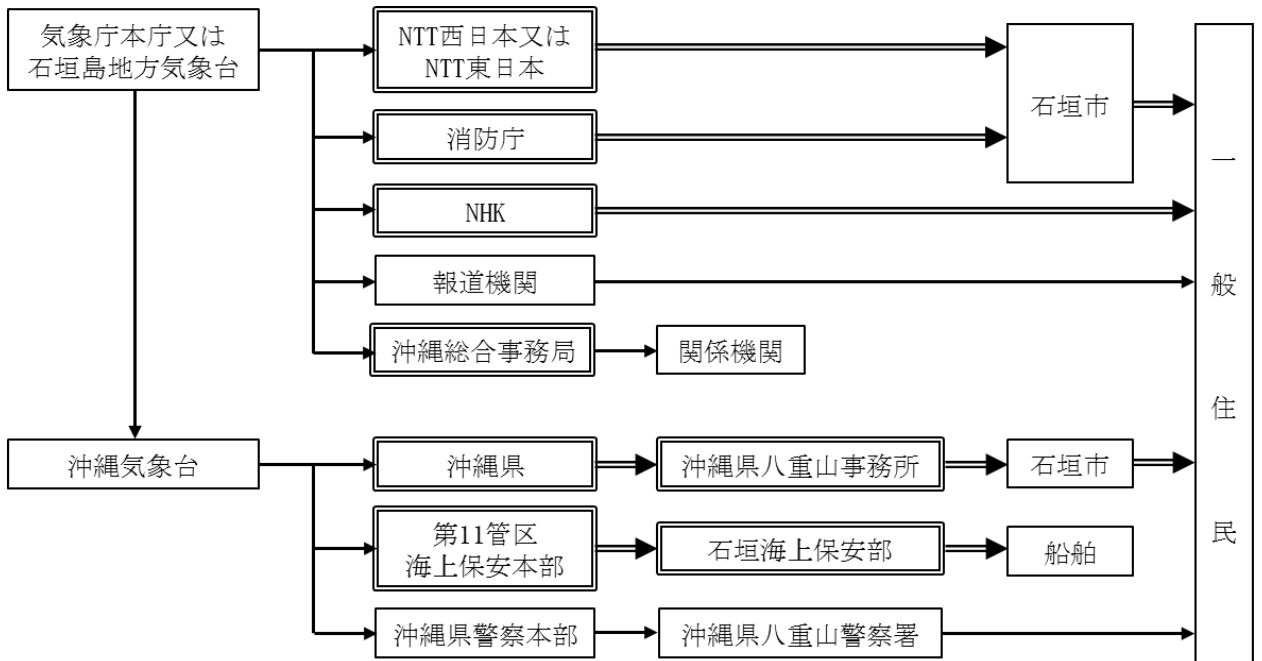
2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 // 強風 // 波浪 // 高潮 // 濃霧 // 雷 // 乾燥 // 霜 // 低温 //	石垣島地方気象台	石垣市
大雨警報（土砂災害、浸水害） 洪水 // 暴風 // 波浪 // 高潮 // 大雨特別警報 暴風 // 波浪 // 高潮 //	気象庁	石垣市
記録的短時間大雨情報（発表のみ）	気象庁	石垣市
竜巻注意情報（発表のみ）		石垣島地方
火災警報	市長	石垣市
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び石垣島地方気象台	石垣市

3 気象警報等の伝達

(1) 気象警報等の伝達系統図

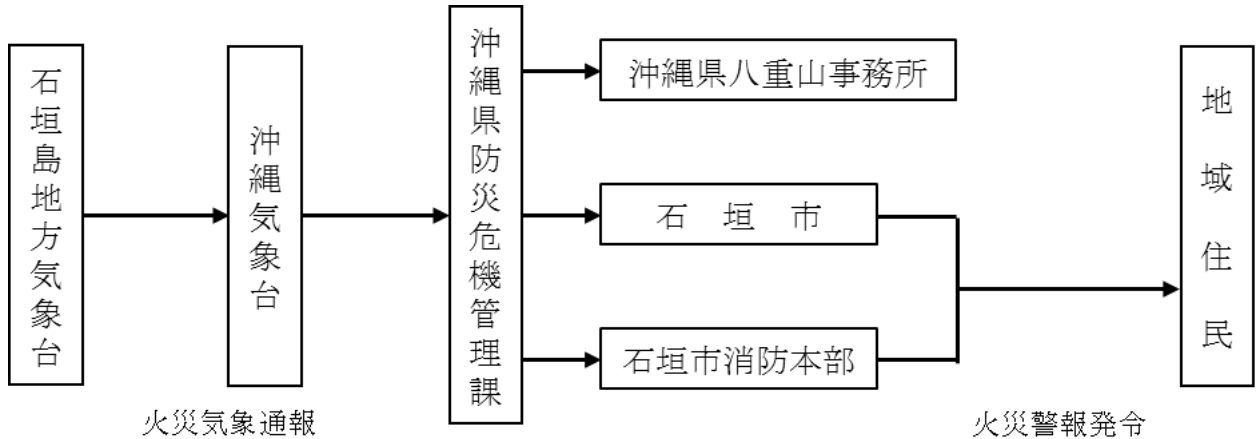


(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

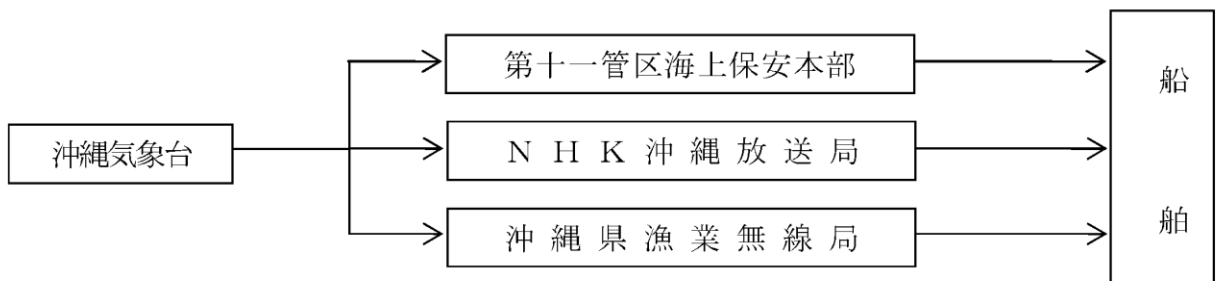
(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注) 太枠内の機関は、気象業務法第15条による伝達機関、細枠内の機関はその他連絡機関

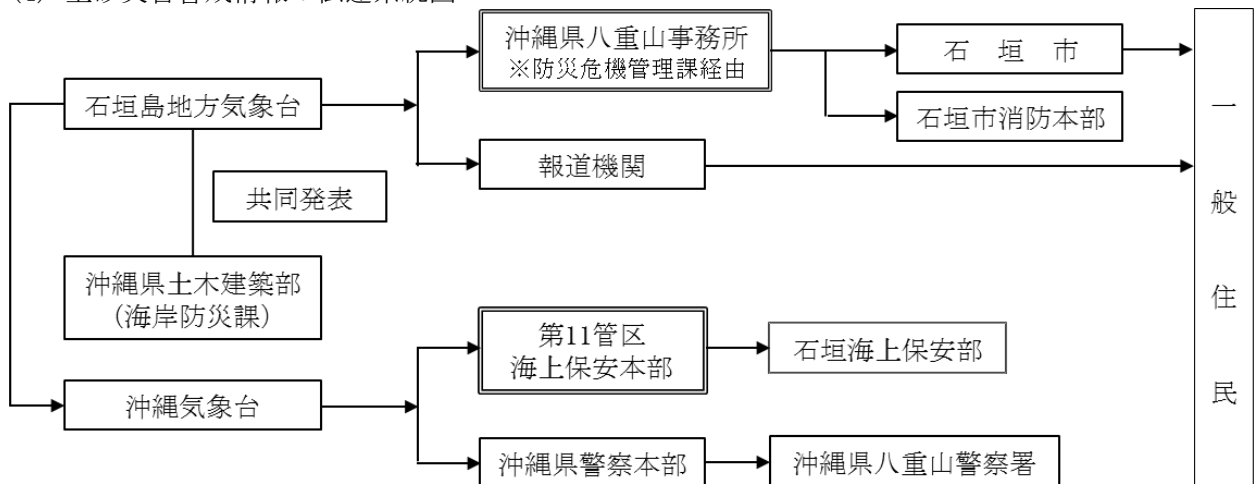
(2) 火災警報等の伝達系統図



(3) 地方海上警報等の伝達系統図



(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



(5) 「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報等

ア 警報の種類

石垣島地方气象台が「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報である。

イ 通知の方法

気象庁と「NTT西日本及びNTT東日本」をオンライン接続することにより、石垣島地方气象台が発表する警報事項をNTTに通知する。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

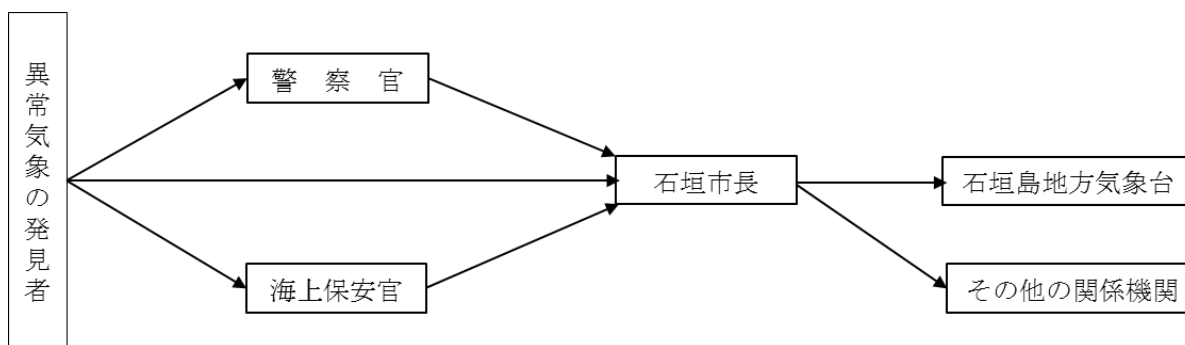
気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常現象発見者の通報系統図



(3) 異常現象発見時の通報要領

- ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長、警察官又は海上保安官に通報する。
- イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報する。
- ウ 通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を石垣島地方気象台及びその他関係機関に通報するとともに住民に対し周知徹底を図り、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編第1章「第3節災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編第2章「第4節災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- 1 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、県へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。

- 2 市（消防本部）は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 3 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 4 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編第2章「第5節災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市における災害広報については、具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

- 1 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）
 - (1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
 - (2) 台風・気象情報
 - (3) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
 - (4) 警報
 - (5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
 - (6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
 - (7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
 - (8) 公共交通機関の運行状況
 - (9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
 - (10) 避難情報（準備情報）
- 2 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）
 - (1) 避難情報（避難指示とその理由、避難所等）
- 3 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）
 - (1) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
 - (2) 医療機関の状況
 - (3) 感染症対策活動の実施状況
 - (4) 食料、生活必需品の供給予定
 - (5) 災害相談窓口の設置状況
 - (6) その他住民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編第1章「第6節自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第7節 広域応援要請計画

大規模災害発生時において本県単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編第1章「第7節広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編第1章第8節「第1款避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編第1章第8節第1款「1実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、地震・津波編 第2章第8節第1款「2避難指示等の運用」のとおりとする。

市は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等をFMいしがき、登録メール及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難指示等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 県、气象台、は、市から求めがあった場合、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

避難指示等の意味合いと判断の目安

警戒レベル	住民に求める行動	行動を居住者等に促す情報	判断基準
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高め	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)「注意 (黄)」 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)「注意 (黄)」
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)「警戒 (赤)」 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)「警戒 (赤)」 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。	避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)「危険 (紫)」 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)「危険 (紫)」 高潮警報 高潮特別警報
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)「災害切迫 (黒)」 大雨特別警報 (浸水害) 浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)「災害切迫 (黒)」 大雨特別警報 (土砂災害) 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)「災害切迫 (黒)」

- (4) 警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (5) 避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (6) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

3 避難場所

地域別の指定避難場所は、〔資料編3-1〕のとおりとする。

なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更又は新たに設置する。この場合、その旨住民に周知を図る。

4 避難誘導

(1) 住民等の避難誘導

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

5 船舶等の避難

石垣海上保安部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を勧告、または、命ずる等の規制を行う。

6 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、地震・津波編第1章第8節「第3款広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第9節 観光客等対策計画

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編第1章「第9節観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第10節 要配慮者対策計画

災害時における要配慮者対策は、地震・津波編第1章「第10節要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第11節 水防計画

水防計画については沖縄県水防計画の趣旨に基づき、石垣市の地域における河川等の洪水又は高潮等の水害から住民の生命、身体及び財産を守ることを図るものである。

1 実施責任者

この計画による実施は市長が行う。

なお、この計画による実施は、建設対策部都市建設班が担当する。

2 水防組織

市災害対策本部において、主に建設対策部都市建設班が水防に関する活動を担うものとする。ただし、災害の状況によっては、都市建設班だけの対応は困難なことが予想されることから、建設対策部長は、建設対策部全体で対応できるよう応援体制について、調整を図っておく。

また、消防機関においても警戒巡視、救急・救助体制を整え、不測の事態に対応できるよう関係部署と連携を図っておく。

3 住民の水防義務

住民は、常に気象状況及び水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力し、また水防管理者、消防機関の長から出動を命じられた場合は、水防に従事させることができる。

4 水防活動

市が行う水防活動については、おおむね次のとおりである。

- (1) 水防に関係のある気象の予報・注意報・警報等の気象情報の収集・伝達
- (2) 管轄する区域の河川、海岸等の巡視、警戒
- (3) 所管水防施設等の被害調査
- (4) 水防に関する応急対策に関すること
- (5) 洪水や高潮等による被害の発生又は発生するおそれがある地域住民の避難に関すること
- (6) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (7) 対策会議に関すること
- (8) その他必要な水防活動

5 水害対策巡視

建設対策部及び消防対策部は県からの通報又はその他の方法により気象予報・警報を知ったときは、危険が解消するまで随時河川、海岸堤防等を巡視しなければならない。

(1) 水位の通報

巡視員は、河川及びため池等の水位を順次、建設対策部及び消防対策部に報告し、それぞれの管理者と情報交換に努める。

(2) 潮位の通報

海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2m以上）に達したときは、直ちに関係対策部、関係機関、団体等に通報する。

6 避難のための立ち退き

洪水又は高潮等により著しい危険があると認めるときは、建設対策部都市建設班は、水防法第22条に基づき、第5節災害広報計画を併用し第8節避難計画に基づいて実施する。

第12節 消防計画

災害時における消防活動は、地震・津波編 第1章「第11節消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第13節 救出計画

災害時における救出活動は、地震・津波編第1章「第12節救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第14節 医療救護計画

災害時における医療救護は、地震・津波編 第1章「第13節医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第15節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第1章「第14節交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- 1 道路管理者及び警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
県及び防災関係機関は特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市に伝達する。
- 2 八重山警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第16節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第1章「第15節治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第17節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編第1章「第16節災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第18節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編第1章「第17節給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第19節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編第1章「第18節食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第20節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編第1章「第19節生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編第1章「第20節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第22節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋火葬計画

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋火葬は、地震・津波編第1章「第21節行方不明者の捜索、遺体処理及び埋火葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編第1章「第22節障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。

第24節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編第1章「第23節住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第25節 二次災害の防止計画

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編第1章「第24節二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第26節 教育対策計画

災害時における応急教育対策は、地震・津波編第1章「第25節教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第27節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、地震・津波編第1章「第26節危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第28節 海上災害応急対策計画

船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

1 連絡調整本部の設置

海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、石垣海上保安部に総合調整本部が設置される。また、総合調整本部が設置された場合は、市に連絡調整本部を設置する。

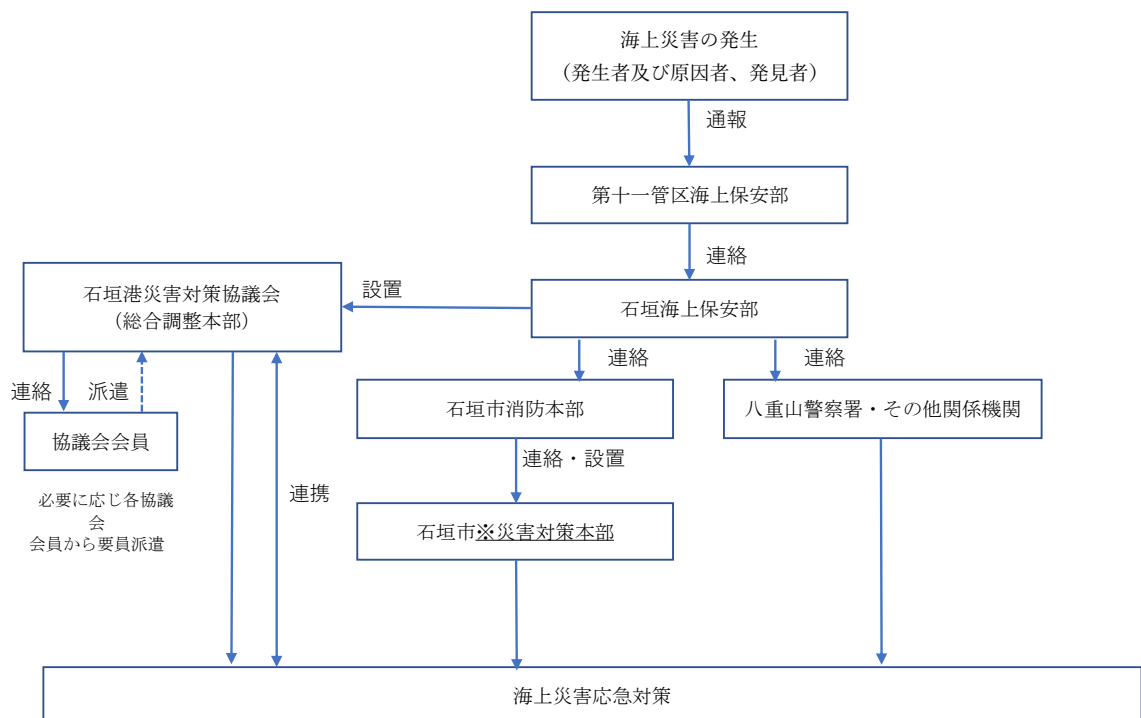
連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と総合調整本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、石垣海上保安部内に設置される。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部（石垣海上保安部、石垣航空基地）

- (2) 沖縄総合事務局（石垣港湾事務所）
- (3) 沖縄气象台（石垣地方气象台）
- (4) 陸上自衛隊（石垣駐屯地）
- (5) 沖縄県八重山土木事務所
- (6) 八重山警察署
- (7) 石垣市（総務部防災危機管理課、建設部港湾課）
- (8) 石垣市消防本部
- (9) 県立八重山病院
- (10) 事故関係企業等
- (11) 指定海上防災機関
- (12) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 石垣海上保安部の実施事項

石垣海上保安部が実施する災害応急対策は、以下のとおりとする。

- (1) 非常体制の確立
 - ア 管内を非常配備とする。
 - イ 大規模海難等対策本部を設置する。
 - ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
 - エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
 - オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難指示や出入港の制限等の措置をとる。
- (2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、以下により行うものとする。

 - ア 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
 - イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに

航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。

ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(5) 緊急輸送

地震・津波編第2章第14節「3 緊急輸送」に準じて、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

(6) 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、災害の応急救助及び応急復旧に必要な物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

市及び関係機関の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施するものとする。

(8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報提供等の措置を講ずるものとする。

(10) 警戒区域の設定

第8節「第1款避難の原則」に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。
- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

5 その他関係機関の実施事項

(1) 石垣港湾事務所の役割

救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

(2) 陸上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

- ア 遭難者の救護
- イ 沿岸住民の避難に必要な支援
- ウ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(3) 海上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

- ア 被害状況の調査
- イ 遭難者の救出・救護
- ウ 死傷病者の救出・搬送
- エ 行方不明者の捜索
- オ 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援
- カ 人員・物資の輸送等
- キ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(4) 県の役割

- ア 市に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- イ 応急物資のあっせん及び輸送手段の調整
- ウ 自衛隊、地方公共団体に対し応援要請その他の応急措置
- エ 第十一管区海上保安本部、石垣海上保安部の行う応急対策への協力
- オ 防除資機材及び消火資機材の整備
- カ 規模に応じ、災害対策本部等の設置
- キ 危険物施設に対する措置に関して市長からの要求に基づく指導又は助言
- ク 災害救助法適用に関する措置
- ケ 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- コ 災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施

(5) 市及び市（消防本部）の役割

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- オ 沿岸及び地先海面の警戒
- カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- キ 消火作業及び延焼防止作業
- ク その他石垣海上保安部の行う応急対策への協力
- ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
- コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

(6) 八重山警察署の役割

- ア 警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
- イ 危険防止又は民心安定のための広報活動
- ウ 住民の避難誘導
- エ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
- オ 交通の秩序の維持及び通信の確保
- カ 人命救助の実施
- キ 災害情報の収集及び関係機関への伝達
- ク 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
- ケ 関係防災機関の活動に関する支援

(7) 事故関係機関

- ア 第十一管区海上保安本部、石垣海上保安部への事故発生の通報
- イ 遭難船舶乗組員の救助
- ウ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
- エ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
- オ 消火活動等消防機関への協力
- カ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
- キ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣

(8) 指定海上防災機関

- ア 船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施
- イ 海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施
- ウ 市及び県等の災害復旧に当たっての助言

(9) その他関係機関、団体

自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、第十一管区海上保安本部、石垣海上保安部、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、市は県等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 海洋環境の汚染防止

災害により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
- イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等及び事故防止に必要な指導を行う。

第 29 節 在港船舶対策計画

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編第 1 章「第 27 節在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第 30 節 労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編第 1 章「第 28 節労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第 31 節 民間団体の活用計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編第 1 章「第 29 節民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 32 節 ボランティア受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編第 1 章「第 30 節ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 33 節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編第 1 章「第 31 節公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 34 節 航空機事故災害応急対策計画

第 1 款 空港及び周辺区域での事故

新石垣空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害（以下「緊急事態」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合の空港災害対策は、以下により実施する。

1 現地対策本部の設置

新石垣空港、及び空港周辺における航空機事故等に際し、関係機関が協力して消火救難及び救急医療活動を迅速かつ適切に実施するため、当該空港に現地対策本部を設置する。

2 空港災害応急対策の内容

空港災害応急対策の目的は、主として航空機事故が発生し、又は航空機火災が発生するおそれのある場合に、人命救助を目的として航空機火災を防御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施する。

また、空港内に重大な事故が発生した際には、空港施設の早期復旧に努力し、航空交通早期再開と空港の安全確保を図る。

3 事故処理要領

事故処理に当たっては、新石垣空港緊急時対応計画に基づき迅速かつ的確に実施する。

4 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は、編末図－２のとおりとする。

第２款 空港及び周辺区域以外での事故

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、市、県及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1 空港管理者

空港の利用に当たっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。

2 県の役割

- (1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。
- (2) 市が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を指示する。
- (3) 医療救護活動を実施する必要が生じた時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。
- (4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

3 市の役割

(1) 事故発生時の通報

航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

ア 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

イ 死傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。

(2) 県への応援要求

災害の規模が大きく市で対応できない場合は、応援協定に基づき県に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

4 沖縄県警察の活動

- (1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。
- (2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間僻地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

5 石垣航空基地、石垣海上保安部の活動

- (1) 航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船艇・航空機を活用した捜索活動を実施する。
- (2) 海上において航空機事故が発生した場合には、巡視船艇や航空機を墜落現場へ急行させ、情報収集活動を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。

第 35 節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第 1 章「第 32 節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 36 節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第 1 章「第 34 節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市及び県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、事前対策について指導を行うものとする。

第 37 節 道路事故災害応急対策計画

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- (1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 市は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
- (3) 市は県へ連絡し、県は被害状況を把握するとともに、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。
- (4) 八重山警察署は被害に関する情報を把握し、これを県警察本部に連絡する。

2 応急活動及び活動体制の確立

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 関係機関は、第 2 章「第 1 節組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

3 救助・応急、医療及び消火活動

- (1) 道路管理者は市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市及び県は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

4 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者及び電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- (3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- (4) 八重山警察署は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

5 その他

- (1) 災害復旧への備え

- 道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
- (2) 道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第 38 節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 市の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第2章 台風災害応急対策計画

第1節 目的

本計画は、台風の常襲地帯となっている本市において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、本市域の台風による被害軽減を図ることを目的とする。

第2節 台風災害事前対策

1 住民等への周知活動

台風被害を最小限に抑えるためには、事前の対策が重要な要素である。

台風が発生し、石垣島地方に影響を及ぼすまでには時間的猶予があり、その間に対策を講じられるよう住民に対して次の事項の啓発・広報等を継続して行う。

実施区分	市担当部課
台風教育、防災講演会及び災害教訓の伝承	防災危機管理課、消防本部、教育委員会
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	防災危機管理課、消防本部、施設管理課、農政経済課、むらづくり課
一時避難場所及び緊急避難所の設定及び利用に関する事	市民生活課、石垣市健康福祉センター、福祉総務課、教育委員会
台風時における緊急避難所の設定に関する事	防災危機管理課
住民への協力事項 (ゴミ回収及び収集に関する事)	環境課
気象情報に関する事	防災危機管理課

2 災害対策警戒体制

台風の進路が石垣島地方に影響を及ぼすと想定される場合、庁議メンバーで構成された台風対策警戒会議を開催し、各部署における台風対策の確認を行い、各部の課長等へ指示し、備える。台風対策の確認については、次のとおりとする。

(1) 台風対策警戒会議の開催場所及び構成員

開催場所：市役所庁舎2階庁議室

構成員：庁議メンバーをもって構成する

(2) 台風対策警戒会議での確認事項

- ① 台風接近の見通し
- ② 各部等における台風対策
- ③ 災害対策本部の設置、解散に関する事
- ④ 配置体制及び各部間の連絡・応援体制等の確認
- ⑤ 業務の停止・開始等、台風接近時間における職員勤務の見通し
- ⑥ 緊急連絡体制に関する事
- ⑦ 被害調査、割当地区に関する事
- ⑧ その他台風に関する必要な事項

3 台風接近時の事前対策及び警戒活動に関する各課の事務分掌

部 課	事 前 対 策
総務部 総務課	・業務停止又は開始の調整及び連絡に関する事
総務部 防災危機管理課	・台風情報等及び気象情報の収集、伝達に関する事 ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関する事 （防災行政無線、一斉メール、広報車） ・老朽危険家屋の台風対策の呼びかけ及び応急対策調整に関する事 ・台風緊急避難所の開設・運営及び調整に関する事 ・防災機関との連絡及び調整に関する事 ・各部課間の連絡及び調整に関する事
総務部 契約管財課	・庁舎等の保全対策に関する事
企画部 企画政策課	・台風対策等の呼びかけ及び広報に関する事 （ホームページ、SNS、広報車）
企画部 DX 課	・庁内サーバー等の台風対策（停電・漏水等）に関する事
企画部 観光文化課	・観光客等への台風情報の提供や宿泊先の斡旋等に関する事 ・観光客等の避難支援対策及び調整に関する事
市民保健部 市民生活課	・台風一時避難所（石垣市健康福祉センター）の運営及び調整に関する事
市民保健部 石垣市健康福祉センター	・台風一時避難所（石垣市健康福祉センター）の開設、閉鎖に関する事 ・所管施設の台風対策に関する事
市民保健部 環境課	・台風前後のゴミ収集及び住民への広報業務に関する事
福祉部 福祉総務課	・避難行動要配慮者（生活保護世帯）の巡視等及び必要に応じた避難支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営及び調整に関する事 ・台風一時避難所における要配慮者支援及び調整に関する事
福祉部 障がい福祉課	・避難行動要配慮者（障がい者の独居世帯など）への巡視等及び必要に応じた避難支援に関する事
福祉部 介護長寿課	・避難行動要配慮者（高齢者の独居世帯等）の巡視等及び必要に応じた避難支援に関する事
福祉部 こども未来局 こども家庭課	・所管施設の台風対策に関する事
福祉部 こども未来局 子育て支援課	・所管施設の台風対策に関する事 ・公立幼稚園、保育所、認定こども園の休園、開園の調整及び連絡に関する事

建設部 施設管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設、公園等の巡視及び台風対策に関すること ・所管する道路の排水、倒木等、その他危険個所の巡視及び応急・復旧対策に関すること ・観光客等避難所の開設に関すること（観光文化課との調整）
建設部 港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾所管施設の巡視及び保全対策に関すること
建設部 空港課	<ul style="list-style-type: none"> ・空港所管施設の保全対策に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設、道路等の巡視及び保全対策に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の臨時休校等の事前調整に関すること ・学校施設等の台風対策に関すること ・所管する施設の休館・開館等の調整及び連絡に関すること ・緊急避難所の施設開設、閉設の調整に関すること ・庁舎等の保全対策に関すること
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び所管施設の台風対策に関すること
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・救急、救助出動態勢の確保に関すること ・被害が予想される物件、看板、シャッター等の巡視及び指導に関すること ・台風対策等の呼びかけ及び広報に関すること ・老朽危険家屋の台風対策呼びかけ及び応急対策に関すること
各施設及び道路管理者等	所管する施設及び道路等の保全対策に関すること
その他	その他の課においては、所管する施設等の台風対策を講じる

4 台風時の避難所開設準備について

暴風警報発表に備え、石垣市健康福祉センターを一時避難所として受け入れ体制を整える。

また、台風の勢力や接近に伴う暴風特別警報が発表されることが想定される場合は、台風緊急避難所を速やかに開設し、避難者を受け入れられる体制を事前調整しておくこととする。

第3節 暴風警報発表時の体制

1 市災害対策本部

石垣島地方に気象業務法に基づく暴風警報が発表され、災害の発生するおそれがある場合には、市長を本部長とする石垣市災害対策本部を設置し、警戒体制をとる。

第1 配備体制（警戒体制）

部等	課等	活動内容	配備要員
総務部	総務課	災害対策本部要員及び情報収集・連絡等	1
	防災危機管理課	災害対策本部要員及び情報収集・連絡等 防災関係機関との連絡調整 各部等との連絡調整	1 (必要人数)
	契約管財課	庁舎の保安要員	2
企画部	企画政策課	電話交換業務要員（時間外を除く）	1
	観光文化課	観光客対応要員	必要人数
市民保健部	市民生活課、 健康福祉センターほか	台風一時避難所開設、施設保安要員 台風一時避難所運営要員	2 必要人数
福祉部	福祉総務課ほか	福祉避難所開設、運営、施設保安要員 台風一時避難所における避難行動要支援者 への必要な支援等	必要要員
建設部	施設管理課	市道関係災害応急対策要員 観光客等避難所の開設要員	必要要員
	港湾課	港湾所管施設保安要員	2
	空港課	空港所管施設保安要員	2
消防本部		警報等の伝達及び救助活動要員	必要要員
水道部		水道所管施設保安要員	必要人数
教育委員会		庁舎の保安要員	2

※配置職員については、毎年4月末までに配置計画を各部長と調整の上、総務部長に提出する。
また、台風の接近状況や勢力により各部長が配置時間、人数の増減を判断し、指示するものとする。

その他の職員については、自宅待機とする。

2 警戒活動等

暴風警報が発表され、暴風域に入るまでの間は、市各部において必要な監視活動等を行う。

3 台風緊急避難所の開設

気象庁では、暴風の特別警報基準を設定し、特別警報発表時には直ちに命を守る行動を
するよう呼びかけるとともに、自治体においては、早めの避難指示等の発令と早期の避難所
開設及び誘導による住民の安全の確保を求められている。

特別警報発表に備えた緊急避難開設について、以下のとおりとする。

(1) 避難所開設基準

- ① 暴風警報発表後、台風が急激に発達しながら石垣島に接近し、相当な被害が予想される場合
- ② 暴風特別警報（中心気圧 910hpa 又は平均風速 60m以上）が発表される見込みの場合又は暴風特別警報が発表された場合

(2) 台風緊急避難場所

暴風による家屋倒壊や倒木等によって適切な救助活動できない可能性があることから、住民の安全の確保と適切な救助活動を遂行するため、北部、西部各地区に台風緊急避難所を開設する。

原則、北部地区は、伊原間中学校、西部地区は、川平小中学校とする。

(3) 避難所開設及び閉設

台風の進路や勢力など气象台からの台風情報を基に、災害対策本部が開設を決定する。避難所閉設は、原則、気象警報解除と同時とする。

ただし、解除時間が、深夜になった場合は、教育委員会と協議の上、早朝まで、施設を利用することを検討する。

(4) 避難所配置職員

各避難所、原則 2 名ずつの配置とし、配置時間は、原則 6 時間とする。

ただし、交代時間は、台風の接近による暴風状況や時間帯を考慮し、調整を行う場合がある。

配置職員は、配置避難所までの移動手段として、事前に公用車等を準備しておくこととし、配置後、災害対策本部と連絡を取り合い、避難所の運営を行う。

本部連絡班は、あらかじめ配置職員名簿を提出させておく。

4 応急活動等

施設管理者及び道路管理者等は、暴風警報が解除される前に、警察等からの通報によって、二次被害防止のための必要な措置が必要と判断される場合は、台風の状況により各部長が応急活動要員の派遣を指示するものとする。

5 市災害対策本部（救助体制又は非常体制）への移行

台風によって相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、「第 4 章 第 1 節 組織・動員計画」による第 3 配備体制（救助体制）へ移行し、対策を講じる。市全域にわたって甚大な被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合には、第 4 配備体制（非常体制）へ移行し、対策を講じる。なお、災害対策要員については、「第 4 章 第 1 節 組織・動員計画」による。

6 被害調査等

市各部においては、暴風警報解除後、割当て地区及び所管の施設に係る被害調査を速やかに実施する。

特に、住家の被災状況の調査については、第 2 編第 2 章第 16 節に定める判定区分を基準とし被害を報告する。

また、被害等を確認した場合は、被害場所の位置、内容を所定の様式にできるだけ詳細に記入し、写真等必要な資料を添付の上、報告する。

なお、市内全域で建物被害等が十数件以上発生し、速やかな罹災証明交付等を行うために本部長が必要と判断した場合は、被害調査班を結成することとし、災害対策本部解散後についても住民からの調査の問合せに対応することとする。

7 市災害対策本部の解散

対策本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったとき、又は応急対策活動を終了した場合は、災害対策本部を解散する。

※共通事項

- (1) 災害救助に関する情報及び緊急連絡があった場合は、消防本部と総務部防災危機管理課に速やかに報告する。
- (2) 各部課等で行われる行事、イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断し、対応する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第3章「第1節公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、地震・津波編第2章「第2節被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編第2章「第3節中小企業者等への支援」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

市は、県と連携協力し、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

第4節 復興の基本方針等

復興計画やまちづくりは、地震・津波編第2章「第4節復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。